

横手市財産経営推進計画



横 手 市

改訂履歴

- **平成 28 年 3 月（策定）**
国の「インフラ長寿命化基本計画」に対応した計画として策定
- **平成 29 年 10 月（一部改訂）**
FM推進体制の変更
公共施設敷地等の借地に関する基本方針を追加
- **令和 2 年 7 月（一部改訂）**
FM推進体制の変更
ユニバーサルデザイン化に関する方針を追加
- **令和 4 年 3 月（全部改訂）**
国が周知した「令和 3 年度末までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっ
ての留意事項について」並びに、令和 2(2020)年度に策定した「横手市公共施設
個別施設計画」の内容を踏まえて全部改訂を実施
- **令和 5 年 8 月（一部改訂）**
令和 5 年 1 月に策定した横手市トンネル長寿命化修繕計画及び横手市道路附属
物長寿命化修繕計画、令和 5 年 3 月に改定した横手市営住宅等長寿命化計画並び
に令和 5 年 5 月に更新した横手市公園施設長寿命化計画に基づき、整合性を図る
ための改訂を実施

目 次

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題..... - 1 -

- 1.1 計画策定にあたって..... - 1 -
 - 1.1.1 計画策定の背景..... - 1 -
 - 1.1.2 計画の位置付け..... - 1 -
 - 1.1.3 ファシリティマネジメント（FM）の導入..... - 2 -
 - 1.1.4 対象施設..... - 3 -
- 1.2 公共施設等の現況と課題..... - 5 -
 - 1.2.1 公共施設の現況と課題..... - 5 -
 - 1.2.2 一人あたりの公共施設延床面積..... - 6 -
 - 1.2.3 インフラの現況と課題..... - 8 -
 - 1.2.4 公共施設等の有形固定資産減価償却率..... - 13 -
- 1.3 人口・ニーズの現況と課題..... - 14 -
- 1.4 財政の現況と課題..... - 15 -
 - 1.4.1 財政全般の現況と課題..... - 15 -
 - 1.4.2 投資的経費、維持補修費の見通し..... - 17 -

第2章 FM計画の基本方針..... - 21 -

- 2.1 FM計画の目的と期間..... - 21 -
 - 2.1.1 現況と課題の整理..... - 21 -
 - 2.1.2 計画の目的..... - 21 -
 - 2.1.3 計画期間..... - 22 -
- 2.2 推進体制と情報管理..... - 23 -
 - 2.2.1 推進体制..... - 23 -
 - 2.2.2 情報管理..... - 24 -
- 2.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方..... - 25 -
 - 2.3.1 公共施設等の目標..... - 25 -
 - 2.3.2 目標を実現するための基本方針（公共施設）..... - 26 -
 - 2.3.3 目標を実現するための基本方針（インフラ・土地）..... - 31 -
 - 2.3.4 目標を実現するための基本方針（共通事項）..... - 31 -
 - 2.3.5 公共施設敷地等の借地に関する基本方針（共通事項）..... - 34 -
- 2.4 フォローアップの実施方針..... - 35 -

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針..... - 36 -

3.1 建物系公共施設（公共施設）	- 36 -
3.1.1 行政系施設	- 36 -
3.1.2 学校教育系施設	- 44 -
3.1.3 医療施設	- 47 -
3.1.4 供給処理施設	- 48 -
3.1.5 保健・福祉施設	- 50 -
3.1.6 子育て支援施設	- 53 -
3.1.7 公営住宅	- 55 -
3.1.8 公園内施設	- 58 -
3.1.9 市民文化系施設	- 61 -
3.1.10 社会教育系施設	- 65 -
3.1.11 スポーツ・レクリエーション系施設	- 67 -
3.1.12 産業系施設	- 71 -
3.1.13 その他施設	- 73 -
3.2 土木系公共施設（インフラ）	- 76 -
3.2.1 道路・橋梁・トンネル・道路附属物	- 76 -
3.2.2 河川	- 77 -
3.2.3 公園等	- 78 -
3.2.4 農林業施設	- 79 -
3.3 企業会計公共施設（インフラ）	- 80 -
3.3.1 上水道施設	- 80 -
3.3.2 下水道施設、農業集落排水処理施設	- 82 -
3.3.3 病院	- 84 -
3.4 土地.....	- 85 -

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

1.1 計画策定にあたって

1.1.1 計画策定の背景

本市では、平成 27(2015)年度に国の「インフラ長寿命化基本計画」に対応した「横手市財産経営推進計画」(以下「FM計画」という。)を策定し、「公共施設全体を市の貴重な財産と捉え、将来にわたり市民ニーズに対応した持続的行政運営を確立する。」ことを目的に、継続的な取り組みを行っています。

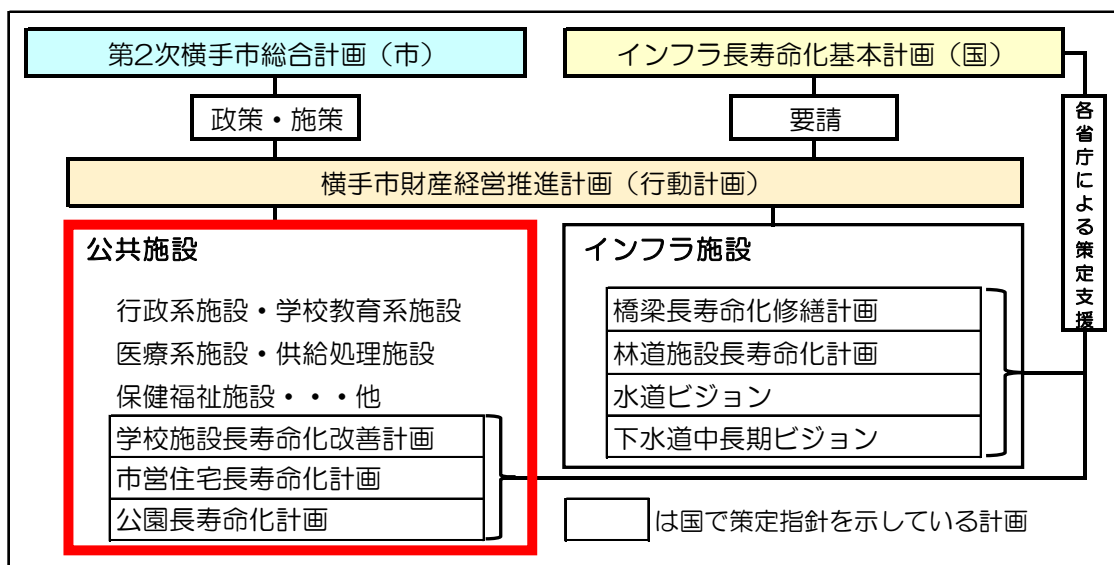
また、FM計画に基づく「横手市公共施設個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を令和 2(2020)年度に策定し、長寿命化や改修に係る内容や実施時期、対策費用の概算を示しながら、計画的な維持管理、更新等を推進することとしています。

しかしながら、少子高齢化の加速や人口減少、人口流出に伴う社会構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化等から市民ニーズは変化し続けており、公共施設においても、社会情勢の変化に的確に対応するための取り組みが必要であることから、市民とともに取り組み、まちづくりの将来計画を形成するFM計画の策定を行うものです。

1.1.2 計画の位置付け

FM計画は、本市の最上位計画である「横手市総合計画」の基本方針に基づく政策達成のための計画であり、さらに「第2次行財政改革アクションプラン」と連携、調整を図り、本市の公共施設等の適正な維持管理と再配置を図るための基本方針を示すものです。

図表 1.1 FM計画の体系的な位置付け



また、国のインフラ長寿命化基本計画（平成25(2013)年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）に対応する行動計画、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26(2014)年4月22日付け総財務第74号）で国から要請された公共施設等総合管理計画にあたります。

1.1.3 ファシリティマネジメント（FM）の導入

FM計画では、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント（FM）を導入しています。

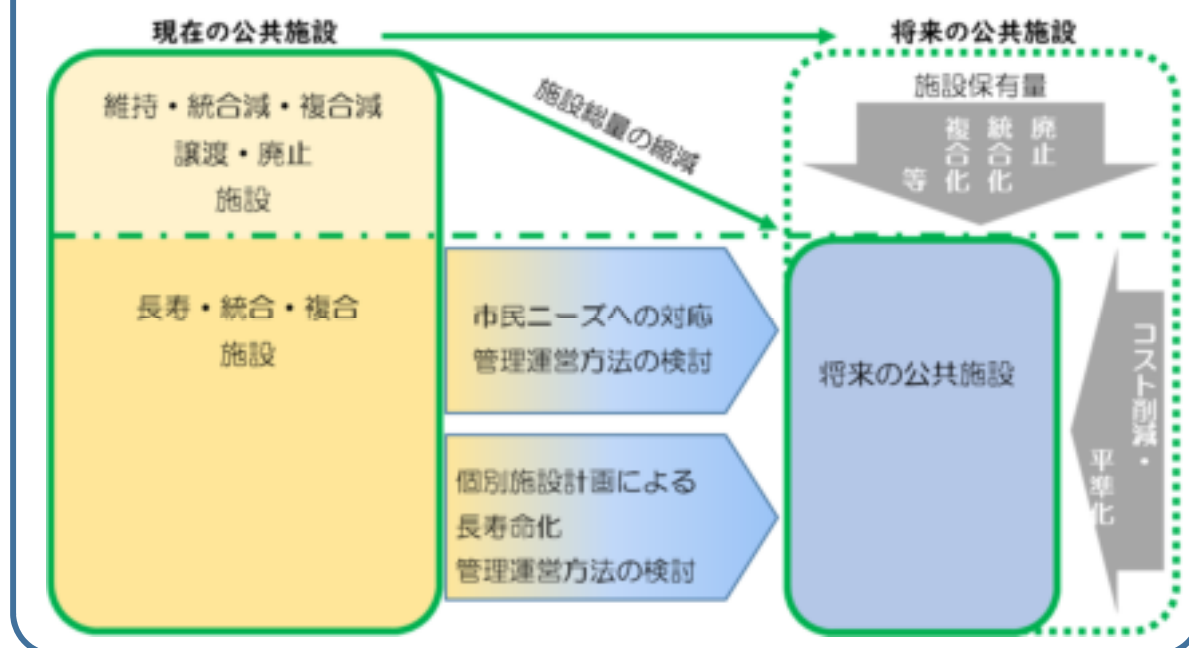
ファシリティマネジメント（FM）とは、土地、施設や設備（ファシリティ：Facility）及び、それらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用（マネジメント：Management）することです。

公共施設全体に対し、品質、数量、ライフサイクルコストの適正性と、それを支える組織、体制、情報管理等を検討し、全庁横断的な推進体制の確立、総合的な計画立案と着実な進行管理、最適状態を維持する不断の検証を同時に実施します。

<公共施設マネジメント>

長寿命化や施設保有総量の最適化等、公共施設を計画的に維持管理し、有効活用を図ることで、時代の変化に対応した公共サービスの提供と持続可能な行政経営を両立させるための取り組みです。

図表 1.2 公共施設マネジメントのイメージ図



＜ライフサイクルコスト＞

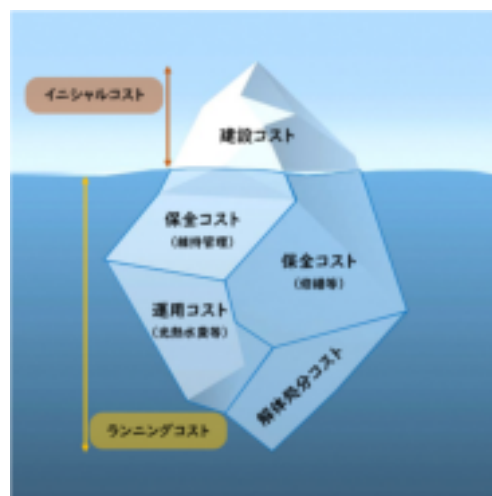
ライフサイクルコストとは、製品や構造物（建物や橋、道路等）が造られてから、その役割が終わるまでにかかる費用の合計で、生涯費用やLCCと呼ばれることもあります。

建物の場合は、設計から建築、維持管理から解体までに必要となる全ての費用を合計したものです。

ライフサイクルコストは、イニシャルコストとランニングコストからなり、イニシャルコストとは、その建物を造るためにかかる初期の建設コストで「氷山の一角」と言われています。

ランニングコストというのは、その建物を使い続けるために必要な費用です。その内容は多岐にわたり、ライフサイクルコストのうち、ランニングコストが大きなウエイトを占めます。

図表 1.3 ライフサイクルコスト (LCC) のイメージ図



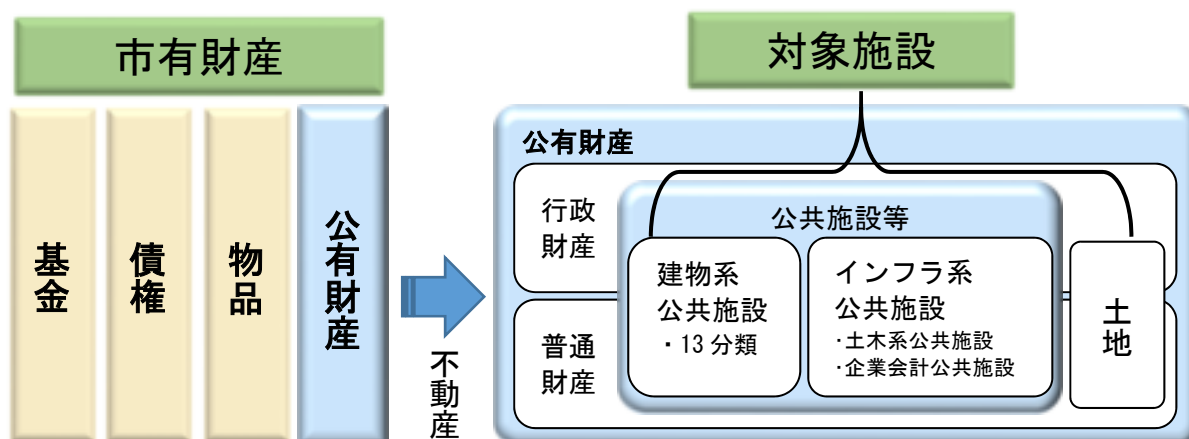
1.1.4 対象施設

地方自治法において、地方公共団体の財産は、公有財産と物品、債権、基金と規定されています。このうち公有財産の範囲は、不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、財産の信託の受益権に分類されます。

FM計画の対象となるのは、公有財産のうち不動産（土地、建物）に属する行政財産と普通財産で、建物系公共施設（以下「公共施設」という。）、土木系公共施設と企業会計公共施設を合わせてインフラ系公共施設（以下「インフラ」という。）、土地に分類します。

なお、公共施設とインフラを合わせて「公共施設等」と表記します。

図表 1.4 公有財産と対象施設



F M計画の対象施設を設置目的や現在の利用状況から、それぞれにあった利活用を行うため、機能別に分類した一覧を示します。

図表 1.5 施設類型の定義 (令和2年度末現在)

区分	大分類	中分類	施設数	主な施設
公共施設 (建物系公共施設)	行政系施設	庁舎	10	本庁舎、地域局庁舎等
		消防施設	218	消防署、分署、消防ポンプ置場、水防倉庫等
		その他行政系施設	46	道路管理センター、除雪センター、スクールバス等車庫、その他事務所等
	学校教育系施設	学校	20	小学校、中学校
		その他教育施設	24	学校給食センター、スクールバス待合所
	医療施設	医療施設	3	診療所
	供給処理施設	生活環境施設	22	クリーンプラザ、衛生センター、斎場、墓園等
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	16	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人憩いの家等
		障がい福祉施設	3	障がい者支援施設
		児童福祉施設	2	児童養護施設、母子生活支援施設
		保健施設	3	保健センター
	子育て支援施設	保育所	3	保育所
		幼児・児童施設	10	児童館、学童保育施設
	公営住宅	公営住宅	43	市営住宅
	公園内施設	市立公園	100	管理棟、東屋、便所等
	市民文化系施設	集会施設	106	広域施設、地区施設、公民館、集会施設
		文化施設	1	市民会館
	社会教育系施設	図書館	5	図書館
		博物館等	10	記念館、資料館、美術館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	39	体育館、野球場、テニスコート、スキー場等
レクリエーション施設・観光施設		23	道の駅、いこいの森、バーベキュー広場等	
保養施設		12	温泉施設、休養施設	
産業系施設	産業系施設	23	育苗施設、加工施設、研修・体験・開発施設、堆肥センター等	
その他施設	その他施設	61	駐輪場、公衆トイレ、廃止施設	
	計	803		
インフラ系公共施設 (インフラ)	土木系公共施設	道路(延長:km)	2,207	一級市道、二級市道、その他の市道
		橋梁(延長:km)	11.5	PC橋、RC橋、鋼橋、木橋等
		トンネル(箇所)	5	市道トンネル
		道路附属物(箇所)	2	歩道橋、スノーシェッド
		河川(本)	8	準用河川
		公園(箇所数)	229	都市公園、市立公園、農村公園、児童公園
	農林業施設(延長:km)	273	農道(28.9km)、林道(244.3km)	
	企業会計公共施設	上水道(管路延長:km)	1,011	導水管(26km)、送水管(44km)、配水管(941km) 配水場(11施設)、浄水場(22施設)、庁舎(1施設)
		下水道(管渠延長:km)	343	単独処理場(1施設)
		集落排水処理施設(管渠延長:km)	80	集落排水等処理施設(10施設)
病院(施設)		2	市立横手病院(16,045㎡)、市立大森病院(9,564㎡)	
土地	土地	公有財産(土地:万㎡)	6,774	行政財産(3,588万㎡)、普通財産(3,186万㎡)

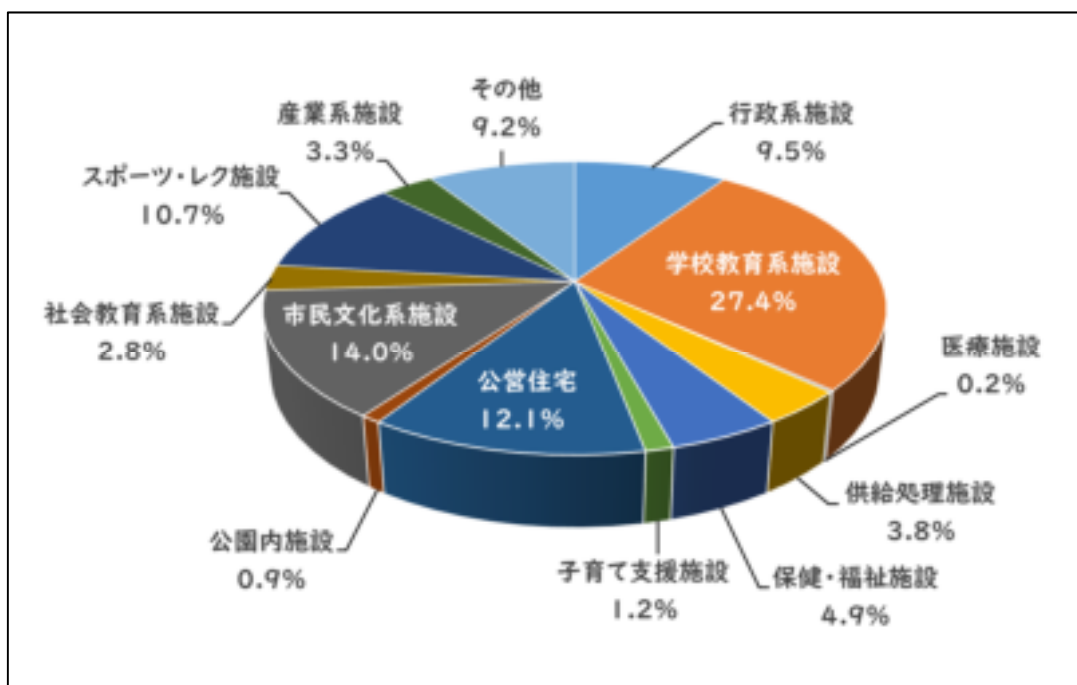
1.2 公共施設等の現況と課題

1.2.1 公共施設の現況と課題

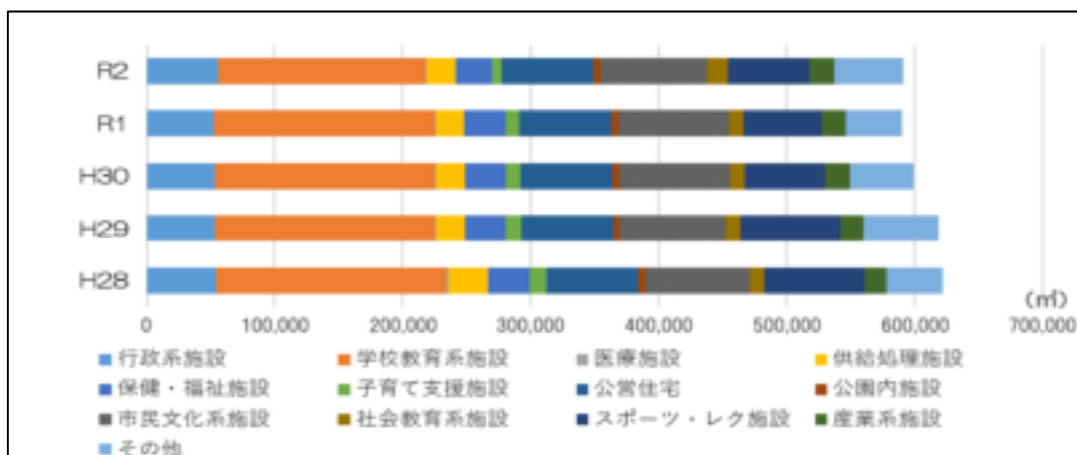
本市が保有する公共施設の総数は、平成27年度のFM計画策定時には909施設、総延床面積は約71.3万㎡でしたが、統廃合により閉校となった小学校や、機能統合となった学校給食センターや消防分署等の解体、保育所の民間譲渡等の再配置の推進により、令和2年度末現在では803施設、総延床面積は約59.1万㎡となっています。

施設類型別の延床面積構成比では、学校教育系施設が27.4%と最も多く、続いて市民文化系施設14.0%、公営住宅12.1%の順で多くなっています。

図表 1.6 施設類型別の延床面積割合



図表 1.7 延床面積の推移

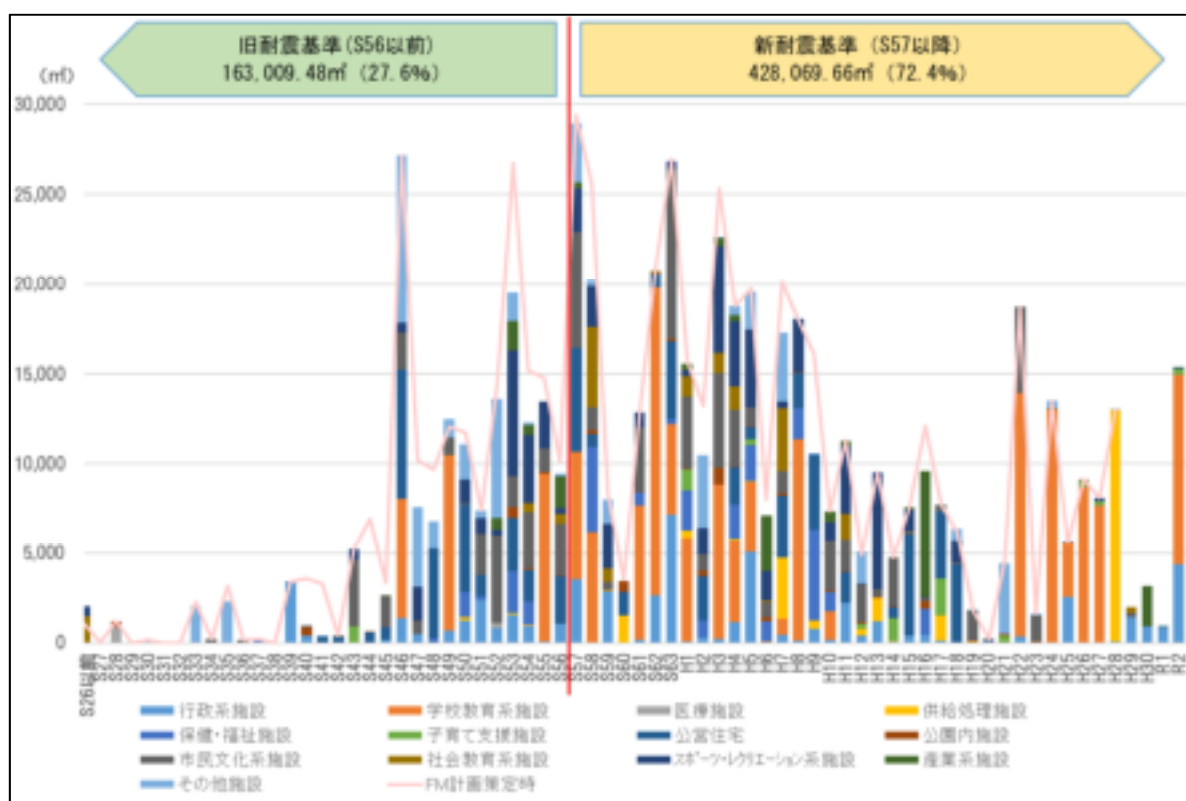


建築年ごとの公共施設の延床面積を見ると、本市の公共施設の多くが昭和45(1970)年から平成12(2000)年頃にかけて建設されており、老朽化が進んでいます。

F M計画の再配置方針による公共施設の解体や譲渡が行われているため、保有施設数は徐々に減少している状況にあります。更なる計画の推進が必要です。

また、令和2年度に個別施設計画を策定し、今後10年間に長寿命化等の対策を検討する77施設の対策時期や費用を明確化しましたが、対象とならなかった施設も、定期的な点検を行いながらローリング方式による見直しにより、柔軟に対応していく必要があります。

図表 1.8 建築年ごとの公共施設の延床面積



1.2.2 一人あたりの公共施設延床面積

平成24(2012)年1月に東洋大学PPP研究センターが発表した、一人あたりの公共施設延床面積の全国平均は3.42㎡です。令和2年度末時点の本市の平均は約6.9㎡で全国平均の約2倍となっています。

F M計画開始時には7.4㎡、約2.2倍でした。施設保有数は減少しているものの、人口減少も続いていることから、一人あたりの公共施設延床面積は微減の状況にあります。

図表 1.9 公共施設の施設数、延床面積の推移

区分	大分類	中分類	施設数・延床面積											
			当初	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
			施設数	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	施設数	延床面積 (㎡)	
建物系 公共施設 (公共施設)	行政系施設	庁舎	10	10	31,319	10	30,143	10	30,143	10	30,014	10	29,246	
		消防施設	228	227	7,003	224	7,153	223	7,400	220	7,418	218	7,373	
		その他行政施設	49	47	15,735	47	15,735	46	15,577	43	15,090	46	19,395	
	学校教育系施設	学校	26	27	174,866	24	166,316	24	166,316	24	166,709	20	156,164	
		その他教育施設	24	24	5,636	24	5,636	24	5,636	24	5,636	24	5,636	
	医療施設	医療施設	4	4	1,270	4	1,270	4	1,270	3	1,199	3	1,199	
	供給処理施設	生活環境施設	25	26	31,223	23	22,358	22	22,342	22	22,342	22	22,342	
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	19	19	21,626	19	21,626	19	21,626	19	21,626	16	18,751	
		障害福祉施設	3	3	4,145	3	4,145	3	4,145	3	4,145	3	4,145	
		児童福祉施設	2	2	3,140	2	3,140	2	3,140	2	3,170	2	3,164	
		保健施設	3	3	2,960	3	2,960	3	2,960	3	2,960	3	2,960	
	子育て支援施設	保育所	14	14	11,912	10	10,379	9	9,952	8	9,244	3	4,245	
		幼児・児童施設	7	8	1,888	8	1,888	8	1,888	8	1,888	10	3,065	
	公営住宅	公営住宅	46	44	71,544	43	71,495	43	71,495	43	71,495	43	71,495	
	公園内施設	市立公園	102	102	5,363	102	5,363	102	5,363	102	5,326	100	5,287	
	市民文化系施設	集会施設	123	122	78,140	119	79,649	117	82,730	112	82,978	106	79,643	
		文化施設	1	1	3,358	1	3,358	1	3,358	1	3,358	1	3,358	
	社会教育系施設	図書館	5	4	4,583	5	4,917	5	4,917	5	4,917	5	4,917	
		博物館等	9	9	6,720	9	6,720	9	6,720	9	6,720	10	11,854	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	42	42	49,975	42	49,975	42	50,074	41	48,726	39	46,491	
		レクリエーション施設・観光施設	20	21	4,251	21	4,251	21	4,251	22	4,253	23	4,474	
		保養施設	17	17	24,052	16	23,831	11	8,299	11	8,132	12	12,099	
	産業系施設	産業系施設	24	25	17,171	24	17,324	25	19,544	24	19,193	23	19,653	
	その他施設	その他施設	106	43	43,883	54	59,204	50	49,672	56	43,739	61	54,124	
	小計			909	844		837		823		815		803	
	総延床面積(万㎡)			71.3		62.2		61.9		59.9		59.0		59.1
	市民一人当たり面積(㎡)			7.4		6.7		6.8		6.7		6.7		6.9
人口(万人)			9.6		9.2		9.1		8.9		8.8		8.6	

図表 1.10 これまでに実施した対策等の主な実績(施設名)

年度	施設名
平成28年度 (2016)	【解体】横手学校給食センター・増田学校給食センター 【譲渡】横手駅前消防出張所・釜ノ川児童館・荒処児童館・野中児童館
平成29年度 (2017)	【新築】平鹿庁舎・山内南郷コミュニティセンター 【解体】福地小学校・福地保育所・二井山児童館・山内公民館南郷分館 【譲渡】里見保育所

年度	施設名
平成30年度 (2018)	<p>【新築】 消防署南分署・園芸振興拠点センター・</p> <p>【解体】 旧平鹿庁舎・消防署平鹿分署・十文字西中学校(校舎)・大雄中学校(校舎)・境町小学校(校舎)・館合保育所・白山保育所・金沢公民館・境町公民館・狙半内地区基幹集落センター・あかまつ荘</p> <p>【譲渡】 大持沢団地物置・上町集落会館・菅生田児童館・下掬団地ゴミ置場・下掬団地ポンプ室・上畑温泉さわらび・上畑温泉ゆーらく・雄川荘・えがおの丘・大森農業者休養健康増進施設・鶴ヶ池荘おんせん館</p>
令和元年度 (2019)	<p>【新築】 消防署西分署</p> <p>【解体】 阿気小学校・南小学校・大雄子どもセンター・大沢保育所・上田村農村公園・増田特産品生産施設・雄物川水防倉庫・大森プール・雄物川除雪センター・山内簡易水道中央管理棟</p> <p>【譲渡】 増田町吉野会館</p>
令和2年度 (2020)	<p>【新築】 雄物川庁舎・十文字庁舎・十文字小学校</p> <p>【解体】 黒川小学校・大森中学校(校舎)・大森武道館等・平鹿文書資料館・増田特産品開発施設・東部環境保全センター・南部環境保全センター・西部環境保全センター</p>

1.2.3 インフラの現況と課題

インフラは、土木系公共施設として道路、橋梁、企業会計公共施設として上水道施設、下水道施設、病院に分類されます。

インフラは、耐用年数がそれぞれ異なり、整備が集中している時期も異なっていますが、時間の経過とともに更新時期が重なっていき、今後、更新のピークを迎えることとなります。インフラの品質を適正に保つための点検や、長寿命化を図る改修が必要となります。

図表 1.11 インフラの推移

区分	大分類	中分類	施設数等					
			当初	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
インフラ系公共施設 (インフラ)	土木系公共施設	道路(延長:km)	2,210	2,213	2,211	2,206	2,205	2,207
		橋梁(延長:km)	11.5	11.5	11.4	11.4	11.4	11.5
		トンネル(箇所)	5	5	5	5	5	5
		道路附属物(箇所)	2	2	2	2	2	2
		準用河川(本)	8	8	8	8	8	8
		公園(公園敷)	234	225	225	223	226	229
		農林業施設(延長:km)	297	293	294	294	294	273
	企業会計公共施設	上水道(管路延長:km)	1,018	1,023	1,025	1,012	1,014	1,011
		下水道(管路延長:km)	327	331	333	336	338	343
		集落排水処理施設(管路延長:km)	80	80	80	80	80	80
		病院	2	2	2	2	2	2

(1) 道路

市道の総延長は2,206.5km、道路総面積は11,435.24 km²となっており、その内、舗装済の道路延長は1,271.9km、道路面積は7,996.03 km²です。道路の安全性を確保するため、定期的にパトロール等を行っています。

また、平成25年度と平成28(2016)年度には、主要な一部幹線市道の舗装の損傷状況を調査する「路面性状調査」(以下「性状調査」という。)を行い、道路舗装修繕計画(以下「修繕計画」という。)を策定しています。

更に、令和2年度からは全ての幹線市道を対象に、新たな調査項目を追加した性状調査を行っており、その結果を修繕計画に反映させることにしています。

この性状調査は、令和6(2024)年度に完了する予定で、調査完了後には新たな修繕計画を作成し、効率的な道路整備、補修を行うことにしています。

なお、その後も5年を1サイクルとして性状調査を継続し、ローリング方式による修繕計画の見直しを行っていきます。

図表 1.12 道路の数量(道路延長並びに道路面積) (令和2年度末)

区分	1級(幹線)市道	2級(幹線)市道	その他の市道	計
道路総延長(m)	349,424	192,644	1,664,447	2,206,514
下段:舗装済延長	345,989	183,813	742,080	1,271,882
道路総面積(m ²)	2,905,357	1,192,539	7,337,344	11,435,240
下段:舗装済面積	2,895,571	1,159,614	3,940,848	7,996,033

(2) 橋梁

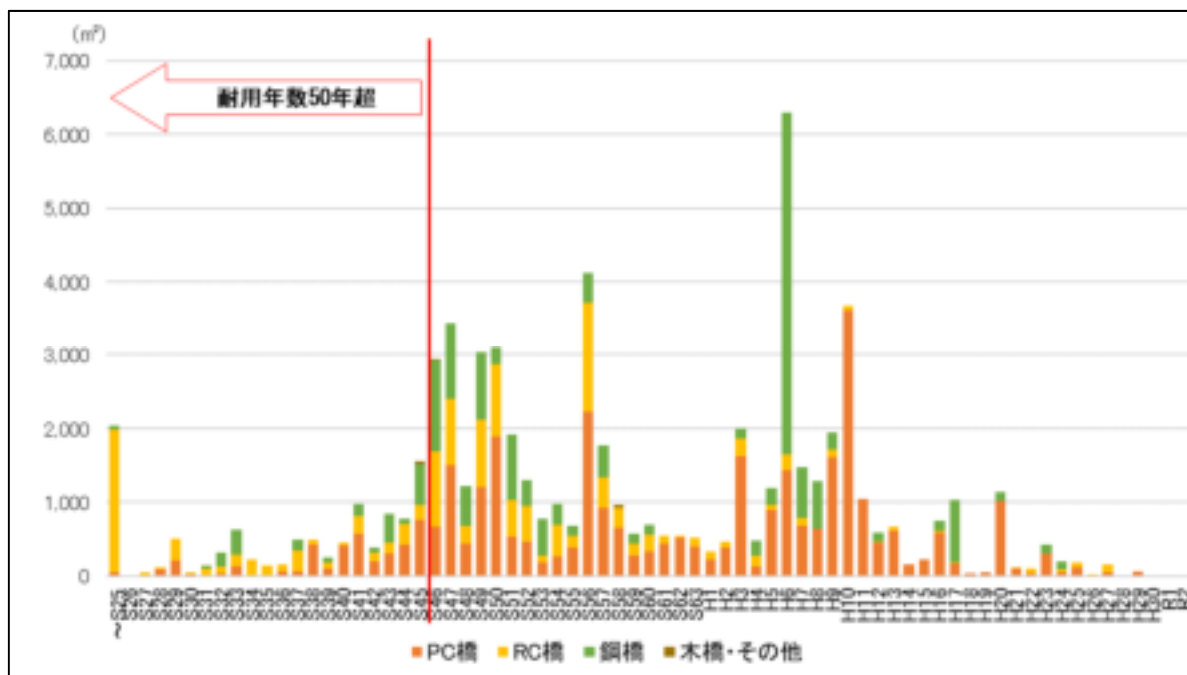
橋梁は、昭和40(1965)年代後半と平成3(1991)～平成10(1998)年頃にかけて整備が集中しています。建設後50年を経過する橋梁が全体の29%を占めており、今後、修繕や架け替えに要する費用の増大が懸念されています。

このような背景から、より計画的な維持管理を行いながら、将来的な財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図るため、令和2年度に「横手市橋梁長寿命化修繕計画」(以下「橋梁長寿命化計画」という。)を策定しています。

図表 1.13 橋梁の数量(種類別) (令和2年度末)

種類	橋梁数(本)	橋梁面積(m ²)
コンクリート橋(PC橋)	573	33,541.0
コンクリート橋(RC橋)	574	14,729.6
鋼橋	87	17,550.9
木橋・その他	4	95.1
計	1,238	65,916.6

図表 1.14 橋梁の年度別整備面積



(3) トンネル、道路附属物

横手市が管理するトンネルは5箇所、道路附属物が2箇所となっており、その内、今後30年間で建設後50年を経過するトンネルが2箇所、道路附属物は全てとなっています。近い将来一斉に更新時期を迎えることが予想されるため、修繕に要する費用の増大が懸念されます。

このような背景から、従来の対処療法型からより計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、修繕コストの縮減及び長寿命化を目的とし、令和4(2022)年度に「横手市トンネル長寿命化修繕計画」(以下「トンネル長寿命化計画」という。)並びに「横手市道路附属物長寿命化修繕計画」(以下「道路附属物長寿命化計画」という。)を策定しました。

図表 1.15 トンネル、道路附属物の数量 (令和4年度末)

分類	施設名	供用年度	延長(m)
トンネル	城山トンネル	H17(2005)	509.3
	清水沢トンネル	H19(2007)	348.0
	大沢トンネル	H16(2004)	279.0
	まぐらトンネル	H9 (1997)	123.3
	防山トンネル	H8 (1996)	265.0
道路附属物	十文字横断歩道橋	S44(1969)	37.8
	狙半内スノーシェッド	S60(1985)	114.0

(4) 上水道

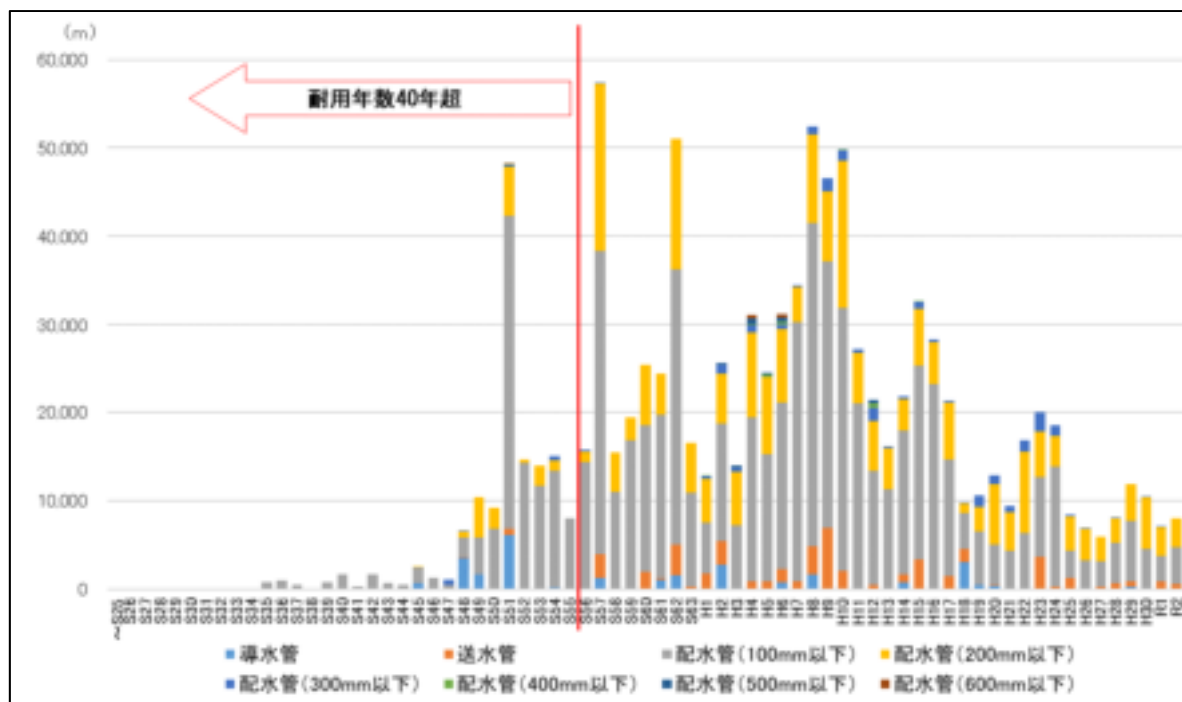
上水道施設は、昭和48(1973)年頃から整備が行われるようになり、平成10年頃に整備が集中的に行われています。昭和55(1980)年以前に整備され、水道管の耐用年数といわれる40年を超える経年化管路率は13.64%ですが、今後、耐用年数を超えて老朽化する水道管が増えていきます。

本市では、将来にわたって安全で安心できる水道水を持続的に供給し、健全な水道事業の経営を実現するため「横手市水道ビジョン」を策定しており、水道をとりまく各種の施策を戦略的に進めていくことにしています。

図表 1.16 上水道の数量（管種別・管径別延長） (令和2年度末)

管種	管径	延長(m)	管径	延長(m)	計(m)
導水管	300mm未満	26,384.13			26,384.13
送水管	300mm未満	40,337.26	500mm未満	3,505.64	43,842.90
配水管	50mm以下	217,783.97	75mm以下	196,142.18	941,070.72
	100mm以下	248,336.57	125mm以下	378.31	
	150mm以下	206,849.87	200mm以下	48,710.94	
	250mm以下	11,713.11	300mm以下	6,534.74	
	350mm以下	895.71	400mm以下	555.25	
	450mm以下	736.87	500mm以下	1,515.69	
	600mm以下	917.51			

図表 1.17 上水道の年度別整備延長



(5) 下水道

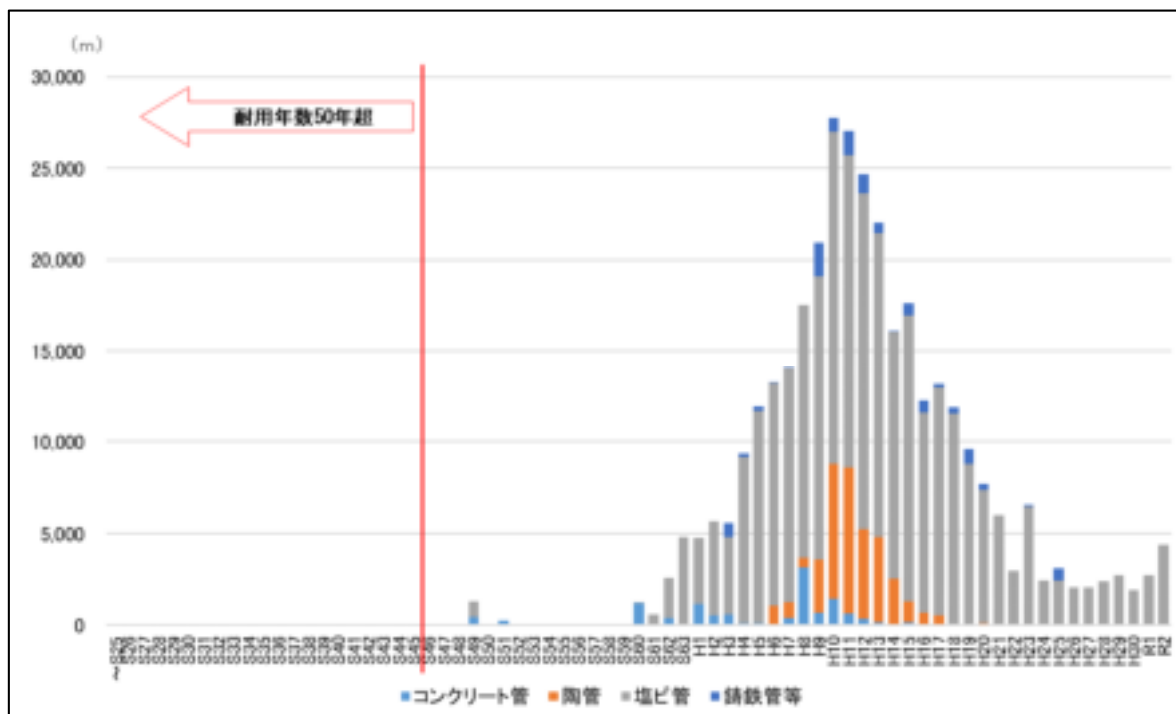
下水道施設は、昭和60(1985)年頃から整備が増えはじめ、平成10年をピークに整備量が減少しています。耐用年数といわれる50年を超える管渠はありませんが、令和17(2035)年以降に一斉に更新時期を迎えることになります。

下水道事業では、経営基盤強化への取り組みとして平成31(2019)年3月に「横手市下水道事業経営戦略」を策定しており、衛生的で快適な生活環境の創出と安定した経営基盤の確立に向けた取り組みを行っています。

図表 1.18 下水道の数量（管種別、管径別延長） (令和2年度末)

管種 \ 管径	250mm以下 (m)	500mm以下 (m)	1000mm以下 (m)	計(m)
コンクリート管	217	8,920	2,952	12,089
陶管	34,046	1,280	-	35,326
塩ビ管	276,980	7,812	-	284,792
鋳鉄管等	10,480	-	-	10,480
管渠延長(m)	321,723	18,012	2,952	342,687

図表 1.19 下水道の年度別整備延長

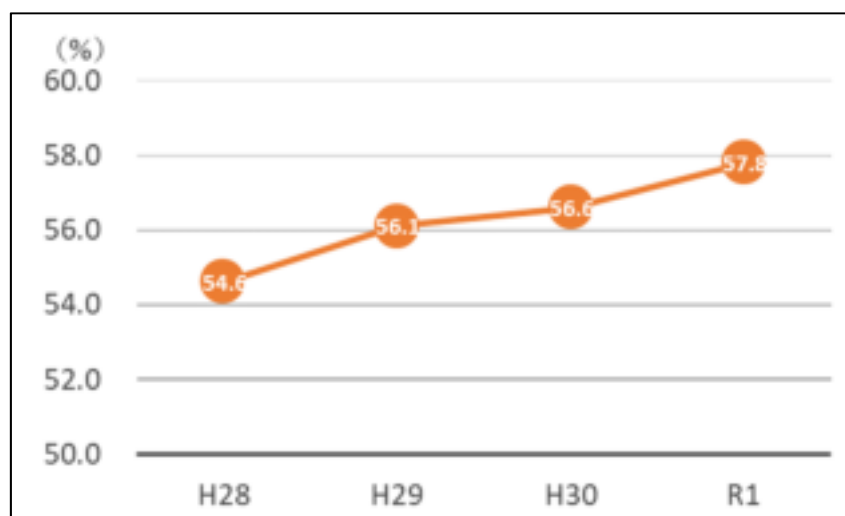


1.2.4 公共施設等の有形固定資産減価償却率

公共施設等の有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能となる指標です。ただし、長寿命化改修による使用期間の延長効果が反映されないことから、施設の老朽度や安全性を直接的に示すものではありません。

本市の令和元(2019)年度の有形固定資産減価償却率は57.8%で上昇傾向にあり、老朽化が進行している状況にあります。

図表 1.20 公共施設等の有形固定資産減価償却率の推移



1.3 人口・ニーズの現況と課題

本市の人口は、平成17(2005)年10月の旧横手市・平鹿郡1市5町2村が合併した時に実施された国勢調査では103,652人でしたが、全国的な動きと同様に人口減少が進み、平成27年には92,197人、令和2年は85,555人となり約18,000人の減少となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も本市の人口は減り続け、令和22(2040)年には58,985人、令和42(2060)年には35,099人となり、令和2年と比較して約59%減少すると推計されています。

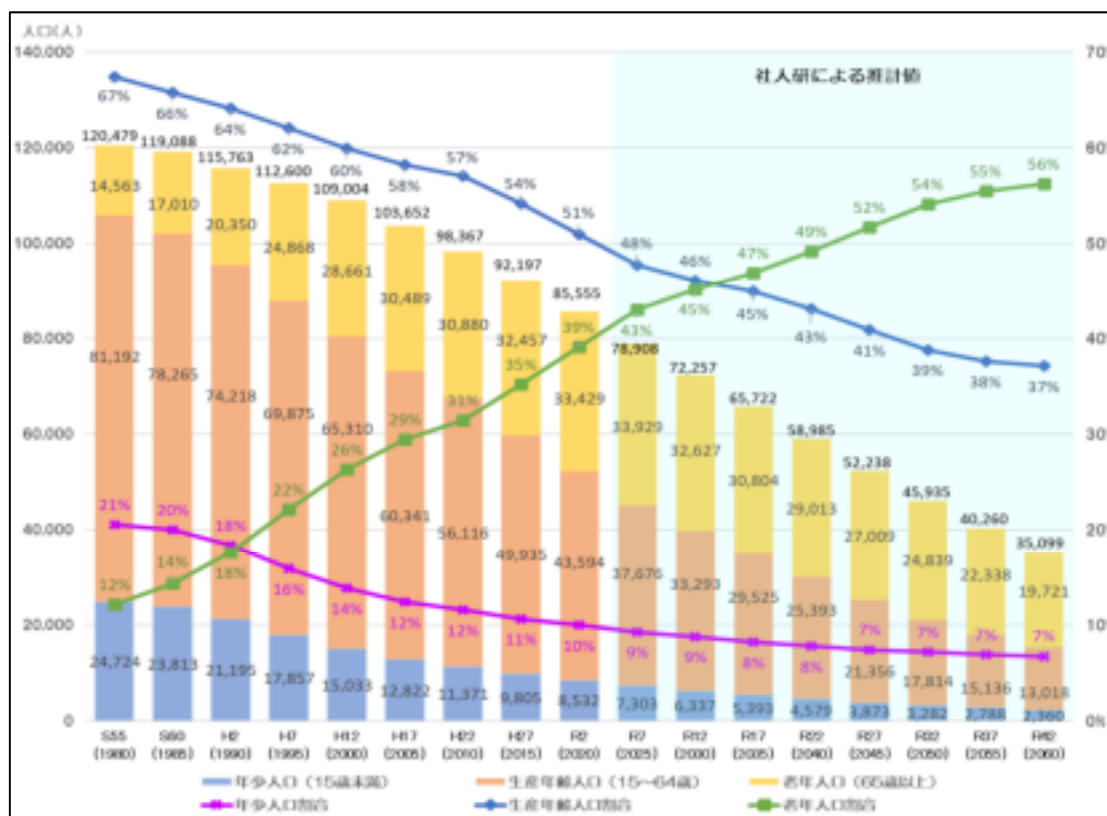
人口構造においても、高齢者割合の急増、少子化の進展に歯止めがかからず、令和12年を過ぎると、生産年齢人口を老年人口が上回る推計となっています。

図表 1.21 人口と人口構成の推移 (表)

年度		S55 (1980)	H2 (1990)	H12 (2000)	H22 (2010)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R32 (2050)	R42 (2060)
年少人口 (15歳未満)	人口(人)	24,724	21,195	15,033	11,371	8,532	7,303	6,337	5,393	4,579	3,282	2,360
	構成比	20.5%	18.3%	13.8%	11.6%	10.0%	9.3%	8.8%	8.2%	7.8%	7.1%	6.7%
生産年齢人口 (15~64歳)	人口(人)	81,192	74,218	65,310	56,116	43,594	37,676	33,293	29,525	25,393	17,814	13,018
	構成比	67.4%	64.1%	59.9%	57.0%	51.0%	47.7%	46.1%	44.9%	43.0%	38.8%	37.1%
老年人口 (65歳以上)	人口(人)	14,563	20,350	28,661	30,880	33,429	33,929	32,627	30,804	29,013	24,839	19,721
	構成比	12.1%	17.6%	26.3%	31.4%	39.1%	43.0%	45.2%	46.9%	49.2%	54.1%	56.2%
全人口	人口(人)	120,479	115,763	109,004	98,367	85,555	78,908	72,257	65,722	58,985	45,935	35,099

※国勢調査集計値 (R7以降は推計値)

図表 1.22 人口と人口構成の推移 (グラフ)



1.4 財政の現況と課題

1.4.1 財政全般の現況と課題

(1) 歳入

歳入では、市町村合併から10年目となる平成27年度の約608億円がピークでしたが、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策事業等により、令和2年度は過去最高の691億円となっています。

自主財源のうち市税は、平成22(2010)年度以降、約85億円前後で推移していますが、税制改正や新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、人口減少に伴う税収の減少が予想されます。また、普通交付税は合併算定替え特例の段階的縮減が終了したものの、人口減少の影響により今後も減少傾向で推移していくことが想定されます。

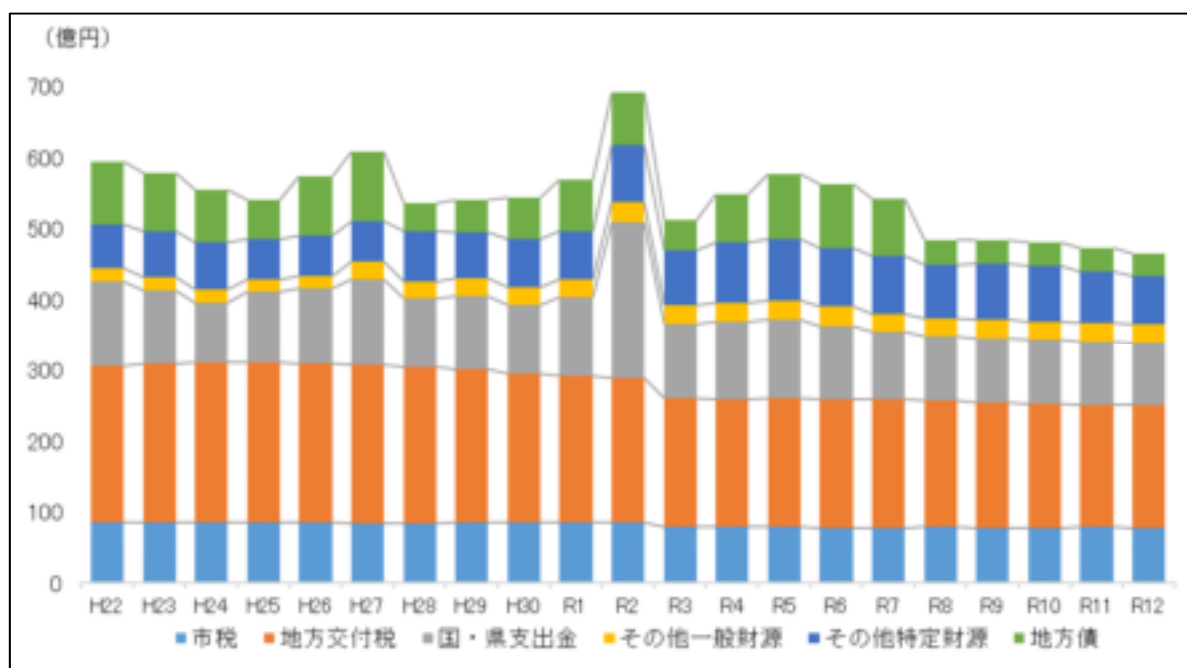
図表 1.23 歳入の推移 (表)

(単位：億円)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市税	85	85	85	85	85	83	84	85	85	85	85	78	78	78	77	77	78	77	77	78	77
地方交付税	221	224	226	225	224	224	220	216	210	206	204	182	181	182	182	182	178	176	175	173	173
国・県支出金	119	103	85	101	107	121	97	104	98	112	220	105	109	111	104	95	92	92	91	90	89
その他一般財源	19	19	18	17	18	26	24	25	25	25	29	27	27	27	27	26	26	26	26	26	26
その他特定財源	61	65	66	57	56	57	71	64	67	68	80	78	85	87	83	82	75	79	79	73	68
地方債	89	82	74	55	84	97	40	46	59	73	73	42	68	92	90	80	35	34	33	33	32
歳入合計	594	578	554	540	574	608	536	540	544	569	691	512	548	577	563	542	484	484	481	473	465

※H22～R2 は決算額、R3 は予算額、R4～R7 は計画額、R8～R12 は参考見込額

図表 1.24 歳入の推移 (グラフ)



(2) 歳出

歳出では、平成27年度の約590億円がピークでしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する国の施策や、十文字統合小学校等の建設事業の増により661億円となりました。

歳出のうち職員の給与等である人件費は、定員適正化計画等により年々減少してきていましたが、会計年度任用職員制度の施行により大幅な増となっています。

また、投資的経費では十文字統合小学校建設や、雄物川庁舎、十文字地域多目的総合施設の建設等により、令和2年度には107億円となりました。今後は、大型公共施設である横手体育館や横手市民会館の建て替えを計画しています。

公共施設の維持管理に要する経費が含まれる維持補修費は、個別施設計画の実施により、費用の抑え込みと平準化を図ることとしています。

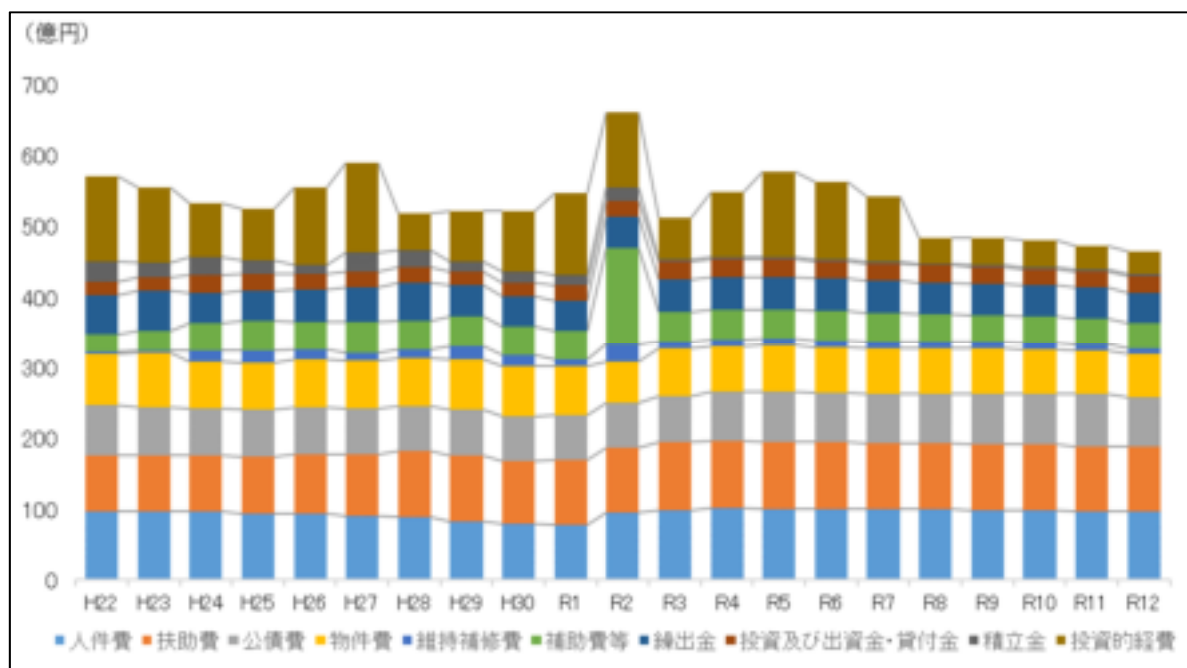
図表 1.25 歳出の推移 (表)

(単位：億円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人件費	96	96	96	93	93	90	89	82	79	78	95	99	101	100	100	100	99	99	97	97	
扶助費	79	80	80	81	85	88	93	94	88	91	91	95	95	94	94	93	93	93	92	92	91
公債費	71	68	66	66	66	64	63	65	64	63	64	66	69	72	70	70	69	71	72	73	70
物件費	73	77	66	67	68	68	68	71	71	70	58	68	66	66	65	65	65	64	63	62	61
維持補修費	3	3	16	17	14	11	12	19	15	9	26	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
補助費等	25	29	39	42	39	44	41	42	42	41	136	42	42	42	43	41	40	39	38	37	35
繰出金	56	56	44	44	46	49	54	45	42	43	44	46	47	45	45	45	44	44	44	44	44
投資及び出資金・貸付金	19	20	25	23	22	22	22	19	19	22	22	25	25	25	25	25	25	24	23	23	23
積立金	29	20	24	19	12	27	25	14	17	14	18	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
投資的経費	119	106	77	73	110	127	51	70	85	116	107	59	91	121	109	91	36	38	38	33	32
歳出合計	570	555	533	525	555	590	518	521	522	547	661	512	548	577	563	542	484	484	481	473	465

※H22～R2 は決算額、R3 は予算額、R4～R7 は計画額、R8～R12 は参考見込額

図表 1.26 歳出の推移 (グラフ)



1.4.2 投資的経費、維持補修費の見通し

(1) 公共施設の更新費用の推計

本市の多くの公共施設が、昭和45年から平成12年頃にかけて建設され、既に40年以上が経過した施設もあり、その多くが改修時期を迎えている状況にあります。

公共施設は、一般的に建設後30年経過で大規模改修、建設後60年で更新を迎えると考えられており、多くの公共施設に対して、多額の改修、更新費用が必要となります。

本市では、再配置方針を長寿、統合、複合としている施設を対象として個別施設計画を策定しており、施設の耐用年数を1.5倍に延ばす改修をメインの対策としながら、本来、建て替えに必要な費用を削減するとともに、将来の対策時期や年度支出額の平準化を図ることとしています。

図表1.5に示された建築年ごとの公共施設の面積推移をもとに、FM計画の当初シミュレーションと同様に、今後40年間（令和42年度まで）に必要な更新費用を、現状のまま建築年度から30年後に大規模改修、60年後に建て替え更新を実施した場合（従来型）と、個別施設計画による長寿命化施設の大規模改修35年、建て替え更新75年とした場合（長寿命型）を、それぞれシミュレーションしました。

《主なシミュレーション条件》

- ・現在の公共施設を全て所有し、現在の延床面積で更新すること
- ・大規模改修に要する期間は2年、建て替えに要する期間は3年として、それぞれの経費を複数年度に分散すること
- ・更新費の単価は、図表1.26のとおりとすること

図表 1.27 施設の分類別建築単価

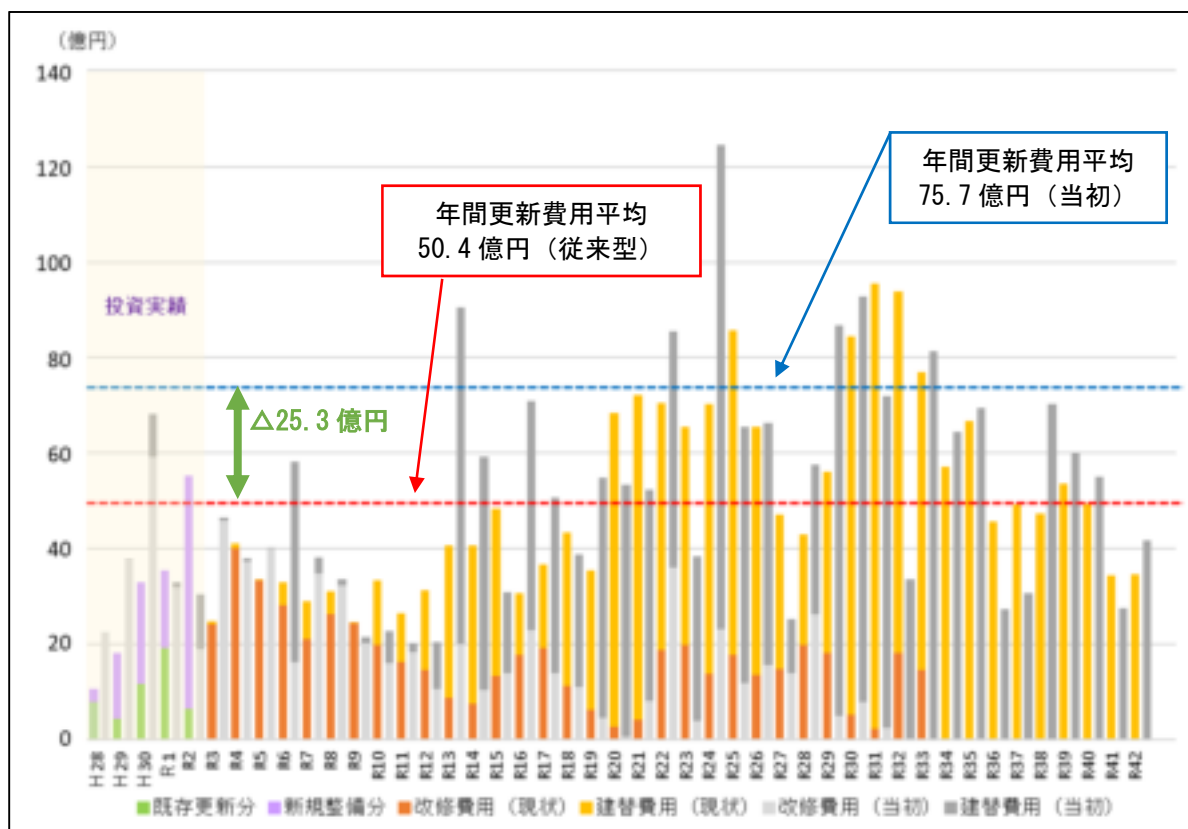
大分類	中分類	建築単価（万円/㎡）	
		大規模改修	建替え
行政系施設	庁舎、消防施設、その他行政系施設	25	40
学校教育系施設	学校、その他教育施設	17	33
医療施設	医療施設	25	40
供給処理施設	生活環境施設	20	36
保健・福祉施設	高齢福祉施設、障がい福祉施設、児童福祉施設、保健施設	20	36
子育て支援施設	保育所、幼児・児童施設	17	33
公営住宅	公営住宅	17	28
公園内施設	市立公園	17	33
市民文化系施設	集会施設、文化施設	25	40
社会教育系施設	図書館、博物館等	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設、保養施設	20	36
産業系施設	産業系施設	25	40
その他施設	その他施設	17	28
譲渡・解体済施設	譲渡・解体済施設	—	—

図表 1.27 は、現状のまま建築年度から 30 年後に大規模改修、60 年後に建て替え更新を実施した場合（従来型）の更新費用推計を、FM計画開始時と比較したグラフです。

令和 3(2021)年度から令和 42 年度までの 40 年間の建て替え、大規模改修費（公共施設にかかる投資的経費）の合計は 2,014 億円、1 年あたり約 50.4 億円が必要となります。

FM計画策定時のシミュレーションでは、平成 27 年度から平成 66(2055)年度までの 40 年間に 3,027 億円、1 年あたり 75.7 億円を必要としていましたので、総額で 1,013 億円、1 年あたり平均で 25.3 億円の縮減になる試算となりました。

図表 1.28 公共施設更新費用推計（従来型：FM計画開始時との比較）

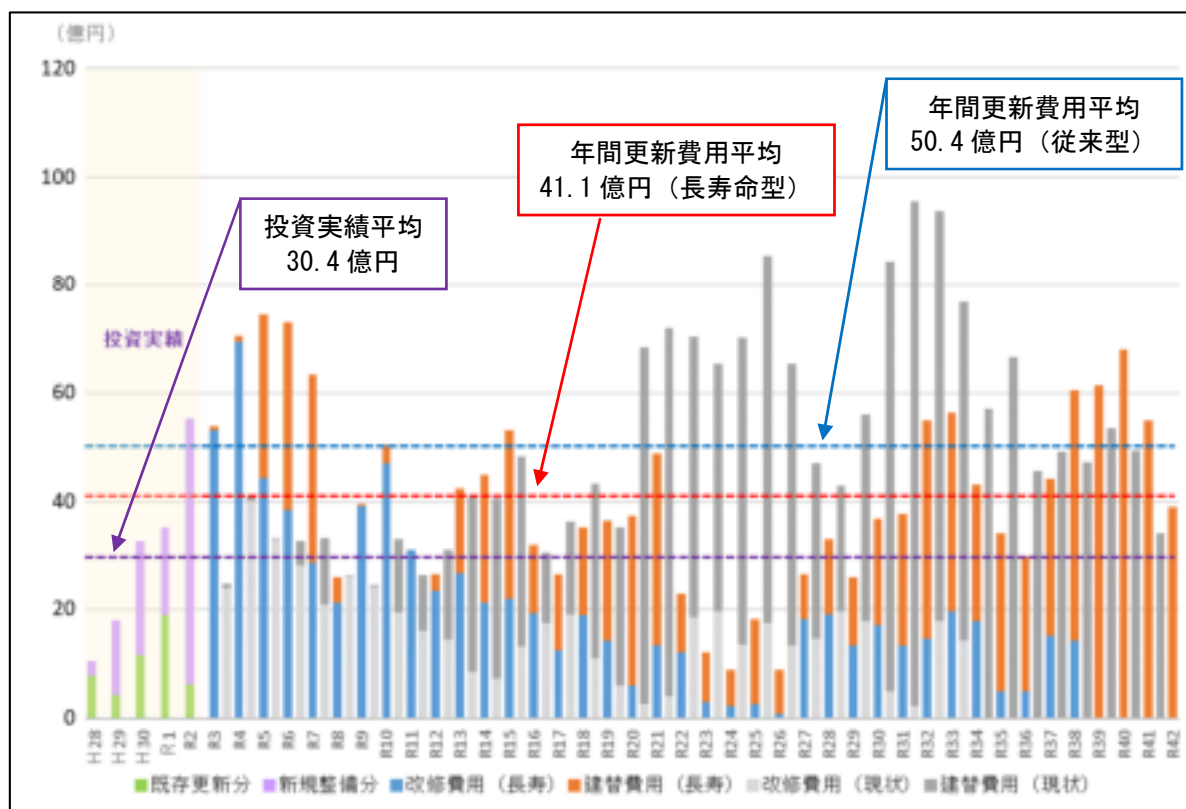


図表 1.28 は、個別施設計画を反映させ、長寿命化施設は大規模改修 35 年、建て替え更新 75 年とした場合（長寿命型）の更新費用推計を、従来型と比較したグラフです。

長寿命型では、令和 3 年度から令和 42 年度までの 40 年間の建て替え、大規模改修費の合計は 1,646 億円、1 年あたり約 41.1 億円となります。

従来型のシミュレーションと比較しても、更に総額で 368 億円、1 年あたり 9.3 億円を縮減することができる試算となりました。

図表 1.29 公共施設更新費用推計（長寿命型：従来型との比較）



(2) インフラの更新費用の推計

インフラも公共施設と同様に、令和 42 年度までの 40 年間の更新費用推計を行います。

推計に当たっては、総務省の「公共施設更新費用試算ソフト」の基本的な考え方を参考にした従来型と、橋梁部分を橋梁長寿命化計画の年次計画を反映させた長寿命型で比較します。

《主なシミュレーション条件》

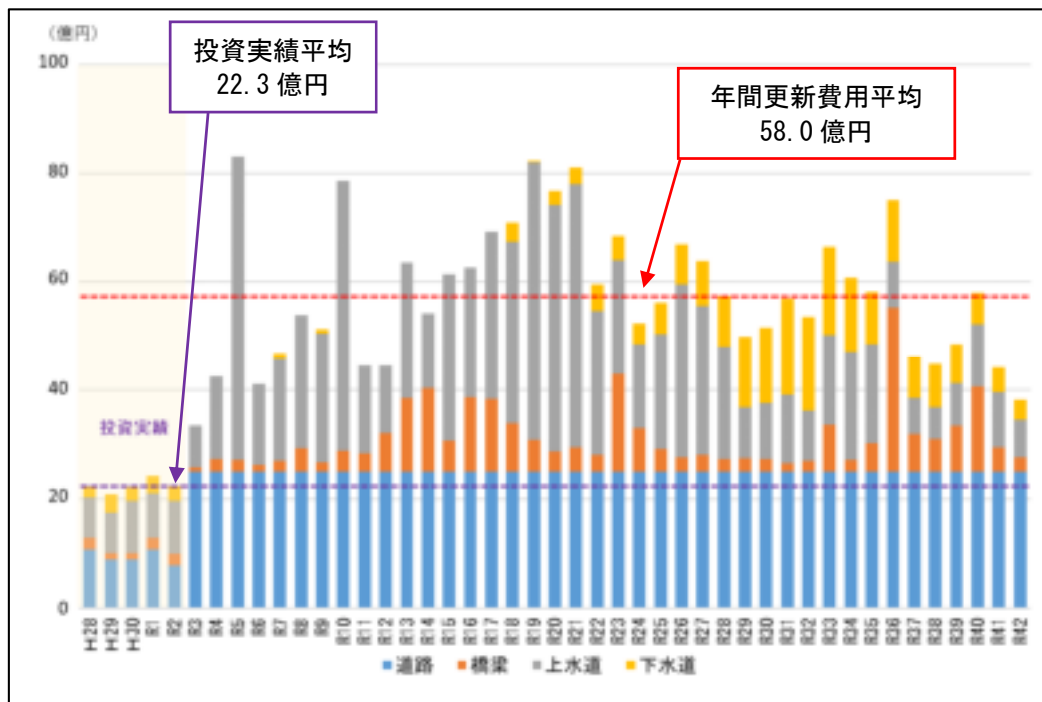
道 路	更新年数 15 年	更新単価 4,700 円/m ²	※未舗装路線を含まない	
橋 梁	従来型 : 更新年数 60 年	更新単価(千円/m ²)	PC 橋・RC 橋・石橋・木橋その他 425、鋼橋 500	
	長寿命型 : 梁長長寿命化計画の年次計画より算出			
上水道	更新年数 40 年	更新単価	管径 300mm 未満	2000mm 以上
			更新単価 100 千円/m	～ 923 千円/m
下水道	更新年数 50 年	更新単価	管径 ～250mm	3001mm 以上
			更新単価 61 千円/m	～ 2,347 千円/m

図表 1.29 は、従来型での将来更新費用推計となり、40 年間で 2,319 億円、年間更新費用平均は 58.0 億円と試算しています。

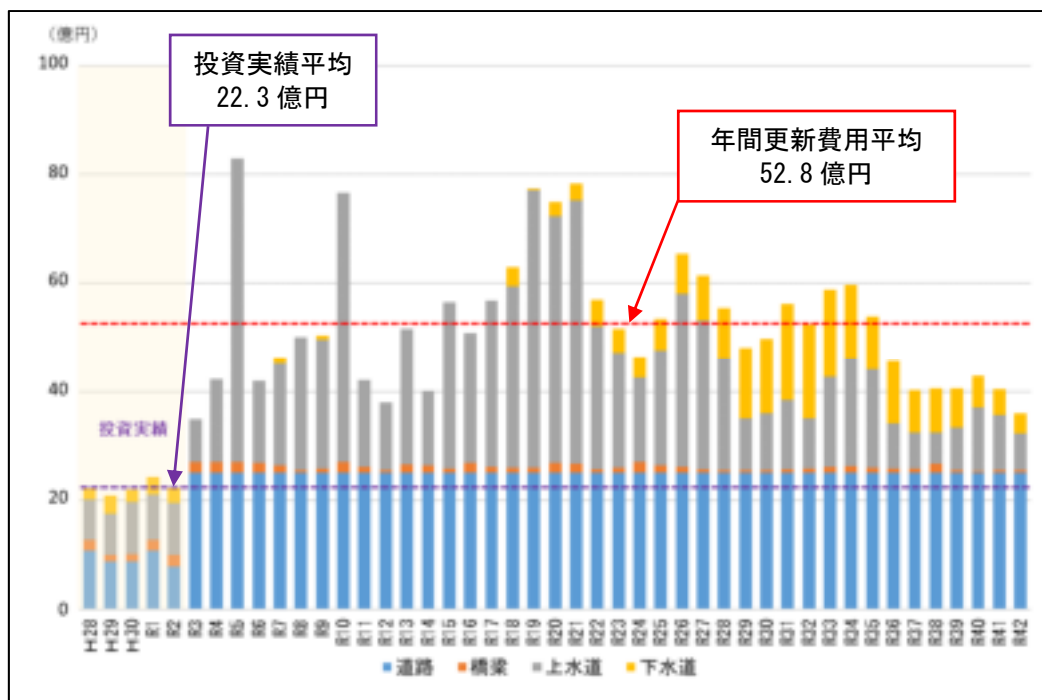
図表 1.30 は、橋梁長寿命化計画を反映させた将来更新費用推計となり、40 年間で 2,111 億円、年間更新費用平均は 52.8 億円となっています。

直近 5 年間の投資的経費の平均は年間約 22.3 億円であり、長寿命型での推計と比較しても、投資的経費の約 2.4 倍の支出が見込まれる試算となっています。

図表 1.30 インフラの更新費用推計（従来型）



図表 1.31 インフラの更新費用推計（長寿命型）



第2章 FM計画の基本方針

2.1 FM計画の目的と期間

2.1.1 現況と課題の整理

第1章に記載したとおり、本市の公共施設等に関する現況と課題を整理すると、次の3点に集約されます。

品質の適正性

- 保有する多くの公共施設等が、今後数十年の間に建設から40年以上が経過し、老朽化や陳腐化が進行する
- 大規模な改修や更新の時期が集中する

数量の適正性

- 人口が減少している一方で、公共施設等の数量に大きな変化がない
- 人口に対して、過大な状況にある

財務の適正性

- 生産年齢人口の減少と高齢化により、市税の減少と扶助費の増加が続く
- 大規模な改修や更新に要する費用の増加から、財源不足が予想される

2.1.2 計画の目的

FM計画は、上記の課題に対して中長期の視点に立ち、計画的な維持保全と公共施設の再配置推進の基本的方向性を定めるものです。

インフラ、土地を含む公共施設全体を市の貴重な資産と捉え、将来にわたって市民ニーズに対応した持続可能な行政運営を確立することを目指して、具体的に次の3つを目的とします。

- ① 時代の変化に対応した公共サービスを、今後も継続的に実施すること
- ② 少子高齢化・人口減少時代の中でも、持続可能な行政経営と地域社会の実現を図ること
- ③ 将来世代に負担を先送りしないこと

目的の達成に向けた取り組みとしては、施設の機能や提供する公共サービスを見直し、それぞれの地域に見合った施設配置を考えながら、集約化等による保有財産の縮減を図り、市が将来にわたって保有し続けていくべき財産を明確にします。その上で、より効率的な施設運営と安全で快適に利用できる施設及び公共サービスの提供に努めます。

また、施設の見直しや集約化等により用途廃止となった財産や未利用の財産は、売却や貸付等による自主財源の確保や、社会環境の変化や市民ニーズに対応した施設への転換を行うことで、健全な行財政運営への貢献と幅広い公共サービスへの還元に資することとします。

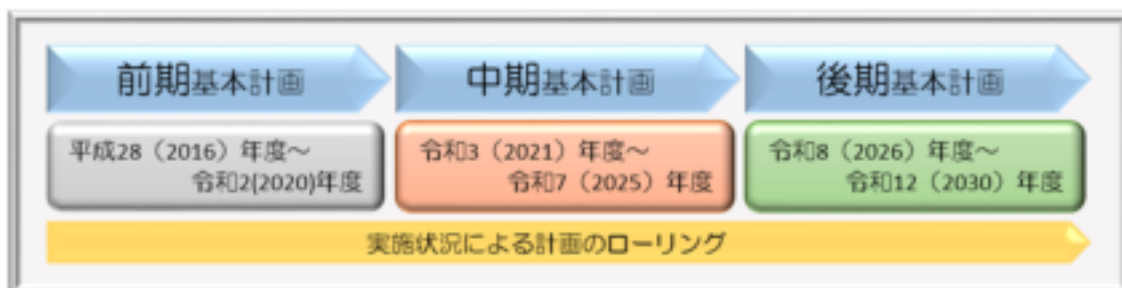
2.1.3 計画期間

FM計画は、将来人口や財政見通しを基に、公共施設等の長寿命化及び再配置の基本的方向性を定めるものであり、計画期間は当初計画に合わせて平成28年度から令和12年度までの15年間とします。

15年間の計画期間に対して、平成28年度から令和2年度までを前期、以後5年毎に中期、後期計画に分けています。前期は計画の確実な実施に努め、中期以降の計画期間中は実施状況により定期的な見直しを行います。

また、制度変更や財政状況の変化等から、将来見通しの分析の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じて内容の全部又は一部の見直し（ローリング）を行います。

図表 2.1 FM計画の計画期間



横手駅東口駅前に整備が進められている新公益施設の完成予想図

2.2 推進体制と情報管理

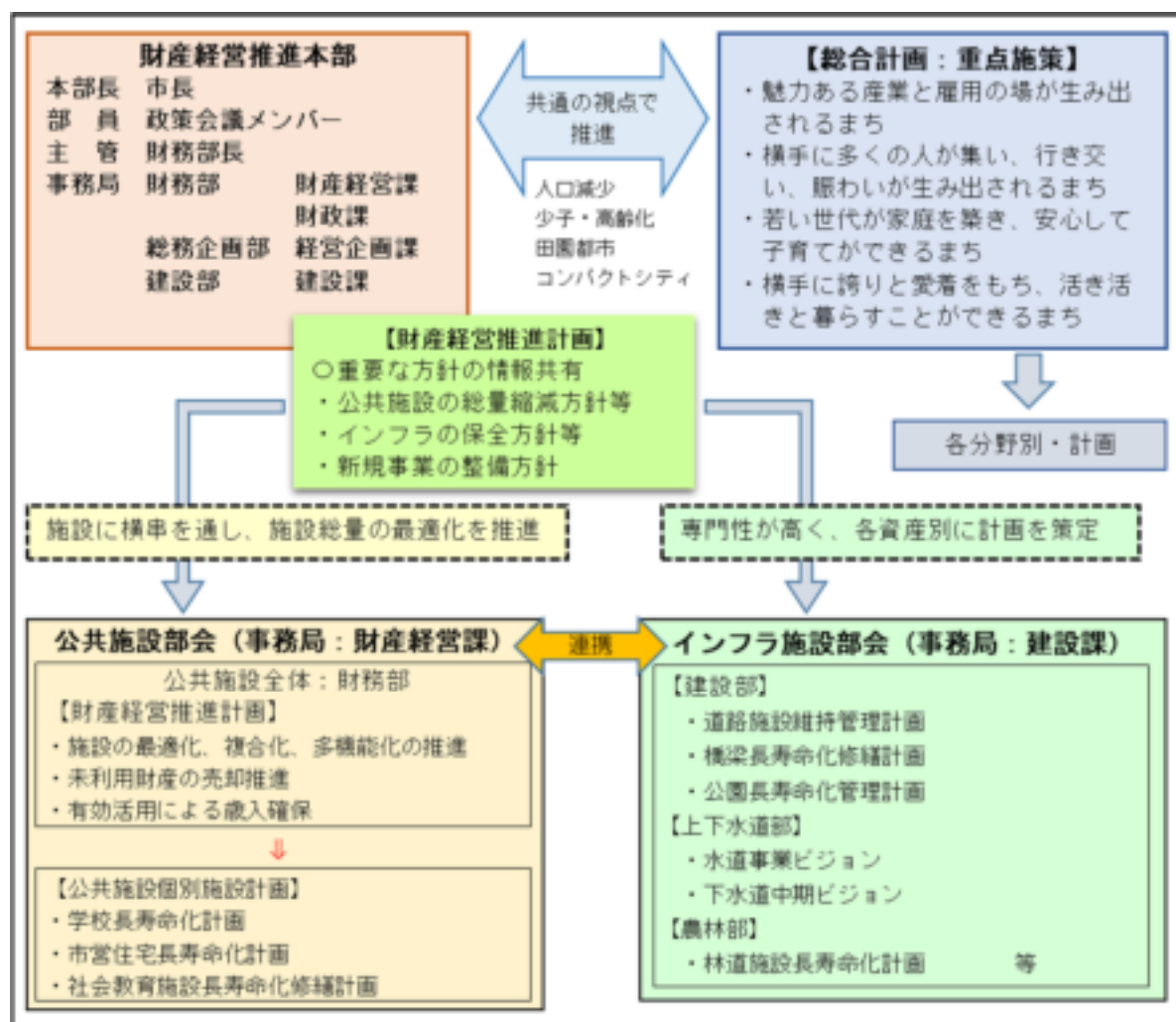
2.2.1 推進体制

FM計画の推進及び実行に当たっては、全庁的な取り組みが必要であることから、市長を本部長とする「横手市財産経営推進本部（FM推進本部）」を平成26年5月に設置しています。推進本部の本部員には*政策会議メンバーがあたり、事務局である財務部財産経営課、財政課、総務企画部経営企画課、建設部建設課とともに財産経営推進体制（FM推進体制）を構築します。

FM計画を推進させるためには、職員一人ひとりが公共施設マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、市民サービスの向上のため創意工夫を実践していくことが必要であり、全職員あるいは担当職員の研修等を通じて啓発を行っていきます。

※政策会議…市政の最高方針、重要施策等を審議する機関

図表 2.2 FM計画の推進体制



2.2.2 情報管理

公共施設等をより効率的に維持管理するには、組織内の各部門に散在する施設の管理情報をデータベース化し、一元的に収集・管理・分析する情報管理体制の構築が有効です。

本市では、平成28年度より地方公会計制度における固定資産台帳システムの運用がスタートしており、今後も市内一元的な情報共有の推進と資産の有効活用、老朽化対策等の計画的な実施を図ります。

なお、企業会計公共施設は、各会計内での情報管理に努めることとします。



国の重要伝統的建造物群保存地区（増田の町並み）

2.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

2.3.1 公共施設等の目標

【公共施設の目標】

FM計画策定時には、将来更新費用の40%削減（75.7億円を41億円の圧縮）を目標とし、計画の進行状況や社会状況の変化に合わせて、適宜見直しを行っていくものとしていました。

計画策定から5年が経過し、施設数が909施設から803施設（令和2年度末現在）に減少したことで、令和3年度から令和42年度までの試算では、40年間で1,646億円、年平均約41.1億円となり、当初目標をほぼ達成する試算となりました。

しかし、今後も人口減少が進行する状況の中では、人口に対して施設の供給過多の状態であるとともに、市の財政への負担も大きくなります。個別施設計画の着実な実施を行いながら、人口減少社会や市民ニーズの変化等に対応した適正な公共サービスのあり方とともに、公共施設の配置の検討を更に図っていくものとします。

- FM計画期間である令和12年度までに、将来更新費用の20%削減を目標として計画の進行管理を行う。

・ 将来更新費用試算 41.1億円/年 ⇒ 32.9億円/年 : △ 20%

FM計画の前期基本計画期間の公共施設投資的経費の平均額が30.4億円となっていますが、今後、個別施設計画の着実な実施が求められていることから、維持や統合減、複合減、譲渡とされている施設の再配置を進めることで、将来更新費用の20%削減を目標とします。

【インフラの目標】

インフラの保有総量の縮減は困難ですが、橋梁長寿命化計画の策定等、計画的な維持管理によって品質を確保し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。更に維持管理費の低減にも取り組んでいくこととします。

- 計画的な維持管理により長寿命化を図り、併せて維持管理費の低減に取り組む。

2.3.2 目標を実現するための基本方針（公共施設）

（1）基本方針と具体方針

FM計画の目的とこれまでの取り組み状況を勘案して、目標達成のための基本方針と具体方針は次のとおりとします。

図表 2.3 基本方針と具体方針

基本方針	
	基本方針の考え方
	具体方針
1. 施設の「機能」と「建物」を分離して考える	
	<p>現在行われている公共サービスは、他の建物でも実現可能という考え方を基準として、各施設で行われている公共サービス機能の維持を重視し、具体策を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各施設の持っている「機能」は、移転や集約を図りながら出来るだけ存続させ、建物は統合化、複合化を進めます。 ■ 人口構造や社会情勢の変化による市民ニーズの多様化に配慮しながら、現在行われている公共サービスを継続するため、施設機能と建物の分析と検討を行います。
2. 保有総量を圧縮する	
	<p>建て替え、改修費用及び維持管理コストを削減するため、基本方針1の考え方により施設数（建物数）、延床面積を削減し、施設総量の最適化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の再配置を進めます。 <ol style="list-style-type: none"> ①施設を機能別に分類し、各機能の必要度から優先順位を設定します。 ②施設の再配置を計画します。 ③機能を維持しつつ、統合化や複合化により建物数、延床面積を削減します。 ④余裕スペースの利活用、統合化、複合化により発生した建物や土地の有効活用、利用者負担の適正化を図ります。 ■ 持続可能な施設保有とするため、財政状況や市民ニーズの検討を行いながら、施設数（建物数）、延床面積の縮減を進めます。
3. 施設の質的向上を図る	
	<p>既存施設を適正に維持管理して長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげます。また、建て替えや改修時には、多機能化、機能強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な維持管理により、建物の長寿命化と基本性能の維持を図ります。 ■ 予防保全によりライフサイクルコストを縮減します。 ■ 建て替え、改修時には、バリアフリーや耐震化、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入による環境負荷低減策を検討します。 ■ 建て替え、改修時には、一時避難所等、拠点機能の維持、強化を図ります。 ■ 個別施設計画の推進を図ります。

(2) 公共施設の機能別優先度

公共施設の機能別優先度は、これまでの優先度を継承し、機能別に13類型（「その他施設」を含む）に分類しています。

また、義務的機能、施設機能（公的サービスとしての必要性や市民ニーズが大きいもの）、建物必要度（代替できないもの、核となる施設）によって機能別優先度を設定しています。

図表 2.4 公共施設の機能別優先度

①義務的機能から見た優先度	
○市町村（地方公共団体）が行う事務で、特に法律で義務付けられているもの 国民健康保険事業、介護保険事業、生活保護、小中学校の設置・管理、 一般廃棄物の収集や処理、消防・救急活動、住民票や戸籍の事務 等	
②施設機能から見た優先度	
○公的サービスとしての必要性が大きいもの 学校、消防署等、供給処理施設、斎場、保健施設、庁舎 等	
○市民ニーズが大きいもの 学校、その他教育施設、消防施設、保育所、診療所、幼児・児童施設、 高齢福祉施設、障がい福祉施設、児童福祉施設、産業系施設、庁舎 等	
③建物必要度から見た優先度	
○建物所有の必要性があるもの（代替できないもの） 学校、消防署等、供給処理施設、斎場、保健施設、庁舎 等	
○複合化に際しての建物の位置付け（核となる施設になるもの） 学校、文化施設、庁舎 等	

(3) 公共施設の再配置基本方針

公共施設の再配置基本方針も、これまでの再配置基本方針を継承します。

図表 2.5 に公共施設の機能別優先度と再配置基本方針を示しており、横列に各施設を位置づけるエリア（全市～町内）、さらに複合化、譲渡・民営化・廃止が主な具体方針となっており、「(1) 基本方針と具体方針の検討」を基に、各分類の現状と計画上の配置方針を上下に記載しています。

縦列は機能別大分類になっており、「(2) 公共施設の機能別優先度の検討」を基に、総合的に必要性が高い施設の順に記載しています。

図表 2.5 公共施設の機能別優先度と再配置基本方針

施設重要度： 高い	施設分類		全市	ブロック	地域	小学校区	町内	複合化	譲渡・民営化 廃止	備考
		現状	本庁舎 消防署		消防分署	地域局庁舎		ポンプ小屋		
	計画	本庁舎 消防署		消防分署			ポンプ小屋	地域局庁舎		
	現状			給食センター	中学校	小学校				
	計画			中学校 給食センター	小学校					
	現状				診療所					横手病院、大森 病院はインフラ に分類。
	計画				診療所					
	現状	クリーンプラザ		衛生センター 斎場						
	計画	クリーンプラザ		衛生センター 斎場						
	現状	障がい福祉 児童福祉		保健センター	高齢福祉					
	計画			保健センター					高齢福祉、障がい 福祉、児童福祉	
	現状				保育所 児童館					
	計画				児童館				保育所	
	現状				公営住宅					適正な供給を維 持しつつ、保有 総量を縮減
	計画				公営住宅					
	現状				都市公園		市立公園			
	計画				都市公園				市立公園	
	現状	広域施設 文化施設				公民館	集会所			一部児童館を集 会所に分類
	計画	広域施設 文化施設				公民館			集会所	
	現状				図書館 博物館					
	計画							図書館 博物館		
	現状				スポーツ施設 レク観光施設 保養施設					
	計画	スポーツ施設 保養施設	スポーツ施設	スポーツ施設	スポーツ施設				レク・観光施設 保養施設	
	現状				産業系施設					
	計画								産業系施設	
低い										

(4) 公共施設再配置の具体策

公共施設の再配置を実施していく際の具体的な方法も、これまでの再配置の具体策を継承します。

図表 2.6 公共施設再配置の具体策

具体策	内 容
長寿命化	施設の大規模改修又は建て替えにより施設機能を存続させる。計画的な予防保全による維持管理でライフサイクルコストを縮減する。ただし、建て替え、改修の際には多機能化、複合化、人口規模や利用状況等による見直しを行う。
維持	機能維持。改修、建て替え又は大きな支出を伴わない範囲での維持とする。施設や設備が老朽化し、施設規模に応じた部分補修等での対応が困難で、全面改修や建て替えが必要と判断した場合は、廃止、解体対象とする。施設運営にあたっては、機能維持と建物維持のバランスを考慮して行う。
統合化	同じ機能の施設を一つの施設に集約する場合。統合後は長寿命化。
統合減	統合化により機能を他に移し、建物が用途廃止（施設機能の廃止）となる場合。
複合化	異なる機能の施設を一つの施設に集約する場合。複合後は長寿命化。
複合減	複合化により機能を他に移し、建物が用途廃止（施設機能の廃止）となる場合。
譲渡	施設を民間事業者や団体等へ有償又は無償譲渡すること。
廃止	用途廃止（施設機能の廃止）すること。⇒ 廃止後の建物は利活用又は解体を検討。

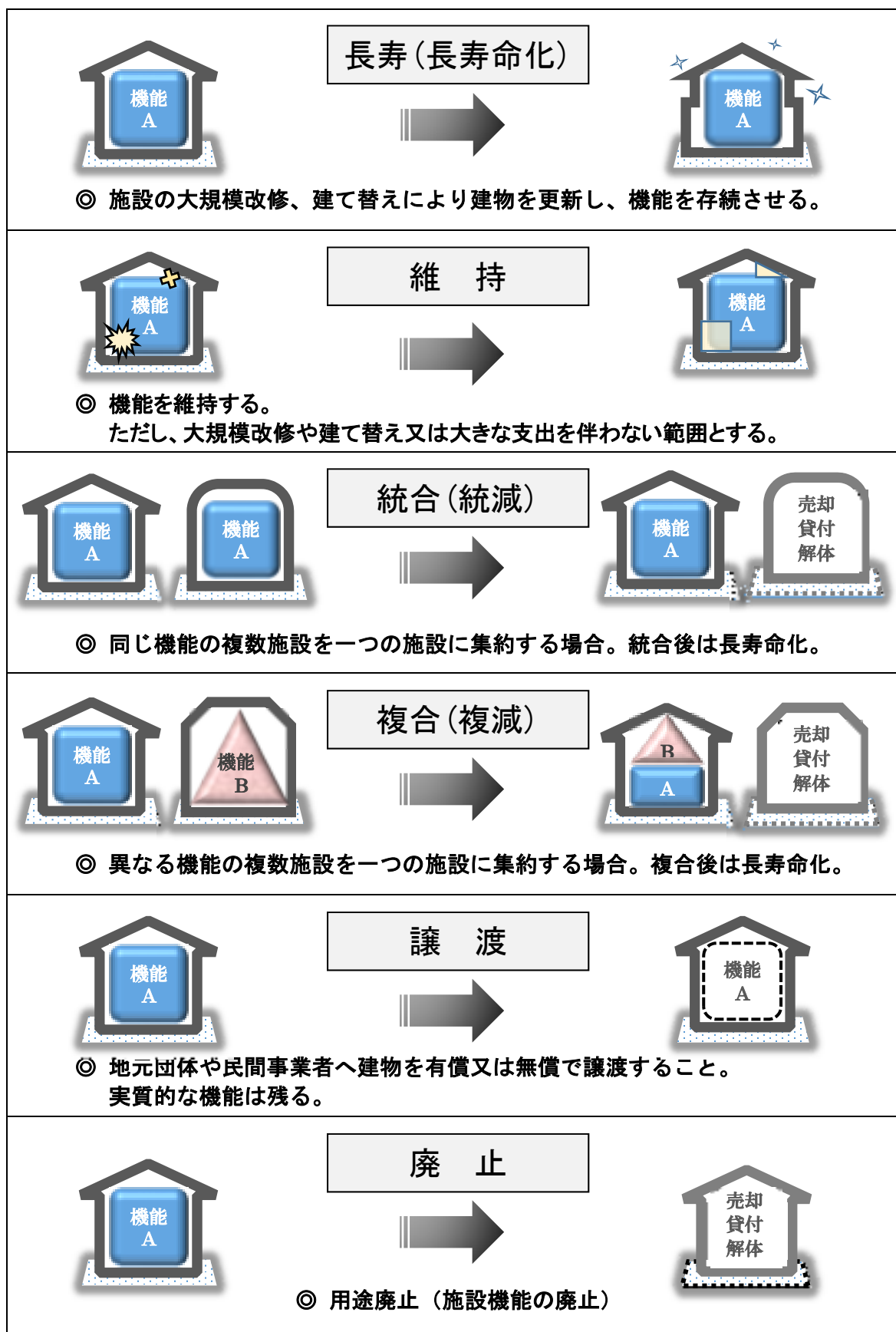
(5) 複合、統合、廃止後の旧施設の再利用方針

複合化、統廃合により廃止となる施設のその後をどのようにするかは、引き続き公共施設部会等の中で検討していきます。原則としては、行政財産の用途を廃止する施設は、資産としての利用価値を検討して貸付けや譲渡の対象とします。

利活用要望がある場合には、担当部署において市の政策と合致するかどうか、施設の安全性や耐震性等は十分か、改修費や廃止されるまでのライフサイクルコストの試算等を検討して判断します。

再利用しないと決定した施設は、解体費を見積り、財源の確保と解体までの施設の保全措置を検討し、解体計画を策定します。

図表 2.7 公共施設再配置具体策のイメージ



2.3.3 目標を実現するための基本方針（インフラ・土地）

（1）インフラ

インフラは、ライフラインとしての役割もあることから、公共施設のように複合化や集約による統配合によって、施設数を削減することが困難な施設です。

既存のインフラは、施設、設備の総量の適正化を検討しながら、財源に見合うよう維持、更新を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ることとします。

また、各インフラとも整備時期が一定期間に集中しているため、更新時期も集中することから、長寿命化計画の策定等による事業費の平準化に取り組むものとします。

（2）土地

土地は、公共施設の廃止及び解体等によって未利用地が増加しています。

利活用の検討を行うほか、市での利活用予定が無い場合は、公売や貸付けによる経営資産としての活用を図るとともに、土地管理コストの縮減を図ります。

未利用地の利活用では、民間事業者等による整備の可能性を探るため、「サウンディング型市場調査」によるアイデア募集や、ニーズの掘り起こし等に取り組みます。

2.3.4 目標を実現するための基本方針（共通事項）

各公共施設の管理者は、限られた予算の中で優先度を見極めながら施設の修繕等を計画し実施しています。各施設の特性や周囲の状況を踏まえながら、適正な維持管理に努めているところですが、今後もFM計画や個別施設計画の方針に基づき、目標達成に向けた取り組みを進める必要があります。

（1）点検・診断等

各施設において、日常点検と定期点検もしくは臨時点検を実施し、施設の劣化及び機能低下に出来る限り速やかに対応します。点検時の記録は集積、蓄積し、老朽化対策等に活かすこととします。また、必要に応じて施設の安全性、耐久性等の診断を実施します。

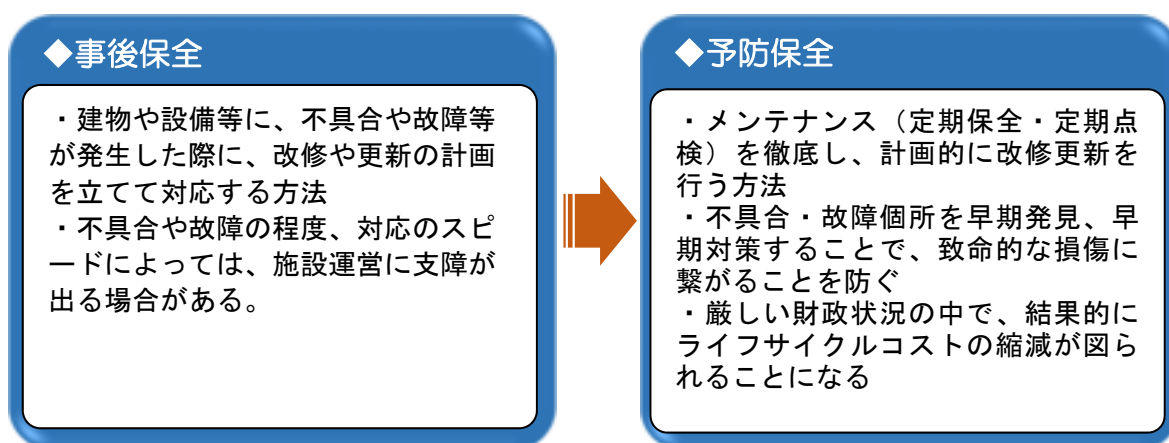
（2）維持管理・修繕・更新等

公共施設等の維持管理の手法としては、不具合や故障等が起きた時に対処する「事後保全」が一般的でしたが、定期的な点検の徹底と計画的な保全措置を実施

していく「予防保全」によって、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ります。また、施設の維持管理等を包括的に業務委託する「包括的民間委託」の可能性を探り、民間のノウハウを活用するとともに、契約業務等の事務量の低減を目指します。

FM計画や個別施設計画、施設予防保全マニュアル等に基づき、総合的かつ計画的な管理と予防保全により、可能な限り公共施設等の長寿命化を図ります。

図表 2.8 公共施設等の維持管理手法



(3) 安全確保

施設の安全性に何らかの危険性が認められた場合は、利用者の安全及び資産の保全を目的として、速やかに改修を実施します。

ただし、改善の見込みがない、安全確認が出来ない、改善にコストがかかりすぎる場合は、総合的な判断により供用の廃止を検討します。

(4) 耐震化

公共施設のうち、昭和56年以前に整備された旧耐震基準（～S56.5）の建物は全体の27.6%、昭和57(1982)年以降に整備された新耐震基準（S56.6～）の建物は全体の72.4%となっています。

小中学校は、統合による新校舎建設や耐震改修工事が進んだ結果、耐震化率100%となり、さらに天井板落下防止工事等を進めています。

その他の市所有特定建築物も、令和7(2025)年度までに100%耐震化を目標とし、FM計画で長寿命化に位置付けられている施設から、優先的に取り組むことにしています。

インフラは、防災機能の強化の観点からも、耐震化が求められる施設から順次、対策を進めていきます。

(5) PPP/PFIの活用

施設の維持管理に、民間のノウハウを活用する事業手法であるPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の推進、指定管理者制度の活用やPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：民間活用）の導入等、民間の持つ手法を積極的に取り入れることで、より高いサービスの提供やコスト削減を目指します。

そのため、他団体のPPP/PFIの活用状況を調査、研究するとともに、庁内の情報共有や組織整備を図ります。

図表 2.9 PPPの手法



(6) 国や県、他の自治体との連携

公共施設の老朽化等への対応を迫られているのは、国や県、他の自治体においても同様です。国においては、国公有財産の最適利用を図り、地方における再編と地方公共団体との間で、庁舎等のニーズの調整を進めています。

本市においても国、県、市による、所有財産の最適利用に係る情報交換会（以下「情報交換会」という。）が開催され、最適利用に関する意見交換が行われています。

今後、公共施設等の最適な配置を検討していく上で、市所有施設だけでは解決出来ない課題に直面する場合は、情報交換会での検討や市域を超えた広域連携も視野に入れながら、再配置を検討していきます。

(7) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、大規模改修時や施設の機能に合わせて、誰もが安全、安心に利用できる施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

2.3.5 公共施設敷地等の借地に関する基本方針（共通事項）

平成28年度に行った市内調査では、公共施設敷地等の用途として509件、約112万㎡の借地があり、借地料として年間約6,782万円を支出していました。

FM計画開始後、借地の解消にも努めて来ており、令和2年度調査では、450件、約96万㎡、年間約5,202万円の支出となっています。

公共施設の借地への設置は、市有地への設置に比べ不安定であるとともに、借地料は固定的支出となることから、財政的、事務的な負担となります。

今後も、公共施設の再配置に合わせて、借地の解消に努めることとします。

（1）「公共施設は市有地に設置」を原則とする。

公共施設は、市有地への設置を基本とし、長期的使用が確実に見込まれる公共施設敷地等の取得、交換あるいは返還等、借地の解消に取り組みます。

なお、新規借地は原則禁止としますが、施設の必要性を検討したうえで、適地と判断した場合や、設置期間が限定的、緊急性がある等の場合には、借地への設置を認めることとします。

また、廃止施設の敷地や施設の解体等により更地となった借地、借地料が無償の借地の実態を調査し、借地解消の要否を判断します。

（2）借地解消の取り組みは、FM計画との整合を図る。

FM計画の再配置方針で長寿命化に位置付けられている施設や、今後も継続して設置すべき施設の借地は、取得等による借地解消に取り組みます。

借地を継続する場合にも、FM計画の再配置方針や施設のライフサイクルコストを考慮しながら、「借地を買い取る」、「借地を継続する」、「借地の一部又は全部を返還する」に区分しながら、借地解消に向けて取り組むこととします。

（3）借地に関する基本的な運用

借地料は、平成24年に策定した「横手市土地借地料に関する要綱」を運用し、借地を取得する場合には、不動産鑑定評価額や固定資産税評価額等を目安として、土地所有者と協議することとします。

2.4 フォローアップの実施方針

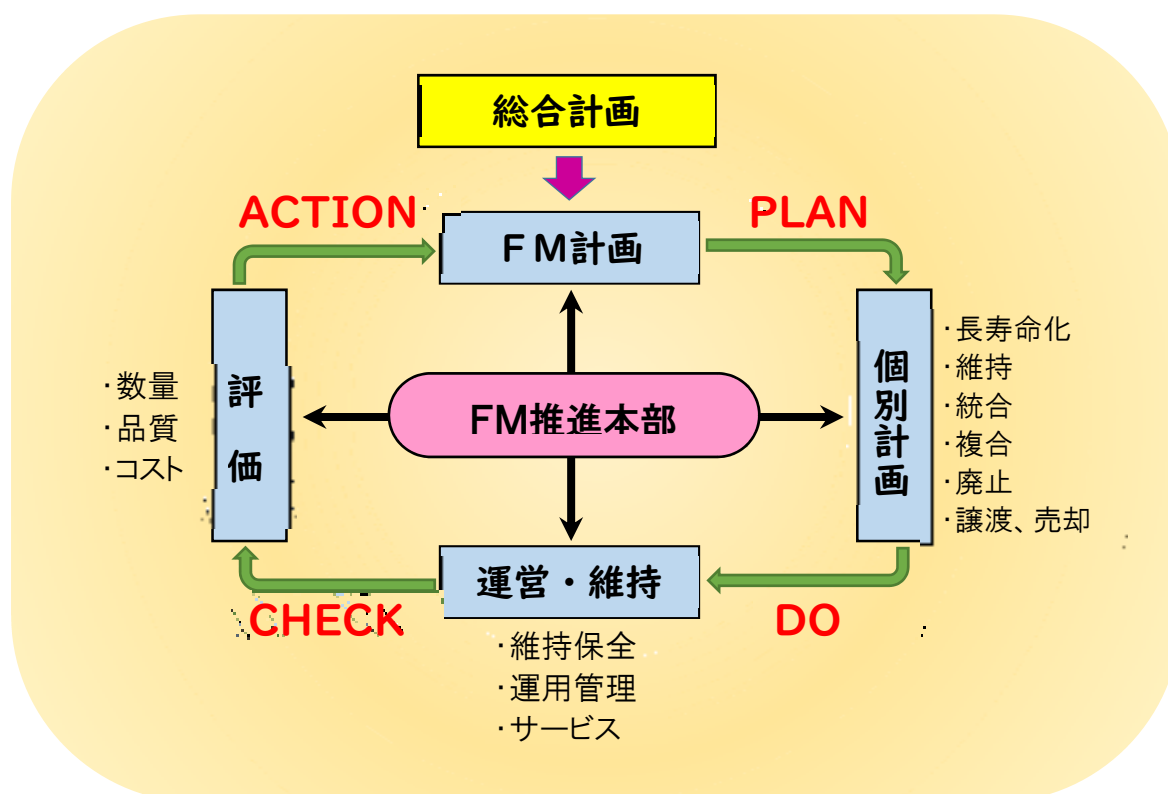
FM計画は15年をかけて公共施設にかかる課題を解決していくための戦略的方針です。すでにFM計画策定から5年が経過していますが、この間、刻々と変化する社会情勢や経済情勢、市民ニーズに対応してローリング方式による見直しを行い、柔軟に取り組んできました。

中期基本計画期間となる令和3年度からは、FM計画策定時の方針や目標を継承しながらも、新たに策定した個別施設計画の要素を取り入れ、公共施設の運営や維持管理を行っていきます。

今後も、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から個別施設の「評価」を実施し、その結果から、ローリング方式による計画改訂を行いながら、施設の運営維持活動に取り組むこととします。

なお、FM計画の推進に係る業務は、引き続きFM推進本部が統括して行い、その進捗状況や評価結果は議会に報告します。市民の皆様にはホームページ等でお知らせしていくこととします。

図表 2.10 FM計画業務サイクル



第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

3.1 建物系公共施設（公共施設）

3.1.1 行政系施設

（1）庁舎

（令和4年度末）

区分	庁舎	施設数	10施設	延床面積	29,236㎡
対象施設	本庁舎、地域局庁舎等				
施設の内容	<p>地方自治法の規定に基づき設置されている本庁舎、地域局庁舎等です。市役所事務室であると同時に、住民サービスを提供する施設でもあり、快適な執務環境の創出や訪れる市民の利便性の確保等が重要な施設です。</p> <p>行政財産として、より効率的な利用を目指していく必要があります。</p>				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、地域局庁舎は各地域の中心的市街地に位置し、地域に密着した行政サービスや地域づくりの拠点として、各地域における公共施設の要となっています。観光、交流施設等を除けば、公共施設の中でも利用者が多く、かつ働く職員も多い施設です。 ・市町村合併後、少しずつ本庁機能の集約化を行って来ており、職員一人あたりの事務スペースが狭い施設がある一方、未利用スペースが存在する施設があります。 ・地域局庁舎は合併前の旧市町村庁舎であり、耐震化やバリアフリーの面で課題となっていたため、計画的な整備を進めてきました。 ・山内庁舎…平成25年度に改築し、山内分署及び山内公民館、山内公民館図書室を複合化しています。 ・増田庁舎…平成29年度にリノベーションを行い、庁舎の空きスペースに図書館や市民交流フロアを設置し複合化をしています ・平鹿庁舎…平成29年度に改築し、平鹿分署、平鹿図書館を複合化しています。 ・雄物川庁舎…令和2年度に改築しています。 ・十文字庁舎…令和2年度に改築し、生涯学習や検診、市民交流等の機能を複合化した多目的総合施設となっています。 ・その他の庁舎は、個別施設計画に示されている対策を計画的に実施する必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体として効果的・効率的な行政運営ができるよう、本庁、地域局の機能の整理を行うとともに、老朽化している施設は、個別施設計画に示されている対策の計画的な実施に努め、市民へのサービス水準の維持・向上を図ります。 ・本庁舎等は、効率的な行財政運営の推進を念頭に、複合化や国、県との連携も視野に入れながら、行政サービスの低下を招くことのないよう、時代に合った庁舎の姿を検討します。 				

(2) 消防施設

(令和4年度末)

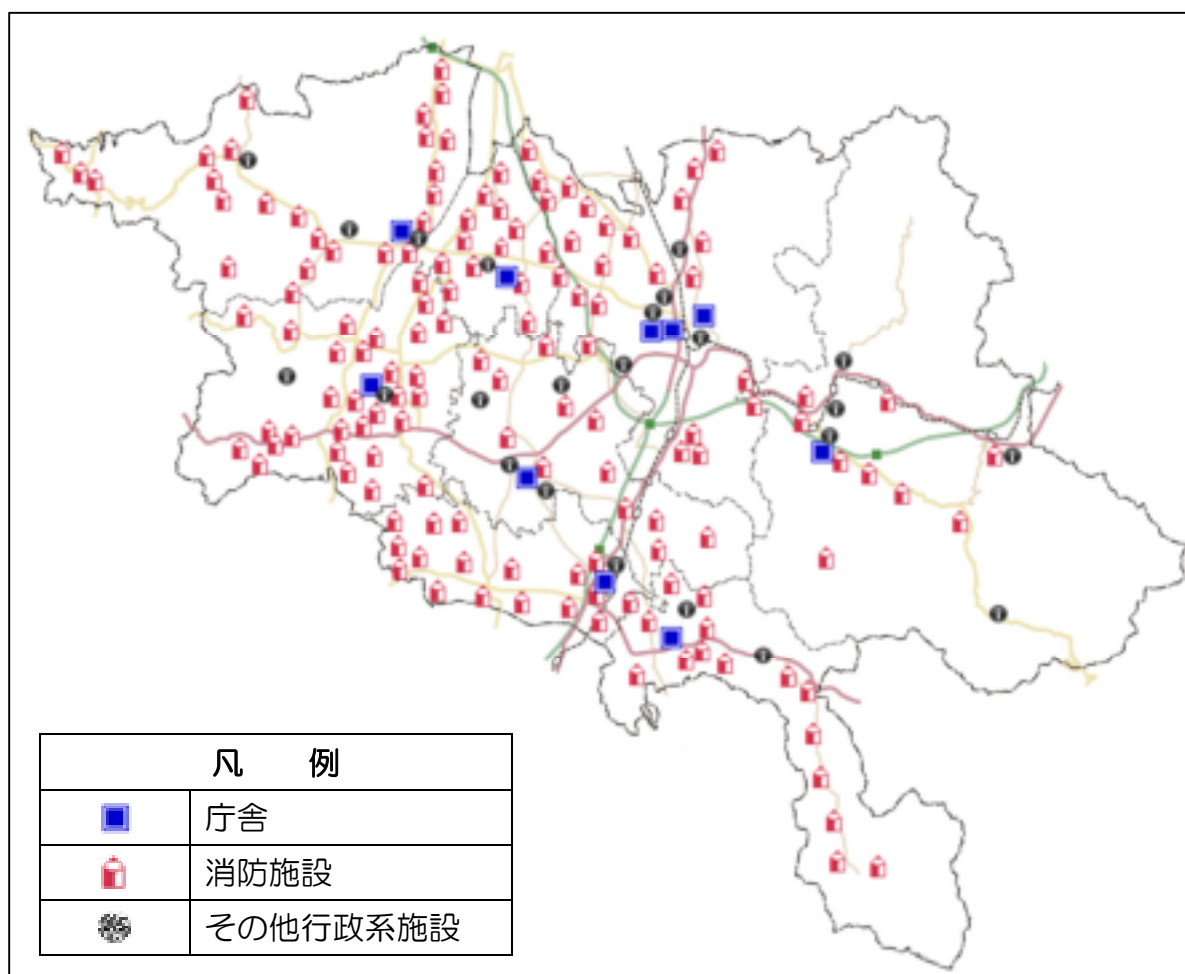
区分	消防施設	施設数	201 施設	延床面積	7,267 m ²
対象施設	消防署、消防分署、消防ポンプ置場、水防倉庫等				
施設の内容	消防組織法に基づく消防署、消防分署及び消防団に関する施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署、消防分署、消防ポンプ置場は、市内全域をカバーする消防、救急体制の配置となっています。 ・消防分署は、消防本部の施設改修計画に基づいて統廃合が行われています。山内分署は山内庁舎と、平鹿分署は平鹿庁舎とそれぞれ複合化しています。また、雄物川分署と大森大雄分署が統合して西分署、増田分署と十文字分署が統合して南分署が新たに建設され運用しています。 ・消防ポンプ置場は、公共施設としては最も設置数が多く、防災の最前線施設として各町内に配置されています。老朽化した施設を年次計画で更新する一方で、地域の防災を担う消防団員の減少による分団の再編が行われており、消防ポンプ置場の統合が進んでいます。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設は、市民の安全・安心な暮らしを守る重要な機能を持つ施設として長寿命化する施設とします。 ・各地域の消防ポンプ置場等は、消防団の再編計画や施設改修計画による適正配置、建て替えを進めます。 				

(3) その他行政系施設

(令和4年度末)

区分	その他行政系施設	施設数	44 施設	延床面積	19,103 m ²
対象施設	スクールバス等車庫、道路管理センター、除雪センター、その他事務所等				
施設の内容	スクールバス、研修バス、除雪機械の格納庫及び道路維持等に使用する器具の倉庫等です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪センター、道路管理センターは、各地域の生活環境や道路維持等の拠点として重要な機能を持って配置されています。 ・スクールバス等車庫は、遠距離通学児童生徒の通学手段確保のために運行するスクールバスや、公用で使用する研修バス等の保管場所として配置されています。 ・その他の庁舎付属の倉庫や旧事務所施設等は、利用頻度が低いものも多く、整理・統合を検討する必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の必要性を総合的に判断し、周辺公共施設との複合化や、老朽化して利用頻度の低い施設は廃止を検討します。 ・大型公共施設の建て替え場所の選定によっては、除雪センター、道路管理センターの移設の検討が必要となります。その際には、地域や配置バランスも考慮しながら検討します。 ・スクールバス等車庫は、スクールバス運行の必要性に伴い長寿命化を図ります。 ・高速通信体系の整備、情報化事業の実施にあたり、地域が必要とするインフラ整備のあり方や公共施設の状況を把握し、各地域の実情に合った施設整備を検討します。 				

図表 3.1 行政系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画			
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
横手市役所本庁舎	横手	S63	長寿				大規模改修検討期間					
条里北庁舎（消防本部・横手消防署）	横手	H5	長寿	外部仕上材改修検討期間								
条里南庁舎	横手	S59	長寿				大規模改修検討期間					
増田庁舎	増田	S57	長寿	外部仕上材改修検討期間								
平鹿庁舎	平鹿	H29	長寿									
雄物川庁舎	雄物川	R2	長寿									
大森庁舎	大森	S51	長寿				大規模改修検討期間					
十文字庁舎	十文字	R2	長寿									
山内庁舎	山内	H25	長寿									
大雄庁舎	大雄	S62	長寿	外部仕上材改修検討期間								
消防署南分署	増田	H30	長寿									
消防署平鹿分署（平鹿地域局内）	平鹿	H29	長寿									
消防署西分署	雄物川	R1	長寿									
消防署山内分署	山内	H25	長寿									
横手防災センター	横手	H5	長寿									
平鹿防災センター	平鹿	H12	長寿									
十文字防災センター	十文字	H11	長寿									

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
下三枚橋水防倉庫	横手	H5	長寿										
横手館水防倉庫	横手	H2	長寿										
大雄阿気地区水防倉庫	大雄	H3	長寿										
寿町コミュニティ消防センター	横手	H3	長寿										
平城コミュニティ消防センター	横手	H8	長寿										
横手第2分団第3部ポンプ小屋	横手	H2	長寿										
横手第3分団第1部ポンプ小屋	横手	S63	長寿										
横手第3分団第2部ポンプ置場	横手	R1	長寿										
横手第4分団第1部ポンプ小屋	横手	S60	長寿										
横手第4分団第2部ポンプ小屋	横手	S61	長寿										
横手第4分団第3部ポンプ小屋	横手	H3	長寿				外部仕上材改修検討期間						
横手第4分団第4部ポンプ小屋	横手	S57	長寿										
横手第4分団第5部ポンプ小屋	横手	H1	長寿										
横手第5分団第1部ポンプ小屋	横手	H3	長寿										
横手第5分団第2部ポンプ小屋	横手	H1	長寿										
横手第5分団第3部ポンプ小屋	横手	R4	長寿		建替								
横手第5分団第4部ポンプ小屋	横手	S62	長寿										
横手第6分団第1部ポンプ小屋	横手	S58	長寿										
横手第6分団第2部ポンプ小屋	横手	S62	長寿										
横手第6分団第3部ポンプ小屋	横手	H25	長寿										
横手第6分団第4部ポンプ小屋	横手	S63	長寿										
横手第7分団第1部ポンプ小屋	横手	S61	長寿										
横手第7分団第2部ポンプ小屋	横手	H20	長寿										
横手第7分団第3部ポンプ小屋 (O1)	横手	H20	長寿										
横手第7分団第4部ポンプ小屋	横手	H28	長寿										
横手第8分団第1部ポンプ小屋	横手	H30	長寿										
横手第8分団第2部ポンプ小屋	横手	H2	長寿										
横手第8分団第3部ポンプ小屋	横手	S61	長寿										
横手第8分団第4部ポンプ小屋	横手	H4	長寿										
横手第8分団第5部ポンプ小屋	横手	S63	長寿										
横手消防団第2分団第2部消防ポンプ置場	横手	H28	長寿										
増田消防ポンプ置場第1分団1部	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第1分団2部	増田	H19	長寿										
増田消防ポンプ置場第1分団3部	増田	H19	長寿										
増田消防ポンプ置場第1分団4部	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第2分団1部	増田	H24	長寿										
増田消防ポンプ置場第2分団2部	増田	H22	長寿										
増田消防ポンプ置場第2分団3部	増田	H23	長寿										
増田消防ポンプ置場第2分団4部	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団1部1班	増田	S30	統減			解体							
増田消防ポンプ置場第3分団1部2班	増田	H23	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団1部3班	増田	H19	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団1部4班	増田	H7	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団3部1班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団3部2班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団4部1班	増田	H19	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団4部2班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第3分団4部3班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団1部1班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団1部2班	増田	H22	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団1部3班	増田	H17	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団2部1班	増田	S30	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団2部2班	増田	H26	長寿										
増田消防ポンプ置場第4分団2部3班	増田	S30	長寿										
醍醐消防自動車ポンプ置場	平鹿	S44	長寿				大規模改修検討期間						

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
醍醐消防自動車ポンプ置場倉庫	平鹿	S57	廃止											
平鹿野々助消防ポンプ小屋	平鹿	H17	長寿											
平鹿都消防ポンプ小屋	平鹿	H13	長寿											
平鹿基平消防ポンプ小屋	平鹿	H11	長寿											
平鹿十五野消防ポンプ小屋	平鹿	H14	長寿											
平鹿新平川消防ポンプ小屋	平鹿	H12	長寿											
平鹿蛭野消防ポンプ小屋	平鹿	H13	長寿											
平鹿中山消防ポンプ小屋	平鹿	H14	長寿											
平鹿中清水消防ポンプ小屋	平鹿	H11	長寿											
平鹿吉田荒処消防ポンプ小屋	平鹿	H13	長寿											
平鹿高口消防ポンプ小屋	平鹿	H12	長寿											
平鹿沖田消防ポンプ小屋	平鹿	H13	長寿											
平鹿深間内消防ポンプ小屋	平鹿	H14	長寿											
平鹿萩ノ目消防ポンプ小屋	平鹿	H14	長寿											
平鹿三嶋消防ポンプ小屋	平鹿	H12	長寿											
平鹿釜ノ川消防ポンプ小屋	平鹿	H14	長寿											
平鹿石成消防ポンプ小屋	平鹿	H12	長寿											
雄物川第1分団第1部中島消防器具置場	雄物川	S54	長寿											
雄物川第1分団第1部八卦消防器具置場	雄物川	S39	長寿	大規模改修検討期間										
雄物川第1分団第2部今宿消防器具置場	雄物川	H20	長寿											
雄物川第1分団第2部郷消防器具置場	雄物川	H22	維持											
雄物川第1分団第2部高花消防器具置場	雄物川	H26	維持											
雄物川第1分団第3部石塚消防器具置場	雄物川	S61	長寿											
雄物川第1分団第4部大塚消防器具置場	雄物川	S32	長寿											
雄物川第1分団第4部又兵衛消防器具置場	雄物川	S57	維持											
雄物川第1分団第5部狼沢消防器具置場	雄物川	H25	維持											
雄物川第1分団第5部矢神消防器具置場	雄物川	S54	長寿											
雄物川第1分団第6部二井山消防器具置場	雄物川	T4	長寿											
雄物川第2分団第1部東里消防器具置場	雄物川	H4	長寿											
雄物川第2分団第1部東槻消防器具置場	雄物川	S62	長寿											
雄物川第2分団第2部桑木消防器具置場	雄物川	R4	長寿	建替										
雄物川第2分団第3部旭松消防器具置場	雄物川	H29	長寿											
雄物川第2分団第4部沼田消防器具置場	雄物川	S52	長寿											
雄物川第2分団第5部下谷地消防器具置場	雄物川	S34	維持											
雄物川第2分団第5部中村消防器具置場	雄物川	S52	長寿											
雄物川第3分団第1部南形消防器具置場	雄物川	H29	長寿											
雄物川第3分団第2部柏木消防器具置場	雄物川	H3	長寿											
雄物川第3分団第2部道地消防器具置場	雄物川	S40	長寿	大規模改修検討期間										
雄物川第3分団第2部三ツ屋消防器具置場	雄物川	H23	維持											
雄物川第3分団第3部上西野消防器具置場2	雄物川	H13	長寿											
雄物川第3分団第4部下西野消防器具置場	雄物川	S59	長寿											
雄物川第3分団第4部常野消防器具置場	雄物川	H14	維持											
雄物川第4分団第1部薄井消防器具置場	雄物川	S57	長寿											
雄物川第4分団第2部船沼消防器具置場	雄物川	R3	長寿	建替										
雄物川第4分団第3部下開消防器具置場	雄物川	H24	長寿											
雄物川第4分団第4部上大見内消防器具置場	雄物川	H29	長寿											
雄物川第5分団第1部上ノ山消防器具置場	雄物川	S63	統減											
雄物川第5分団第1部坂ノ下消防器具置場	雄物川	S30	統減											
雄物川第5分団第2部岩瀬消防器具置場	雄物川	H27	長寿											
雄物川第5分団第2部大沢消防器具置場2	雄物川	H10	長寿											
雄物川第5分団第2部大沢消防器具置場3	雄物川	S51	長寿											
雄物川町沼館消防ポンプ置場	雄物川	H30	長寿											
雄物川町新道消防ポンプ置場	雄物川	H30	長寿											
第一分団大町班消防器具置場	大森	S55	長寿	外部仕上材改修検討期間										
第一分団峠町班消防器具置場	大森	H21	長寿											

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
第一分団本郷班消防器具置場	大森	S38	長寿	大規模改修検討期間										
第二分団五日町班消防器具置場	大森	H9	長寿											
第二分団菅生田班消防器具置場	大森	R1	長寿											
第二分団八日町班消防器具置場	大森	S54	長寿	外部仕上材改修検討期間										
第三分団極楽寺班消防器具置場	大森	S40	長寿				大規模改修検討期間							
第三分団猿田班消防器具置場	大森	H5	長寿						外部仕上材改修検討期間					
第三分団中野班消防器具置場	大森	S54	長寿											
第三分団屋川班消防器具置場	大森	S55	長寿	大規模改修検討期間										
第三分団武道班消防器具置場	大森	S59	長寿				大規模改修検討期間							
第三分団松原班消防器具置場	大森	S43	長寿	大規模改修検討期間										
第四分団太田班消防器具置場	大森	H16	長寿											
第五分団大平班消防器具置場	大森	S40	長寿											
第五分団中ノ又班消防器具置場	大森	S40	長寿	大規模改修検討期間										
第五分団前田班消防器具置場	大森	H6	長寿											
第五分団屋敷台班消防器具置場	大森	S40	長寿				大規模改修検討期間							
第六分団十日町班消防器具置場	大森	H15	長寿											
第七分団神成班消防器具置場	大森	H12	長寿											
第七分団袴形班消防器具置場	大森	H11	長寿											
第八分団境田班消防器具置場	大森	H26	長寿											
第八分団松田班消防器具置場	大森	H11	長寿											
第九分団板井班消防器具置場	大森	S50	長寿											
第九分団下田班消防器具置場	大森	S53	長寿	大規模改修検討期間										
第九分団平野班消防器具置場	大森	S45	長寿											
第十分団金井神班消防器具置場	大森	H4	長寿						外部仕上材改修検討期間					
第十分団矢走班消防器具置場	大森	H27	長寿											
十文字第1分団第1部十文字新田消防倉庫	十文字	H20	長寿											
十文字第1分団第2部新古内消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第1分団第3部新聞消防倉庫	十文字	S61	長寿											
十文字第1分団第4部古内消防倉庫	十文字	H24	長寿											
十文字第1分団第5部仁井田消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第1分団第6部1上仁井田消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第1分団第6部2麻当消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第1分団第7部腕越消防倉庫	十文字	S44	長寿											
十文字第1分団第8部佐吉消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第1分団第9部梨木消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第2分団第1部八兵衛丁消防倉庫	十文字	S51	長寿											
十文字第2分団第2部学校通り消防倉庫	十文字	H6	長寿											
十文字第2分団第4部能平喜消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第2分団第5部新処消防倉庫	十文字	H25	長寿											
十文字第2分団第6部荒田目消防倉庫	十文字	H21	長寿											
十文字第2分団第7部住吉消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第2分団第8部柳原消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第2分団第9部田屋消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第3分団自動車ポンプ置場車庫	十文字	S40	長寿											
十文字第3分団第1部本村消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第3分団第3部越前消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第3分団第4部羽場消防倉庫	十文字	H20	長寿											
十文字第3分団第5部二ツ橋消防倉庫	十文字	H1	長寿											
十文字第3分団第6部志摩消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第3分団第7部沼尻消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第4分団自動車ポンプ置場車庫	十文字	S30	長寿											
十文字第4分団第1部1川前消防倉庫	十文字	H28	統合											
十文字第4分団第1部2館前消防倉庫	十文字	S40	統合											
十文字第4分団第2部中村消防倉庫	十文字	H20	長寿											
十文字第4分団第3部下今泉消防倉庫	十文字	H21	長寿											

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
十文字第4分団第4部真角消防倉庫	十文字	H27	長寿											
十文字第4分団第5部福島消防倉庫	十文字	R3	長寿	建替										
十文字第4分団第6部荊島消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第4分団第7部左馬消防倉庫	十文字	S40	長寿											
十文字第4分団第8部根本場消防倉庫	十文字	H23	長寿											
十文字第4分団第9部下村消防倉庫	十文字	H22	長寿											
十文字第4分団第10部別明消防倉庫	十文字	S40	長寿											
山内第1分団第1部消防ポンプ車車庫	山内	H4	長寿											
山内第1分団第2部消防ポンプ車車庫	山内	H5	長寿											
山内第1分団第3部消防ポンプ車車庫	山内	H5	長寿											
山内第2分団第1部消防ポンプ車車庫	山内	H10	長寿											
山内第2分団第2部消防ポンプ車車庫	山内	H2	長寿											
山内第2分団第3部消防ポンプ車車庫	山内	H8	長寿											
山内第3分団第1部消防ポンプ車車庫	山内	H6	長寿											
山内第3分団第2部消防ポンプ車車庫	山内	H5	長寿											
山内第3分団第3部消防ポンプ車車庫	山内	S40	長寿											
山内第4分団第1部消防ポンプ車車庫	山内	H3	長寿											
山内第4分団第2部消防ポンプ車車庫	山内	S40	長寿											
山内第4分団第3部消防ポンプ車車庫	山内	H1	長寿											
大雄消防団第1分団第1部第1班消防ポンプ置場(宮丁)	大雄	S55	統合											
大雄消防団第1分団第1部第2班消防ポンプ置場(田町)	大雄	H4	統合											
大雄消防団第1分団第2部第1班消防ポンプ置場(四津屋)	大雄	S55	長寿											
大雄消防団第2分団第1部第1班消防ポンプ置場(田根森東)	大雄	R3	長寿	建替										
大雄消防団第2分団第2部第1班消防ポンプ置場(八柏)	大雄	R1	統合											
大雄消防団第2分団第2部第2班消防ポンプ置場(一ノ関)	大雄	S57	統合											
大雄消防団第3分団第1部第1班消防ポンプ置場(新町南)	大雄	R2	長寿											
大雄消防団第3分団第2部第1班消防ポンプ置場(大慈寺谷地)	大雄	S56	統減											
大雄消防団第3分団第2部第1班消防ポンプ置場(野崎)	大雄	H24	統合											
大雄消防団第3分団第2部第1班消防ポンプ置場(乗阿気)	大雄	S48	統減											
横手地域局道路管理センター(防雪センター)	横手	S46	長寿											
横手地域局道路管理センター(防雪センター)赤坂車庫	横手	S63	長寿											
吉野除雪車庫	増田	H3	維持											
増田地域局道路管理センター	増田	H7	長寿											
平鹿地域局道路管理センター	平鹿	H11	長寿											
雄物川除雪センター格納庫	雄物川	S56	維持											
大森地域局 除雪車庫	大森	S56	長寿											
除雪機械格納庫(白山)	大森	H9	長寿											
十文字地域局機械センター	十文字	S45	長寿											
山内除雪ステーション	山内	S50	統合											
第2除雪ステーション	山内	H15	長寿											
山内黒沢除雪ステーション	山内	H17	長寿											
山内三又除雪ステーション	山内	H17	長寿											
オペレーションセンター	大雄	S63	長寿											
二葉町バス用車庫	横手	H10	維持											
増田(スクールバス車庫)	増田	H13	長寿											
平鹿バス車庫	平鹿	S54	長寿											
吉田スクールバス車庫	平鹿	H9	長寿											
十文字地域局バス車庫	十文字	S46	長寿											
山内小学校スクールバス車庫	山内	H2	長寿											
旧大雄分署倉庫(車庫・物置)	大雄	S47	維持											
よこてイースト管理事務所棟	横手	H22	長寿											
美術品収蔵庫	横手	S61	長寿											
横手観光事業用倉庫(O1)	横手	H9	維持											
横手観光事業用倉庫(O2)	横手	H9	維持											
横手シルバー人材センター(貸付)	横手	S53	譲渡											

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
勤労者等福祉施設 いっぶく館	横手	S50	廃止										
農林部倉庫（旧大豆センター）	横手	S53	廃止			解体 (詰所)							
境町中間書庫（旧境町小体育館）	横手	S54	維持										
旧横手西中学校（閉校、一部貸付）	横手	S39	維持				解体 (校舎)						
平鹿地域局倉庫	平鹿	S51	維持										
平鹿交通指導車庫	平鹿	S58	維持										
平鹿醍醐コミュニティセンター（書庫）	平鹿	S52	維持										
平鹿資材置場	平鹿	S53	廃止										
大森地域局（駐車場・車庫）	大森	S52	長寿				大規模改修検討期間						
特別豪雪地帯克雪管理センター（旧前田保育所）	大森	S53	廃止									廃止	
山下記念館（倉庫）	大森	S52	維持										
松原団地共同倉庫	大森	S49	譲渡										譲渡
十文字地域課技能員詰所（一部車庫）	十文字	H16	長寿										
十文字建設機械格納庫	十文字	H16	長寿										
山内ゴミ収集車庫	山内	H4	長寿										
旧大松川ダム事務所	山内	H13	廃止										
山内林道機械保管庫	山内	S53	維持										
大雄ふるさとセンター2号館（旧公民館）	大雄	H4	長寿										



雄物川庁舎

令和2年度に完成した雄物川庁舎(左)と
十文字庁舎(下)



十文字庁舎(十文字地域多目的総合施設)

3.1.2 学校教育系施設

(1) 学校

(令和4年度末)

区分	学校	施設数	20 施設	延床面積	156,164 m ²
対象施設	小学校 14、中学校 6				
施設の内容	学校教育法に基づく小学校、中学校の校舎、体育館及び付属施設です。小学校、中学校の施設は、市保有の公共施設の中でも最も延床面積が広く、29.2%を占めています。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の安全性の確保、多様化する教育環境への対応、児童生徒の減少に伴う学校規模適正化等の課題に取り組んでいます。 ・小中学校の校舎等は、児童生徒にとってはもちろんのこと、その保護者や家族、地域住民にとっても思い入れの強い場所という特徴があります。 ・小学校は、校舎の一部が放課後児童クラブとして、小中学校の体育館やグラウンドは、スポーツ少年団や地域の団体活動に開放される等、複合的な使われ方をしています。今後、コミュニティ・スクールの導入により、地域と一体となって特色ある学校づくりが進められていきます。 ・令和2年3月に改訂された「横手市地域防災計画」では、全ての小中学校が指定緊急避難所に指定されており、防災拠点としての役割も担っています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は、学校施設長寿命化改善計画に基づき長寿命化を進めます。 ・統廃合により廃校となった施設は、財産管理及び地域への貢献等を考慮しながら、他の公共施設への転用の他、サウンディング型市場調査や公募等による民間への売却、譲渡、貸付けを検討し、需要が無い場合には解体とします。 ・コミュニティ・スクールの導入により、地域拠点としての機能や、地域住民のニーズにも対応した利活用の検討が図られます。 				

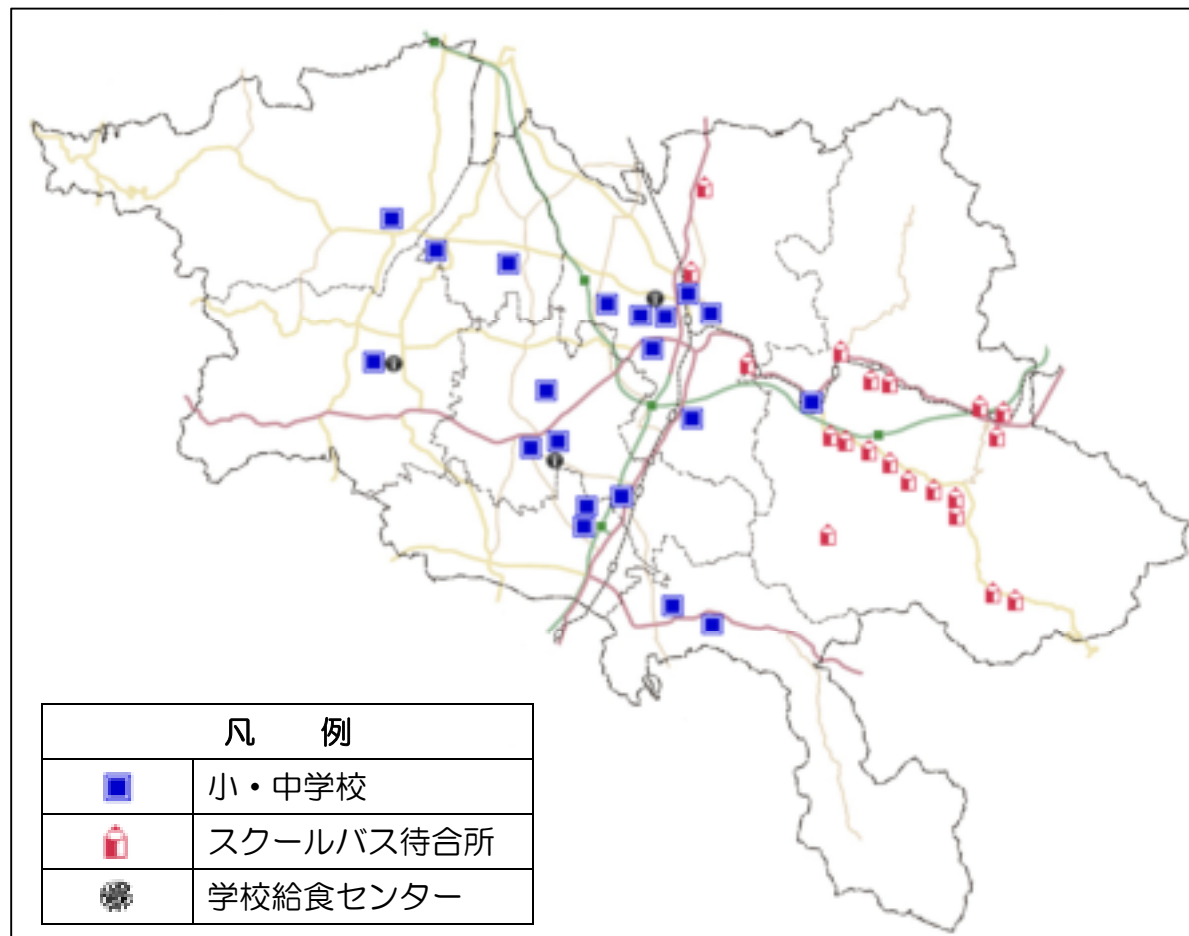
(2) その他教育施設

(令和4年度末)

区分	その他教育施設	施設数	23 施設	延床面積	5,144 m ²
対象施設	学校給食センター、スクールバス待合所等				
施設の内容	市内各小中学校へ給食を提供する給食調理施設や、スクールバス待合所です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月の新横手学校給食センターの供用開始に併せて、7センターを4センターに再編し、令和5年度からは横手、平鹿、雄物川の3つ給食センターに再編して稼働しています。 ・児童生徒数の減少に伴い施設稼働率が低下しているセンターもあり、効率的、効果的な施設運営に支障をきたしています。併せて、食への安全意識の高まりにより、衛生管理体制の一層の強化が求められています。 ・スクールバス待合所は、児童生徒のスクールバス停留所として利用されています。 				

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターは、安全、安心で安定的に給食を提供するため、施設、設備の良好な管理に努めるとともに、効率的、効果的に給食業務を行うため、令和4(2022)年度をもって大森学校給食センターを廃止しています。廃止後の施設は、庁内や民間での利活用を検討します。 ・スクールバス待合所は、利用児童生徒の変化や建物の老朽化を勘案しながら、その必要性を検討します。
--------	--

図表 3.2 学校教育系施設の配置状況



十文字地域の4つの小学校を統合し、令和3年4月に開校した十文字小学校

■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

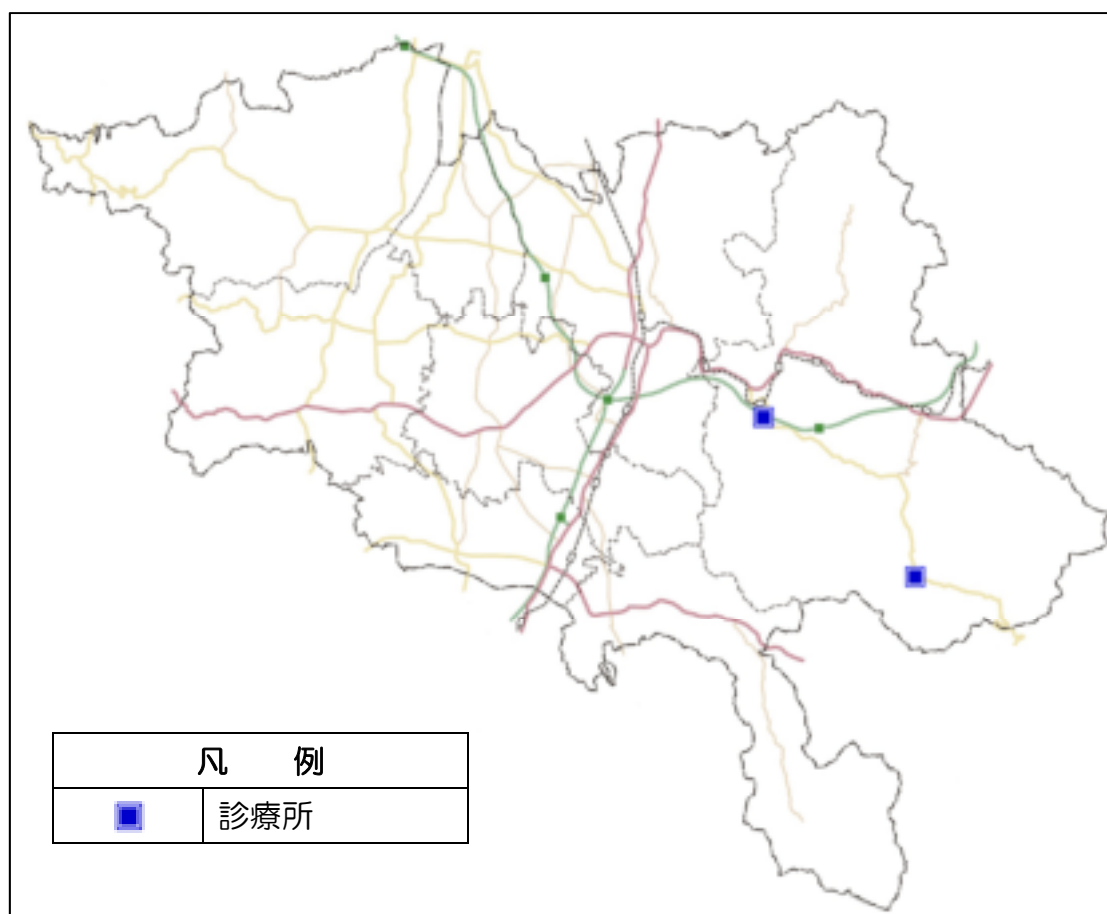
建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
朝倉小学校	横手	S57	長寿		大規模改修								
旭小学校	横手	S58	長寿										
栄小学校	横手	H5	長寿										
横手南小学校	横手	H3	長寿										
横手北小学校	横手	H27	長寿										
増田小学校	増田	S61	長寿										
浅舞小学校	平鹿	S62	長寿	大規模改修									
吉田小学校	平鹿	S55	長寿				大規模改修検討期間						
醍醐小学校	平鹿	S55	長寿				大規模改修検討期間						
雄物川小学校	雄物川	H26	長寿										
大森小学校	大森	S63	長寿										
十文字小学校	十文字	R2	長寿										
山内小学校	山内	H1	長寿										
大雄小学校	大雄	H4	長寿										
横手南中学校	横手	S49	長寿										
横手北中学校	横手	H24	長寿										
増田中学校	増田	S46	長寿										
平鹿中学校	平鹿	H8	長寿										
十文字中学校	十文字	S62	長寿										
横手明峰中学校	大雄	H22	長寿										
横手学校給食センター	横手	H25	長寿										
平鹿学校給食センター	平鹿	H10	長寿										
雄物川学校給食センター	雄物川	H7	長寿										
朝倉小学校バス待避所	横手	S58	長寿										
朝倉小学校バス待合所	横手	S58	長寿										
山内新処スクールバス待合所	山内	H5	維持										
山内筏スクールバス待合所	山内	H5	維持										
山内大畑スクールバス待合所	山内	H3	維持										
山内大平スクールバス待合所	山内	H6	維持										
山内落合スクールバス待合所	山内	H3	維持										
山内甲下夕村スクールバス待合所	山内	H9	維持										
山内甲・松沢スクールバス待合所	山内	H9	維持										
山内上筏スクールバス待合所	山内	H6	維持										
山内上黒沢スクールバス待合所	山内	H3	維持										
山内上長瀬スクールバス待合所	山内	H4	維持										
山内小松川スクールバス待合所	山内	H3	維持										
山内季原スクールバス待合所	山内	H3	維持										
山内下黒沢スクールバス待合所	山内	H4	維持										
山内下南郷スクールバス待合所	山内	H5	維持										
山内中黒沢スクールバス待合所	山内	H4	維持										
山内中南郷スクールバス待合所	山内	H4	維持										
山内畑南郷スクールバス待合所	山内	H4	維持										
山内武道スクールバス待合所	山内	H5	維持										

3.1.3 医療施設

(令和4年度末)

区分	医療施設	施設数	2施設	延床面積	314 m ²
対象施設	診療所				
施設の内容	住民の疾病予防及び治療を行い、その健康保持増進のため設置する地域の診療所です。 ※横手病院、大森病院は、インフラ部門に分類しています。				
現状と課題	・山内地域に配置されています。				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を利用して機能維持を図ります。 ・利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺状況や地域の実情等を考慮しつつ、老朽化した施設は、機能移転の可能性を検討します。 ・増田診療所は、受診者の減少や施設の老朽化により、令和3年度末をもって廃止されました。 				

図表 3.3 医療施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
山内診療所	山内	S52	長寿										
山内三又診療所	山内	S54	維持										

3.1.4 供給処理施設

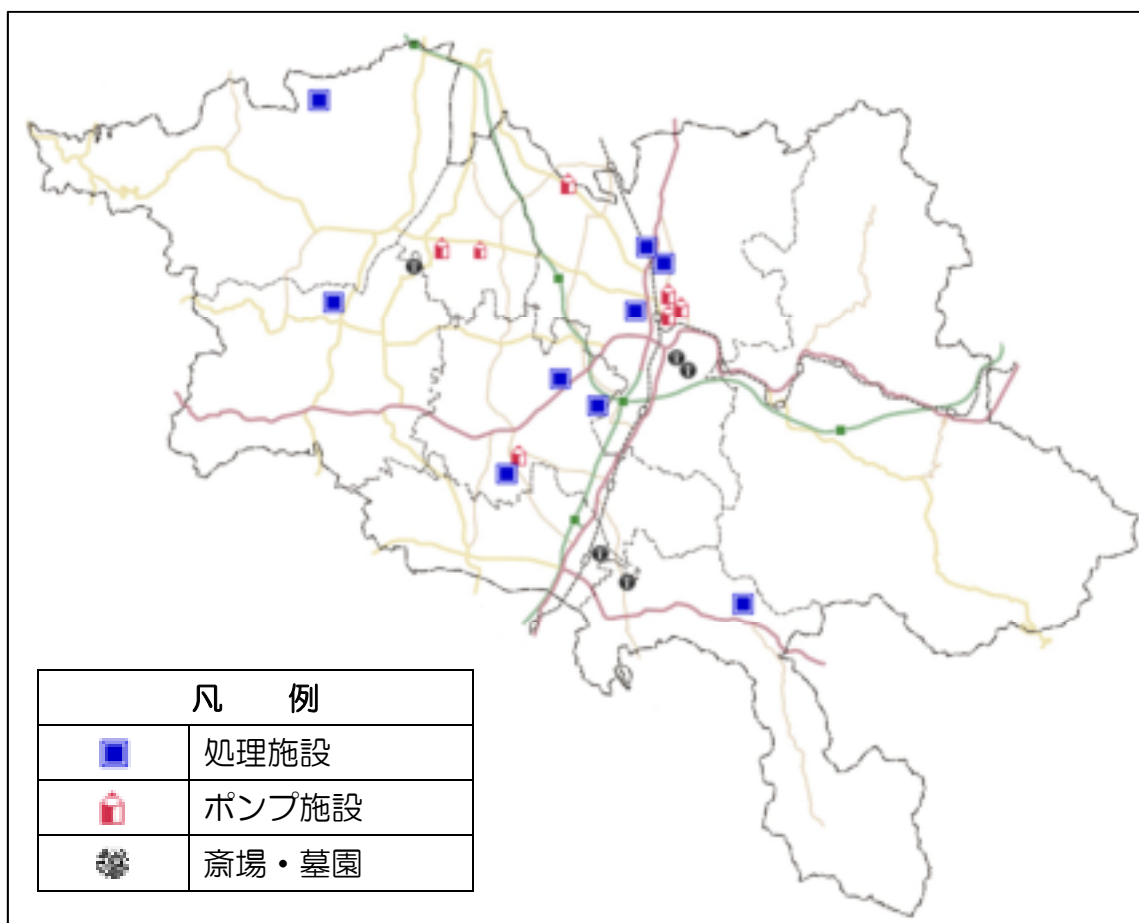
(令和4年度末)

区分	生活環境施設	施設数	22 施設	延床面積	22,342 m ²
対象施設	クリーンプラザ、衛生センター、斎場、墓園等				
施設の内容	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、斎場、墓園、流雪溝ポンプ施設等です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設は、市内3カ所にあった環境保全センターを統合し、平成28年度から「クリーンプラザよこて」が本格稼働しています。 ・クリーンプラザよこては、公設民営方式(DBO)により特別目的会社(SPC)が20年間にわたって施設の運営、維持管理業務を請け負っています。 ・し尿処理施設（衛生センター）は、市内2カ所に配置されています。両施設とも老朽化が進んでおり、その対策が大きな課題となっています。 ・ポンプ施設は、流雪溝用の大型施設や道路融雪のためのポンプ施設等となっています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・統合された3カ所の環境保全センターの解体が完了しており、跡地の利活用を検討します。 ・し尿処理施設は、生活排水処理率の向上や処理状況、周辺環境の変化等に応じて、関係機関と協議のうえ、両衛生センターの統廃合及び広域処理等も含めた施設のあり方や処理方法を検討します。 ・西部斎場は、施設が狭隘で老朽化も進んでいることから、建て替えを計画します。 ・その他の施設は、個別施設計画に示されている対策の計画的な実施に努めて長寿命化を図り、地域に密接に関係している施設は譲渡を検討します。 				



DBO方式で運用されている「クリーンプラザよこて」

図表 3.4 供給処理施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ペットボトル等処理センター	横手	H12	長寿										
横手衛生センター	横手	H7	長寿							外部仕上材改修検討期間			
赤坂地区水質障害対策処理施設	横手	H5	維持										
クリーンプラザよこて	横手	H28	長寿										
吉乃鉢山坑廃水処理施設	増田	S60	長寿							外部仕上材改修検討期間			
五十田団地排水処理施設	平鹿	H9	長寿										
死亡獣畜保冷施設	平鹿	S54	長寿										
南東地区最終処分場	平鹿	H9	長寿										
雄物川衛生センター	雄物川	S60	統減										
西部地区最終処分場	大森	H4	廃止	廃止		解体							
東部斎場	横手	H17	長寿										
南部斎場	増田	H13	長寿										
西部斎場（車庫含む）	雄物川	H1	長寿		大規模改修								
前郷墓園	横手	S50	長寿							外部仕上材改修検討期間			
十文字墓園 聖安公園	十文字	S53	長寿										
大町ポンプ場	横手	S60	長寿										
上内町ポンプ場	横手	S59	長寿										
蛇ノ崎ポンプ場	横手	H14	長寿										
本郷ポンプ場	横手	H19	長寿										
一本木簡易水道組合ポンプ置場	横手	S56	譲渡		譲渡								
平柳地区消費用揚水ポンプ	大雄	S62	譲渡										
槻の木団地ポンプ	大雄	H3	譲渡										

3.1.5 保健・福祉施設

(1) 高齢福祉施設

(令和4年度末)

区分	高齢福祉施設	施設数	12 施設	延床面積	15,975 m ²
対象施設	介護保健施設、高齢福祉施設、老人憩いの家等				
施設の内容	老人福祉法、介護保険法等の規定により、高齢者の福祉の増進、あるいは生活支援や養護のために設置された施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には、介護保健施設、高齢福祉施設、老人憩いの家等が各地域に設置されています。 ・一部の施設では老朽化が進み、運営方法や維持管理等の対応が大きな課題となっています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等は、民間による同種のサービスが提供されていることから、民間との適切な役割分担を図りながら、横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画や需要動向等を踏まえ、今後の在り方を検討していきます。 ・その他の高齢福祉施設は、効果的で効率的な施設運営を行いつつ、同種機能を有する他地域の施設との機能統合や機能移転等を検討し、総量の圧縮を図ります。 ・老人憩いの家等は、老朽化している施設が多く、他の施設との複合化を積極的に行っていきます。 				

(2) 障がい福祉施設

(令和4年度末)

区分	障がい福祉施設	施設数	3 施設	延床面積	4,145 m ²
対象施設	障がい者支援施設				
施設の内容	障がい者の福祉増進を図るため、障害者総合支援法に基づくサービスを提供する福祉施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県内でも自治体の直営施設が少ない状況ですが、大規模改修等を実施し、適切に施設機能を維持しながら、指定管理者制度により運営、管理を行っています。 ・入所者の高齢化に伴い、高齢の知的障がい者にあつた健康管理や医療、介護、更にはどのような地域生活支援が必要になるかといった、これまでの知的障がい者支援とは異なる新たな課題も出ています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による運営を行っていますが、民間による同種のサービスが提供されており、民間との役割分担を図りながら、施設譲渡を含めた今後の在り方を更に検討します。 				

(3) 児童福祉施設

(令和4年度末)

区分	児童福祉施設	施設数	1施設	延床面積	2,245 m ²
対象施設	児童養護施設、母子生活支援施設				
施設の内容	児童福祉法で定める社会的養護を要する児童の養護と自立援助、母子に対する保護、生活の安定、自立支援、援助を行うことを目的とする施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な理由で家庭生活を続けることが困難となった子どもたちや、自立支援を必要とする、ひとり親世帯への支援が求められています。 ・児童養護施設を令和3年4月1日に社会福祉法人へ譲渡し、母子生活支援施設は指定管理者制度により管理、運営を行っています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設は、県南地域で唯一の施設です。近年、措置世帯が減少しており、今後の新たな措置世帯の動向を踏まえながら、今後の在り方を検討していきます。 ・民間活力を導入し、専門性を活かしながら、子どもの健やかな成長と家庭の自立を支援する施設として活用していきます。 				

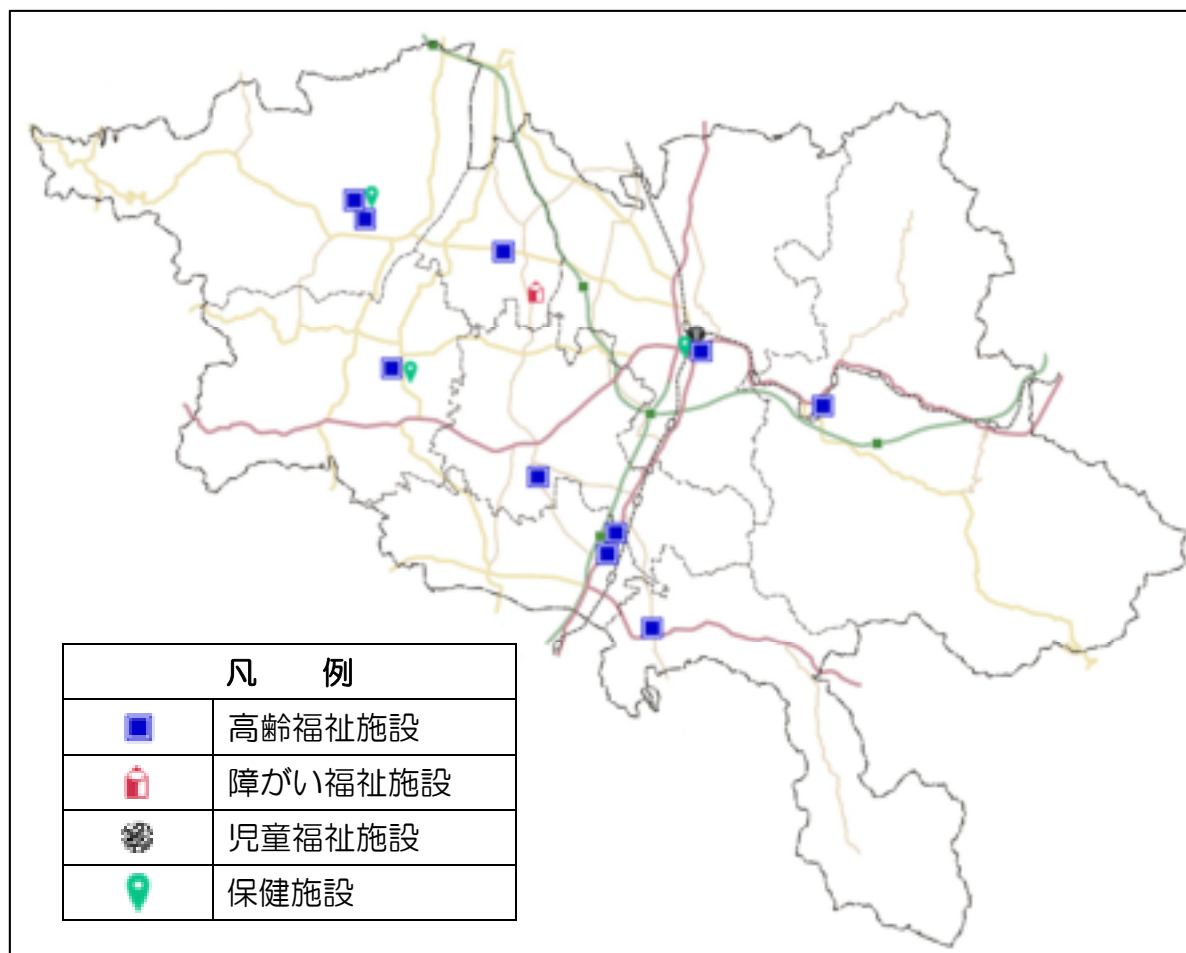
(4) 保健施設

(令和4年度末)

区分	保健施設	施設数	3施設	延床面積	2,960 m ²
対象施設	保健センター				
施設の内容	市民の健康維持と健康増進のため、保健業務を行うとともに、市民の保健活動に場として、健康づくりの取り組みを推進する施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複合化や他施設との併設が行われていますが、今後の保健センターの利活用を再検討する必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・同種の機能を有する他地域の施設との機能統合や、機能移転等を検討しつつ、施設の長寿命化を図り、効果的かつ効率的な施設運営を図ります。 				



図表 3.5 保健・福祉施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
増田町老人憩の家	増田	S37	廃止					廃止					
平鹿農家高齢者創作館	平鹿	S54	譲渡					譲渡					
平鹿町ゆとり館	平鹿	H5	長寿										一部廃止 (入浴施設)
大森町生きがい創作館	大森	S63	長寿										
大森町高齢者生活支援ハウス	大森	H16	長寿										
大森町指定通所介護事業所	大森	H16	長寿										
介護老人保健施設者健おおもり	大森	H9	長寿				設備改修検討期間						
健康の丘居宅支援センター 森の家	大森	H16	長寿										
特別養護老人ホーム 白寿園	大森	S58	長寿										
十文字町健康福祉センター	十文字	H9	譲渡				譲渡						
山内ほっとパレス ゆうらく館	山内	H4	譲渡										譲渡
大雄地域福祉センター	大雄	H4	維持										
障害者支援施設 ひまわり社	横手	S54	廃止						廃止				
障害者支援施設 大和更生園	大雄	S53	譲渡				譲渡						
障害者支援施設 ユー・ホップハウス	大雄	H8	譲渡				譲渡						
母子生活支援施設 横手市サンハイム	横手	H1	譲渡										譲渡
横手保健センター（すこやか横手）	横手	H6	長寿					設備改修検討期間					
雄物川保健センター	雄物川	S61	長寿										
大森町高齢者等保健福祉センター	大森	H10	長寿										

3.1.6 子育て支援施設

(1) 保育所

(令和4年度末)

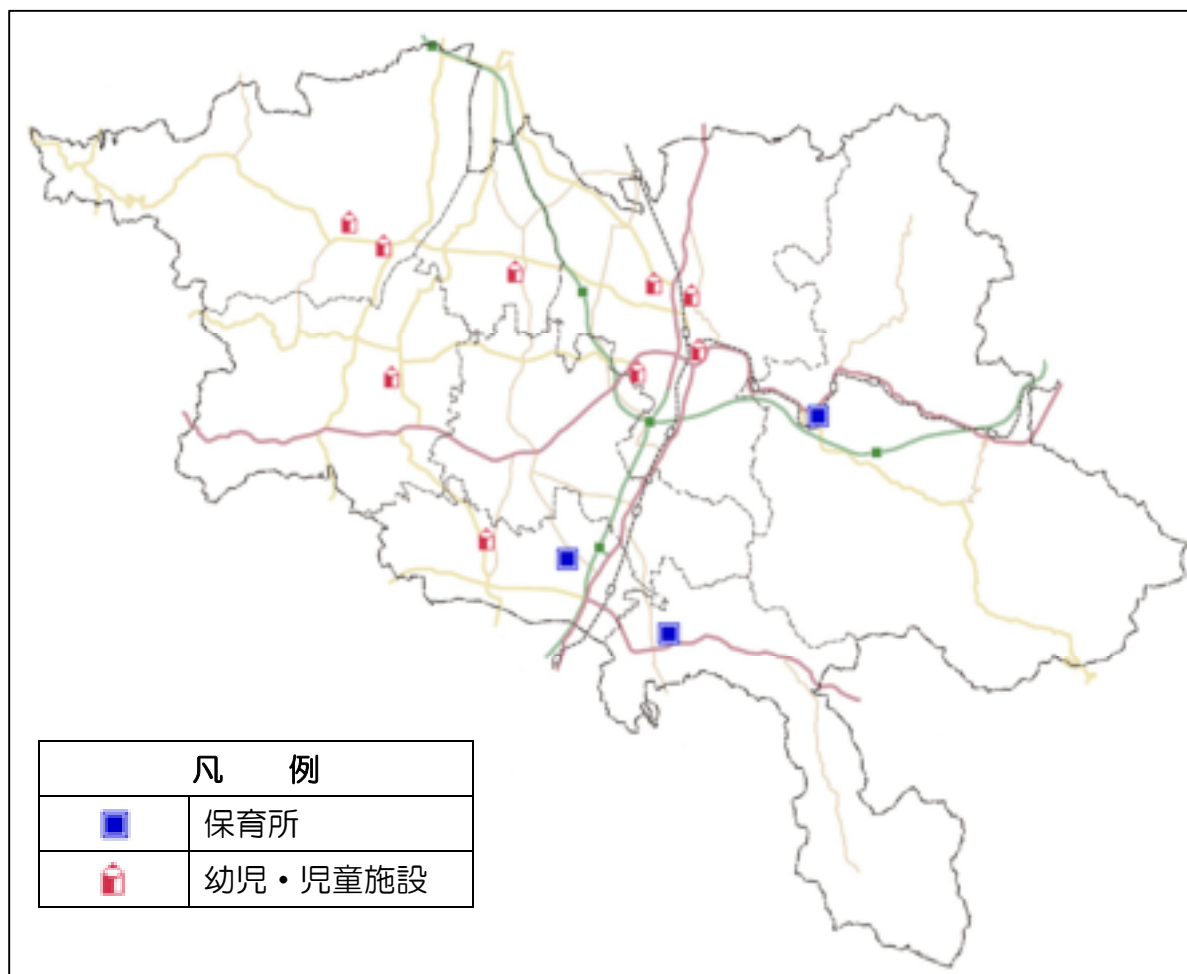
区分	保育所	施設数	3 施設	延床面積	4,238 m ²
対象施設	保育所				
施設の内容	児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等のため、保育を必要とする乳児又は幼児の保育を行う施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・増田、十文字、山内地域に公立保育所を設置しています。 ・公立保育所は、公立性・公益性を追求する福祉理念に基づいて、保育の質の確保、安定運営、地域との連携等の役割に貢献してきました。国の三位一体改革により、私立保育所の方が運営費への補助金等、財源的に有利であること、多様な保育ニーズに即応した事業展開が可能であることから、良質な保育サービスの提供には、民間活力の導入が必要不可欠なものとなっています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応する必要があり、横手市教育・保育施設整備計画及び横手市公立保育所民営化計画に基づき、全公立保育所の施設譲渡、私立保育所との実質的な統合等の民営化を目指していきます。 ・閉所した保育所は、民間等への譲渡や貸付けを検討し、需要が無い場合は廃止、解体します。 				

(2) 幼児・児童施設

(令和4年度末)

区分	幼児・児童施設	施設数	10 施設	延床面積	3,065 m ²
対象施設	児童館、学童保育施設等				
施設の内容	児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与え、健康の増進を図り、豊かな情操を育む児童福祉のための施設です。 ※一部の児童館は、市民文化系施設に分類しています。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ（学童保育施設）は、近年整備された新しい施設です。 ・児童館等は、FM計画期間中に多くの施設が改修時期を迎えますが、既に老朽化の状況が報告されています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に示されている対策の計画的な実施に努めて施設の長寿命化を図り、効率的な施設管理を実施します。 ・学童保育施設は、放課後児童健全育成事業における施設整備方針の策定を検討します。 				

図表 3.6 子育て支援施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

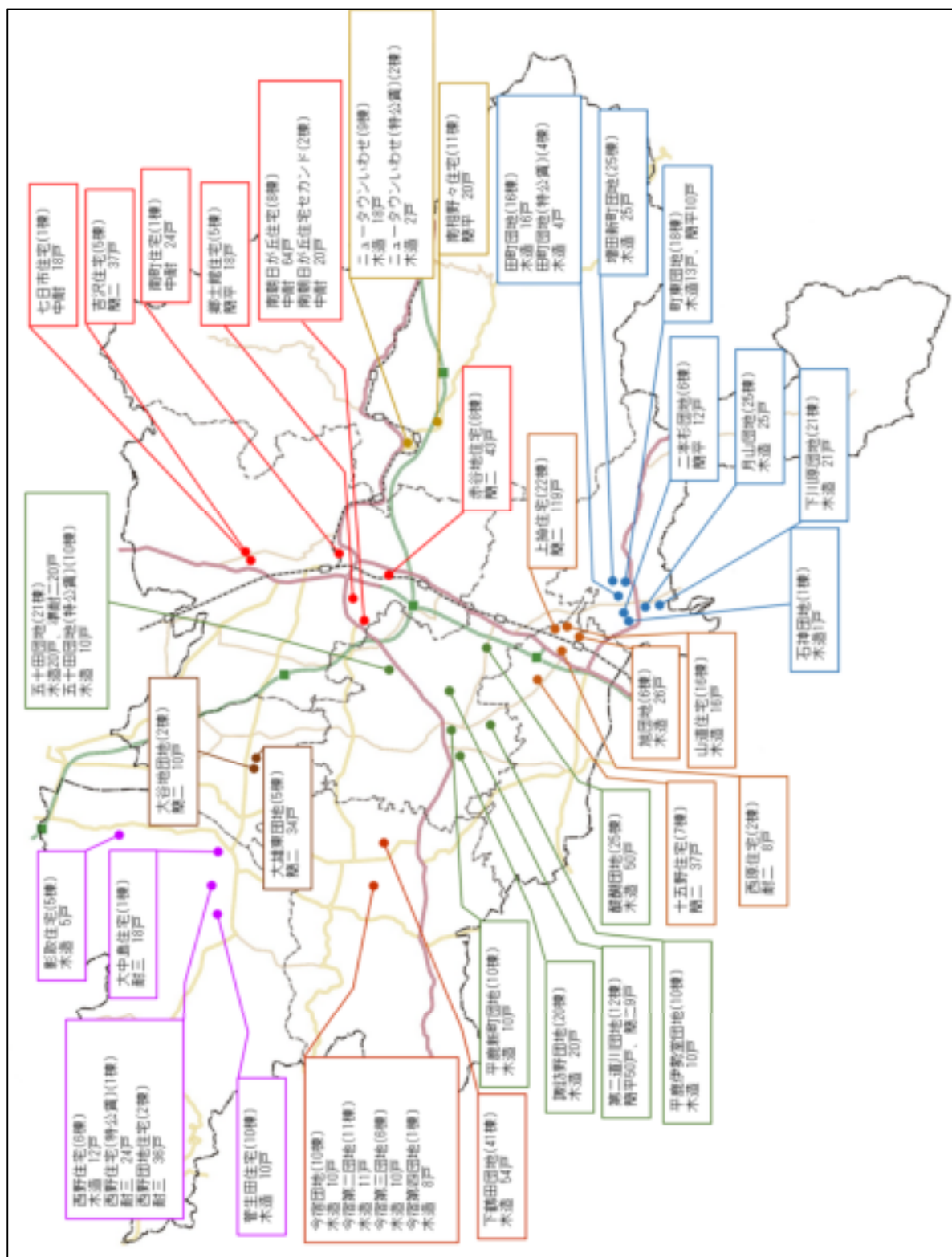
建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
増田町総合子育て支援施設（ますだ保育園）	増田	H17	譲渡							譲渡			
三重保育所	十文字	S43	廃止							廃止	解体		
さんない保育園	山内	H14	譲渡					譲渡					
朝日が丘児童センター	横手	H5	長寿										
大森町 子どもと老人のふれあいセンター	大森	H1	長寿										
学童保育施設 児童クラブ「あさくら」	横手	H21	長寿										
げんキッズよこてきた	横手	H27	長寿										
学童保育施設「にこにこキッズ雄物川」	雄物川	H26	長寿										
学童保育施設「にこにこキッズ雄物川Ⅲ」（旧介護支援センター）	雄物川	H12	長寿										
学童保育施設「おおもり」	大森	H21	長寿										
学童保育施設「十文字なかよし4」（旧植田保育所）	十文字	H1	長寿										
学童保育施設「十文字なかよし」	十文字	R2	長寿										
学童保育施設「大雄子どもセンター」	大雄	H26	長寿										

3.1.7 公営住宅

(令和4年度末)

区分	公営住宅	施設数	43 施設	延床面積	71,594 m ²
対象施設	市営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、単独住宅 431 棟 1,038 戸				
施設の内容	<p>市営住宅 (37 団地、401 棟、970 戸) 低所得者層向けの賃貸住宅。高齢者や障がい者等に対する福祉的な配慮により安定的な住宅供給をするための施設として設置。</p> <p>特定公共賃貸住宅 (4 団地、17 棟、40 戸) 中堅所得者層向けの賃貸住宅。民間賃貸物件が少ない等の地域実情に則して住宅供給をするための施設として設置。</p> <p>定住促進住宅 (1 団地、11 棟、20 戸) 山内地域への定住促進を図るための賃貸住宅。過疎化による人口減少対策を目的に住宅供給をするための施設として設置。</p> <p>単独住宅 (1 団地、2 棟、8 戸) 過去の施策により取得した賃貸住宅。以前からの入居者以外は、災害時等の一時的な使用となっている。</p>				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の総数は、類似自治体と比較しても多く、供給量は確保されています。 ・ 公営住宅の老朽化や生活様式の変化により、入居者のニーズと供給する住宅との間に差異が生じ、住宅間で需要の格差があります。 ・ 築 30 年以上を経過した建物が 60%を超えており、老朽化が進んでいます。 ・ 横手市営住宅等長寿命化計画により、老朽化した公営住宅の計画的な維持管理を行うとともに、指定管理者制度を導入しています。 ・ 入居率や応募者数等は、減少傾向にあります。 ・ 公営住宅が持つセーフティネット機能の強化とともに、民間賃貸住宅等との連携も含め、市場全体を見据えた住宅セーフティネットを構築していく必要があります。 ・ 入居者の生活様式の変化に対応して、高齢者や障がい者等への福祉的な配慮や住宅環境の改善をしていく必要があります。 ・ 老朽化が著しい公営住宅は、廃止・統合による集約化や福祉施設等の他の公益施設との合築や併設を検討する必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少や入居者減少を踏まえ、老朽化した公営住宅の廃止等による保有総数の縮減を図ります。 ・ 市の総合的な住環境整備の見地から、公営住宅の役割を明確化します。 ・ 横手市営住宅等長寿命化計画の着実な実施に努めます。 				

図表 3.7 公営住宅の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
市営住宅 赤谷地住宅	横手	S48	廃止								廃止		
市営住宅 郷土館住宅	横手	S45	廃止								廃止		
市営住宅 七日市住宅	横手	S56	長寿	設備改修検討期間									
市営住宅 南朝日が丘住宅	横手	S57	長寿	大規模改修検討期間									
市営住宅 南朝日が丘住宅セカンド（Ⅰ、Ⅱ）	横手	S63	長寿				設備改修検討期間						
市営住宅 南町住宅	横手	S54	長寿	大規模改修検討期間									
市営住宅 吉沢住宅	横手	S53	廃止								廃止		
市営住宅 月山団地	増田	H4	維持										
市営住宅 下川原団地	増田	S60	維持										
市営住宅 田町団地	増田	H15	維持										
市営住宅 田町団地（特定公共賃貸住宅）	増田	H15	維持										
市営住宅 二本杉団地	増田	S50	廃止								廃止		
市営住宅 増田新町団地	増田	S63	維持										
市営住宅 町東団地	増田	S51	維持										
市営住宅 石神団地	増田	S45	廃止		廃止								
市営住宅 五十田団地	平鹿	H9	維持										
市営住宅 五十田団地（特定公共賃貸住宅）	平鹿	H9	維持										
市営住宅 諏訪野団地	平鹿	H2	維持										
市営住宅 醍醐団地	平鹿	H18	維持										
市営住宅 第二道川団地	平鹿	S48	維持										
市営住宅 平鹿伊勢堂団地	平鹿	S41	廃止		廃止								
市営住宅 平鹿新町団地	平鹿	S42	廃止		廃止								
市営住宅 今宿第三団地	雄物川	H5	維持										
市営住宅 今宿第二団地	雄物川	S62	維持										
市営住宅 今宿第四団地	雄物川	H14	維持										
市営住宅 今宿団地	雄物川	S58	維持										
市営住宅 下鶴田団地	雄物川	H15	維持										
市営住宅 大中島住宅	大森	S56	長寿	大規模改修検討期間									
市営住宅 影取住宅	大森	S63	維持										
市営住宅 菅生田住宅	大森	S63	維持										
市営住宅 西野住宅	大森	H2	維持	設備改修検討期間									
市営住宅 西野団地住宅	大森	H7	長寿	設備改修検討期間									
市営住宅 西野住宅（特定公共賃貸住宅）	大森	H11	長寿										
市営住宅 旭団地	十文字	H17	維持										
市営住宅 上掬住宅	十文字	S46	維持										
市営住宅 十五野住宅	十文字	S50	廃止								廃止		
市営住宅 山道住宅	十文字	S44	廃止		廃止								
十文字西原住宅	十文字	S46	維持										
定住促進住宅 南相野々住宅	山内	H17	維持										
ニュータウンいわせ	山内	H8	維持										
ニュータウンいわせ（特定公共賃貸住宅）	山内	H8	維持										
市営住宅 大谷地団地	大雄	S53	維持										
市営住宅 大雄東団地	大雄	S50	維持										



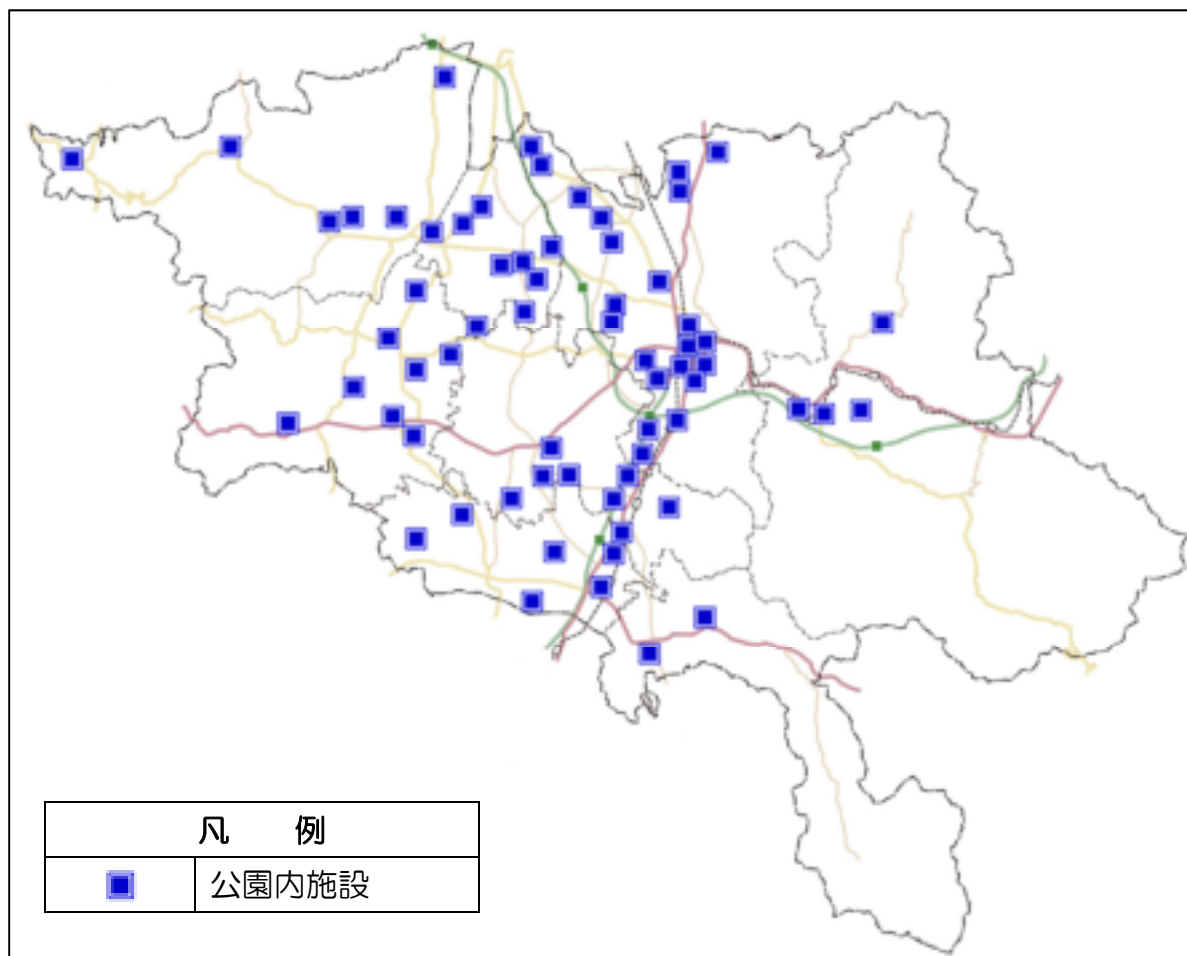
長寿命化改修が行われている大中島住宅（大森地域：令和3年9月撮影）

3.1.8 公園内施設

(令和4年度末)

区分	市立公園	施設数	98 施設	延床面積	4,959 m ²
対象施設	都市公園、市立公園、児童公園、農村公園内施設等				
施設の内容	公園内の東屋や公衆トイレ等の建物です。 公園内の野球場等はスポーツ施設に分類しています。公園施設全体は、インフラ部門において検討対象となっています。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の環境確保、市街地の景観、観光機能、一時避難所としての防災機能等を持ち、市民の憩いの場として利用されています。 ・設備の老朽化や多様化した市民ニーズに対応できていない利用頻度の低い施設が見受けられます。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な都市公園施設や市街地の防災機能等、施設としての重要度等を検討しながら、公園長寿命化計画の着実な実施を図ります。 ・地域の憩いの場としての利用が大きい施設は維持とします。維持管理コストを勘案し、機能縮小が可能な部分は縮小する等、総量の縮減を図ります。 				

図表 3.8 公園内施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
柳田運動広場	横手	H12	維持											
大鳥公園	横手	S53	長寿	解体 (プール)										
金沢公園	横手	H3	長寿											
記念公園	横手	H26	長寿											
平安の風わたる公園	横手	H3	長寿											
横手公園	横手	S28	長寿											
横手公園 展望台	横手	S40	長寿							外部仕上材改修検討期間				
旭公園	横手	H2	長寿											
梅ノ木街区公園	横手	H11	長寿											
大堤児童公園（堤公園）	横手	H2	維持											
光明寺街区公園	横手	H10	長寿											
木陰沼公園	横手	H10	維持											
境町健康広場	横手	S63	維持											
七日市公園	横手	H19	維持											
西ヶ坂史跡公園（前郷地区）	横手	H1	維持											
八王寺公園	横手	H3	長寿											
本郷第一公園	横手	H5	長寿											
本郷第二公園	横手	H3	長寿											
荒沼児童公園	横手	H21	長寿											
駅南児童公園	横手	H2	長寿											
追廻第一児童公園	横手	S60	長寿											
追廻第二児童公園	横手	S54	長寿											
花端木児童公園	横手	H2	長寿											
清川児童公園	横手	S57	長寿											
西山児童公園	横手	S55	長寿											
三井寺児童公園	横手	H14	長寿											
水上児童公園	横手	S53	長寿											
二ノ口公園	横手	H16	長寿											
真人公園	増田	S60	長寿											
中央児童公園	増田	S62	長寿											
浅舞公園	平鹿	S58	長寿											
浅舞都市公園	平鹿	H3	長寿											
雄物川河川公園	雄物川	H6	長寿											
雄物川中央公園	雄物川	H6	長寿											
大森公園	大森	H3	長寿											
梨木公園	十文字	H21	長寿											
宝竜公園	十文字	H23	長寿											
十文字中央団地児童公園	十文字	S60	長寿											
西原児童公園	十文字	S44	長寿											
鶴ヶ池公園 管理ハウス	山内	H7	長寿											
鶴ヶ池公園	山内	S50	長寿											
貴船公園	横手	H14	維持											
旭西部農村公園（オホン清水農村公園）	横手	S63	維持											
金沢地区運動広場（金沢中野農村公園）	横手	S58	維持											
久保の目農村公園	横手	H1	維持											
黒川農村公園	横手	H17	維持											
やんちゃるパーク（百万刈農村公園）	横手	H13	維持											
金屋農村公園	平鹿	H3	維持											
下醍醐農村公園	平鹿	S60	維持											
下高口農村公園	平鹿	H4	維持											
樽見内地区農村総合運動公園	平鹿	S61	維持											
馬鞍農村広場	平鹿	S63	維持											
下吉田農村公園	平鹿	S58	維持											
下鍋倉農村公園	平鹿	H20	維持											
石塚農村公園	雄物川	H5	維持											

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
薄井農村公園	雄物川	S61	維持										
大沢農村公園	雄物川	H3	維持										
東槻農村公園	雄物川	H10	維持										
八卦農村公園	雄物川	H9	維持										
大塚農村公園	雄物川	H8	維持										
板井田農村公園	大森	H6	維持										
坂部農村公園	大森	H3	維持										
前田農村公園（前田保育所広場）	大森	H1	維持										
能平喜農村公園	十文字	S58	維持										
睦合農村公園	十文字	H6	維持										
柳原農村公園	十文字	S55	維持										
手代森公園	大雄	S55	維持										
阿気本村農村公園	大雄	S56	維持										
潤井野地区農村公園	大雄	S56	維持										
上田村農村公園	大雄	S56	維持										
根田谷地農村公園	大雄	H4	維持										
下根田谷地農村公園	大雄	H4	維持										
高津野農村公園	大雄	S58	維持										
八柏農村公園	大雄	S60	維持										
折橋地区農村公園	大雄	H2	維持										
桜森地区農村公園	大雄	H2	維持										
四ツ屋農村公園	大雄	H2	維持										
四津屋農村公園	大雄	H3	維持										
外目児童公園	横手	H8	維持										
安田やすらぎパーク	横手	S62	維持										
生の森公園	横手	H4	維持										
蛇ノ崎河川公園広場	横手	H13	維持										
田久保沼遊歩道用地	横手	H12	維持										
長岡沼公園	横手	H12	維持										
二併堂公園	横手	H3	維持										
羽黒町ポケットパーク	横手	H11	維持										
羽黒の小公園	横手	H13	維持										
明永沼湖畔公衆便所	横手	H7	維持										
立馬郊公園（金沢中野財産区）	横手	S60	長寿										
オアシス館農村広場	横手	H15	維持										
横手西地区グラウンド	横手	S55	統合										
上川原団地公園	増田	S54	維持										
白藤清水公園	平鹿	H21	長寿										
大森町生きがい交流広場	大森	H2	維持										
山村広場（お祭り広場）	大森	S61	維持										
十文字健康広場	十文字	H1	維持										
相野々ダム公園	山内	S59	維持										
大松川ダム公園	山内	H16	長寿										
ほたるの里公園	大雄	S62	維持										
田根森地区農村運動広場	大雄	S58	維持										

3.1.9 市民文化系施設

(1) 集会施設

(令和4年度末)

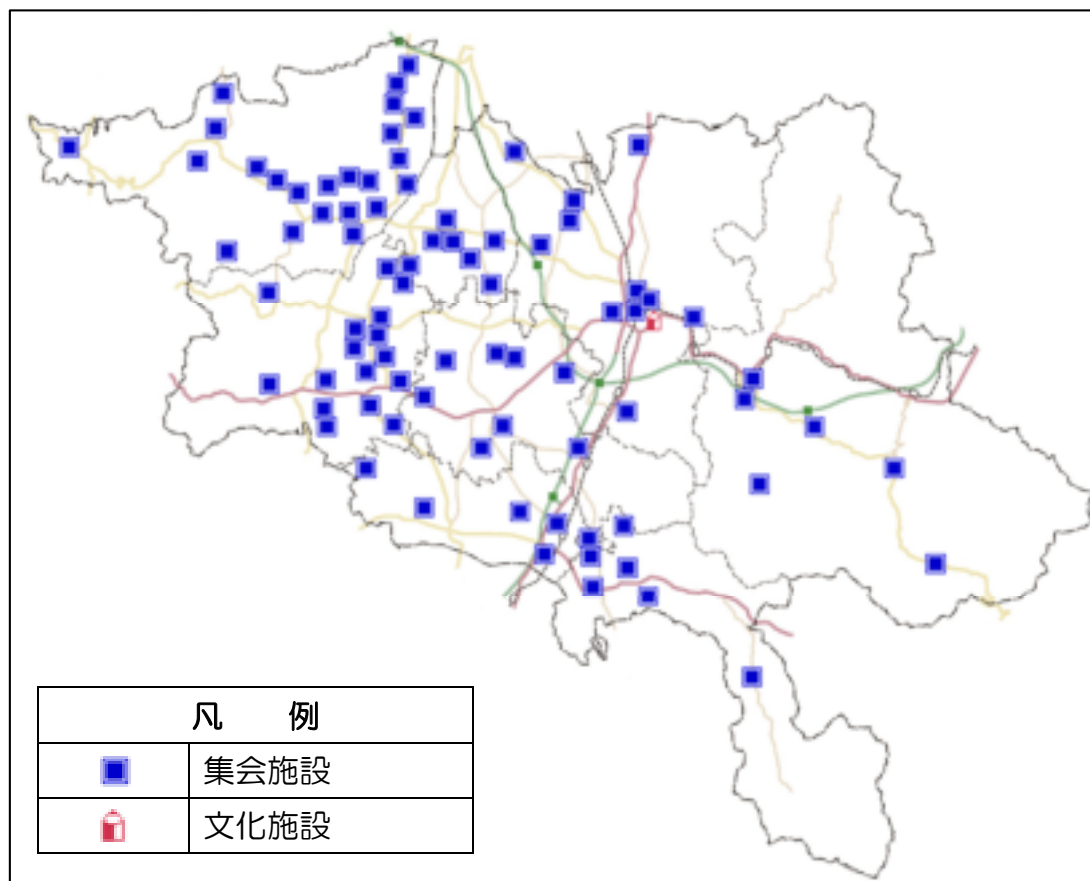
区分	集会施設	施設数	92 施設	延床面積	75,667 m ²
対象施設	広域施設、地区施設、公民館、集落会館等				
施設の内容	<p>文化の向上、福祉の増進、観光振興、地域振興、生涯学習等、様々な目的で設置された施設で、地域コミュニティ、市民交流の拠点となる施設です。</p> <p>個人や団体が、地域活動やイベント開催に使用する広域的な施設から、旧町村、学校区単位の公民館、市民生活に密着した町内単位の集落会館があります。</p>				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の規模や設置目的は様々ですが、各施設とも市民活動等の拠点として共通する機能を持っています。 ・広域あるいは地区施設等、利用者の対象範囲の広い施設は、利用状況や老朽化の状況を判断し、現在の機能を維持しながら利用の向上を図る必要があります。一方で老朽化し、利用頻度が低下している施設は、付近の施設への機能移転や廃止の検討が必要です。 ・公民館等は、地域づくり事業、生涯学習事業、地域防災事業等を行う地区交流センター化を目指している施設もあり、地域に根差した機能を発揮することが期待されます。 ・廃校後の校舎を利活用した公民館は、老朽化とともに施設規模が大きい等の理由により、修繕等が進んでいない状況です。 ・児童館は、各町内会等が指定管理者となって運営しています。 ・各町内の集落会館は、市民活動や自治会活動を支える施設であり、地元町内会が自主的に運営することが望ましい施設です。 ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業により、図書館機能と様々な学びや成長を支援する機能が融合した新公益施設が令和6年度にオープンする予定です。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市全域を対象とする拠点施設は、中核的なコミュニティ施設であることから長寿命化を図ります。 ・旧市町村、学校区、地区会議単位等の施設は、機能が重複する他施設との集約化により総量を圧縮します。 ・公民館等の地区交流センター化を推進する施設は長寿命化とし、その他の施設は地域における施設の位置付けと機能を検討したうえで、集約化を図ります。 ・廃校舎を利活用した公民館は、利用状況と施設規模を確認しながら、減築等を検討します。 ・集落会館は、各町内等への譲渡を進めます。 ・新公益施設は、図書館機能の充実と賑わいの創出を図り、市民に愛される施設となるよう、その活用方法を検討します。 				

(2) 文化施設

(令和4年度末)

区分	文化施設	施設数	1施設	延床面積	3,358 m ²
対象施設	市民会館				
施設の内容	市民文化の発展、生活向上及び社会福祉の増進を目的としています。芸術発表等、文化振興の核となる施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会館は、市民の文化発展のための専用施設として、各種の催しやイベント会場となっています。 ・小学校から一般までの合唱や吹奏楽、演劇をはじめ、コンサートの開催等、長年にわたり地域の文化振興を支えてきました。 ・これまで大規模改修も行われてきましたが、建築後50年以上経過しており、躯体の老朽化が懸念されています。 ・市内に代替える施設は、ありません。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に「横手市公共施設再配置に関する市民検討委員会」が設置され、横手市民会館の在り方が検討されました。委員会からは「再配置方針を維持から長寿命化に変更し、令和7年度までに現状地以外での建て替えを実施する。」との提言が出されました。 ・幅広い年代の市民が主体的に芸術、文化活動を行い、触れることができる施設として、また市内外からも人が集まるような文化振興の拠点として、新たな設置場所へ市民に長く愛される施設として、建て替えを行います。 				

図表 3.9 市民文化系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
金沢孔城館（旧金沢小学校）	横手	S61	長寿										
オアシス館（黒川公民館）	横手	H4	長寿	外部仕上材改修検討期間									
あさくら館（朝倉公民館・生涯学習センター）	横手	H14	長寿				設備改修検討期間						
旭ふれあい館（旭公民館）	横手	H19	長寿										
さかえ館（栄公民館）	横手	H12	長寿				大規模改修検討期間						
ふるさと館（境町公民館）	横手	H10	長寿						外部仕上材改修検討期間				
横手市女性センター（横手中央公民館）	横手	S58	統減										統減
亀田地域センター（亀田公民館）	増田	S63	長寿				外部仕上材改修検討期間						
狛半内地域センター（狛半内公民館）	増田	S57	長寿						外部仕上材改修検討期間				
西成瀬地域センター（西成瀬公民館）	増田	S63	長寿	大規模改修検討期間									
浅舞公民館（農村環境改善センター）	平鹿	H1	長寿						外部仕上材改修検討期間				
浅舞公民館 樽見内分館	平鹿	S53	譲渡										譲渡
浅舞公民館 蛭野分館	平鹿	S63	維持										
吉田公民館	平鹿	S52	複減					複減					
吉田地区生涯学習センター	平鹿	H10	長寿										
醍醐公民館	平鹿	S56	長寿				外部仕上材改修検討期間						
雄物川大沢地区農村集落多目的センター	雄物川	S57	長寿										
アスバル雄物川（沼館公民館）	雄物川	H2	長寿										
里見公民館	雄物川	H1	長寿										
館合公民館	雄物川	H6	長寿										
館合公民館分館 つきの木館	雄物川	S52	廃止					解体					
福地コミュニティセンター	雄物川	H2	長寿										
大森公民館	大森	S52	維持										
川西公民館（農村環境改善センター）	大森	S57	長寿						外部仕上材改修検討期間				
前田公民館	大森	H1	長寿										
八沢木公民館	大森	S47	長寿	大規模改修検討期間									
大森コミュニティ交流センター（旧大森中）	大森	S46	廃止				廃止						
十文字西地区館（西公民館・農村環境改善センター）	十文字	H4	長寿	大規模改修検討期間									
十文字西スポーツ交流センター	十文字	H11	長寿										
三重公民館	十文字	S43	複減				複減						
山内公民館 筏分館	山内	H14	維持										
山内南郷コミュニティセンター	山内	H29	長寿										
大雄コミュニティ交流センター（旧大雄中）	大雄	S45	統合					統合	外部仕上材改修検討期間				
ふれあいセンターかまくら館	横手	H3	複合						外部仕上材改修検討期間				
横手市交流センター（Y2ふらざ）	横手	H22	長寿										
横手駅東西交流施設	横手	H23	長寿										
勤労者等福祉施設 サンサン横手	横手	H5	譲渡				譲渡						
顧客利便施設 こうじ庵	横手	H13	長寿										
増田共同利用施設 コミュニティラウンジ	増田	H3	長寿										
増田地区多目的研修センター	増田	S57	長寿										
平鹿就業改善センター	平鹿	S52	廃止							廃止			
平鹿ショッピングエリア	平鹿	H3	長寿										
雄物川就業改善センター	雄物川	S49	廃止					廃止					
雄物川コミュニティセンター（生涯学習センター）	雄物川	S57	長寿				大規模改修検討期間						
大森就業改善センター	大森	S51	長寿				大規模改修検討期間						
大森コミュニティセンター	大森	S51	長寿										
大森町中心部活性化施設	大森	H16	維持										

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
山内ふれあい交流センター「ほっほあいのの」	山内	H7	維持											
山内総合交流促進施設 ふれあい館	山内	H10	譲渡				譲渡							
大雄農業団地センター	大雄	S55	長寿							外部仕上材改修検討期間				
大雄交流研修館（ふれあいホール）	大雄	H7	長寿											
狹袋地区 書庫	増田	S54	廃止			解体								
昭和通町内会館	増田	S40	廃止				解体							
野中児童館	平鹿	S42	譲渡											
平鹿下鍋倉地区多目的共同利用施設	平鹿	S59	譲渡					譲渡						
十五野多目的集落集会所	平鹿	H22	譲渡											
旭町児童館	雄物川	S58	廃止			解体								
中村児童館	雄物川	S50	廃止			解体								
馬場・下川原児童館	雄物川	S40	廃止			解体								
大塚多目的集落集会所	雄物川	H17	譲渡											譲渡
上西野交流センター	雄物川	H15	譲渡											譲渡
下開多目的集落集会所	雄物川	H20	譲渡											
東柳多目的集落集会所	雄物川	H18	譲渡											
二井山地区農村集落多目的共同利用施設	雄物川	H2	譲渡											
桑ノ木交流館	雄物川	H23	譲渡											
三ツ屋交流館	雄物川	H23	譲渡											
船沼交流館	雄物川	H25	譲渡											
上溝児童館	大森	S55	廃止								廃止			
観音寺児童館	大森	S59	譲渡						譲渡					
屋川児童館	大森	S51	廃止								廃止			
板井田多目的集落集会所	大森	H17	譲渡											譲渡
大町多目的集落集会所	大森	H17	譲渡											
十日町多目的集落集会所	大森	H13	譲渡											譲渡
武道多目的集落集会所	大森	S57	譲渡											
大森町八日町老人憩の家	大森	S53	譲渡						譲渡					
葛ヶ沢・坂ノ下多目的集落集会所	大森	H17	譲渡											
境田多目的集落集会所	大森	H14	譲渡											譲渡
坂部多目的集落集会所	大森	H3	長寿	大規模改修検討期間										
下田多目的集落集会所	大森	H15	譲渡											譲渡
下村多目的集落集会所	大森	S51	譲渡											譲渡
十二ノ木農村集落生活館	大森	S55	譲渡											譲渡
百目木集落センター	大森	S56	譲渡											譲渡
中ノ又多目的集落集会所	大森	H16	譲渡											譲渡
中村多目的集落集会所	大森	H16	譲渡											譲渡
平野多目的集落集会所	大森	H16	譲渡											譲渡
船沢農村集落集会所	大森	S54	譲渡											譲渡
松原団地集会所	大森	S49	譲渡											譲渡
横沢多目的集落集会所	大森	H14	譲渡											譲渡
仁井田総合コミュニティセンター	十文字	H6	譲渡						譲渡					
山内相野々地区生活改善センター	山内	S54	維持											
山内三又コミュニティセンター	山内	H12	譲渡		改修									譲渡
八柏会館	大雄	H12	譲渡											譲渡
横手市民会館	横手	S43	長寿		建替									

3.1.10 社会教育系施設

(1) 図書館

(令和4年度末)

区分	図書館	施設数	5 施設	延床面積	4,917 m ²
対象施設	図書館				
施設の内容	図書、記録、その他資料を収蔵し、市民の利用に供することにより、教養、調査研究、レクリエーションに資することを目的とする施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスポイント（Y² ぷらざ図書・地域情報コーナー、山内公民館図書室、大雄公民館図書室）を含めると、市内全ての地域に設置されています。 ・増田図書館と平鹿図書館は、地域局庁舎との複合化が行われています。 ・横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業により、図書館機能を有する新公益施設の建設が行われています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新公益施設の整備に伴い横手図書館、Y² ぷらざの図書・地域情報コーナーの機能を新公益施設に移転します。 ・十文字図書館は、10 年以内に改修の検討が望ましい施設とし、近接する施設の在り方とともに、方向性の検討を行います。 ・その他の図書館等は、引き続き生涯学習の拠点としての役割を担いつつ、利用実績等を加味し、適正なサービスを提供できるよう、市民の利便性の向上を目指しながら、複合化も含めた施設整備の検討を行います。 				

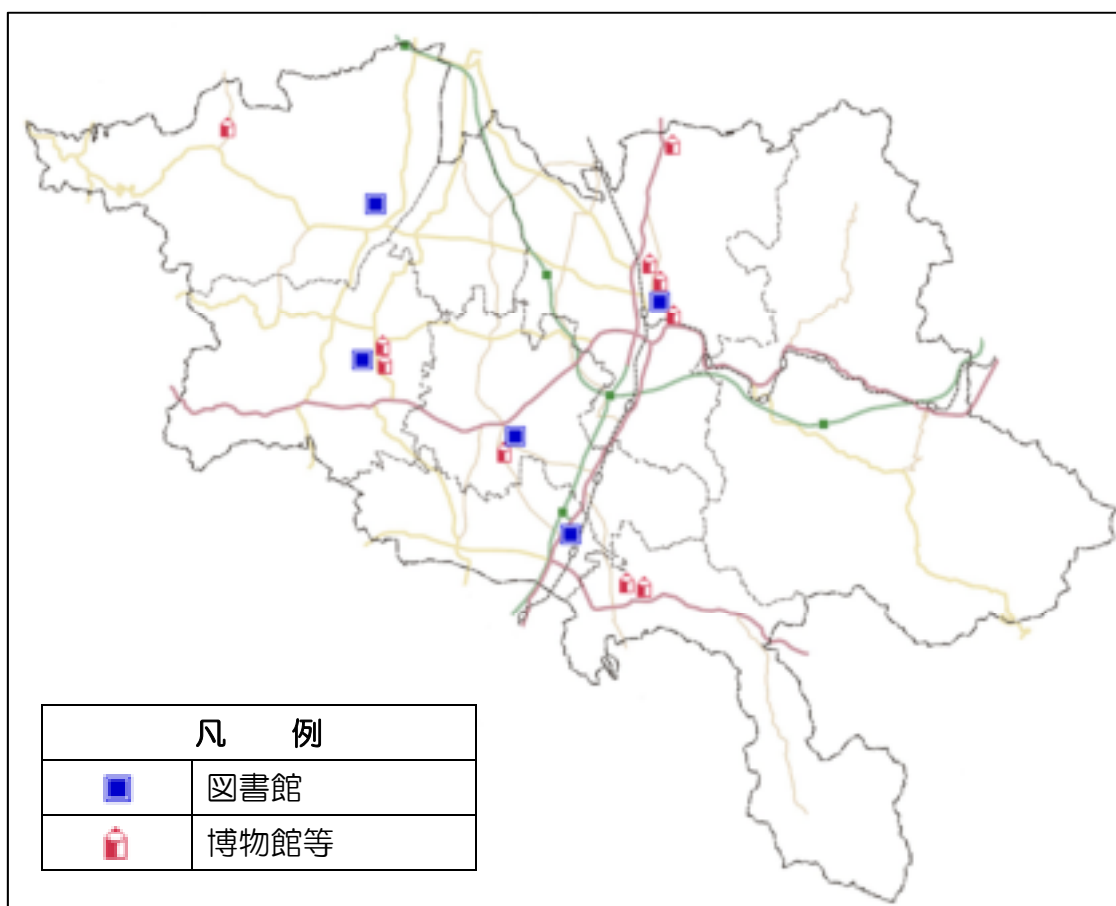
(2) 博物館等

(令和4年度末)

区分	博物館等	施設数	10 施設	延床面積	12,063 m ²
対象施設	記念館、資料館、美術館等				
施設の内容	歴史、文化、まんが、民俗資料、歴史的資料として重要な公文書等の展示、収集を行う施設です。 展示物を通じた参加型の学習や体験を行う等、文化事業の拠点となる施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化活動、生涯学習を支える拠点として整備が進められ、民俗資料からまんが等、様々な展示が行われています。 ・横手市増田まんが美術館は、日本で最初の「マンガ原画」をテーマとした美術館として、令和元年度にリニューアルオープンし、文化観光の中核として様々な取り組みが行われていますが、建物の一部や設備に未改修の部分が残っています。 ・明治以降の行政文書や行政資料の収集、保存、公開する施設として、旧鳳中学校を改修した公文書館がオープンしています。 ・市民のサークル活動や文化教室開催等、参加型の施設運営が行われていますが、施設によっては利用者が少ない施設も存在します。 				

<p>今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な展示方法やイベントの開催等により、来館者の増加を図る必要があります。 ・改修が行われた施設においては引き続き適正な施設の維持管理に努めます。なお、老朽化した類似施設もあることから、集約化や複合化を検討し、魅力ある施設への転換を図ります。
---------------	--

図表 3.10 社会教育系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築年度	再配置方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横手図書館	横手	S59	長寿										
平鹿図書館（平鹿庁舎内）	平鹿	H29	長寿										
雄物川図書館	雄物川	H4	長寿										
大森総合学習センター（大森図書館含）	大森	H11	長寿							外部仕上材改修検討期間			
十文字図書館	十文字	H1	長寿							外部仕上材改修検討期間			
後三年合戦金沢資料館	横手	H3	複減										
石坂洋次郎文学記念館	横手	S62	複減										
横手市公文書館	横手	S58	長寿										
旧片野家	横手	M38	長寿										
横手市増田まんが美術館	増田	H7	長寿										
増田地区伝統的建造物伝承施設（旧石田家）	増田	T15	長寿										
平鹿農村文化伝承館	平鹿	S54	複減										
雄物川郷土資料館	雄物川	S56	長寿										
雄物川民家苑木戸五郎兵衛村	雄物川	H3	長寿										
ほろわの里資料館	大森	H6	複減										

3.1.11 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) スポーツ施設

(令和4年度末)

区分	スポーツ施設	施設数	39 施設	延床面積	44,788 m ²
対象施設	体育館、野球場、テニスコート、スキー場等				
施設の内容	<p>体育館、野球場、テニスコート、スキー場等、運動やスポーツを行う施設です。</p> <p>「スポーツ立市よこて」を宣言しており、活力と魅力にあふれ、いきいきとした地域社会を築く、地域振興の拠点としての役割も担っています。</p>				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、野球場等の大規模な施設から、学校や社会教育施設に付属する体育館や多目的施設まで、市内にはスポーツを行うことができる多くの施設があります。 ・横手市スポーツ推進計画では、利用実態を把握し適正な施設の在り方を検討するとともに、既存施設を有効活用出来るように計画的な修繕や統廃合を進めることとしています。 ・各体育施設は、全市的な競技用施設、地域的な施設、コミュニティ的な施設に分類し、それぞれの施設管理者による管理、整備が行われてきました。 ・スポーツ施設は、学校開放を行っている施設等も含めるとかなりの施設数になります。市民の利用ニーズが高いという特徴もありますが、施設の規模や機能によって、管理にかかるコストが高くなるという面もあります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・横手体育館の在り方について、令和2年度に「横手市公共施設再配置に関する市民検討委員会」が設置され、委員会からは「令和7年度までに建て替えを実施する。」との提言が出されました。市全域、県南部の中核的なスポーツ施設として設備の充実や観客席の拡充を図るとともに、災害時の指定避難所としての防災機能を併せ持つ、スポーツ、文化、防災の拠点施設としての建て替えを行います。 ・天下森スキー場については、横手公園スキー場の廃止によって市内唯一のスキー場となることから、安全性や利便性、サービスの向上を図るための全体計画を策定しながら、計画的な改修を進めます。 ・地域的な施設、コミュニティ的な施設の在り方を検討するワークショップを開催し、地域の特色や施設の配置バランスを考慮しながら、集約や統廃合等を検討します。 				



建て替えが行われる横手体育館

(2) レクリエーション施設・観光施設

(令和4年度末)

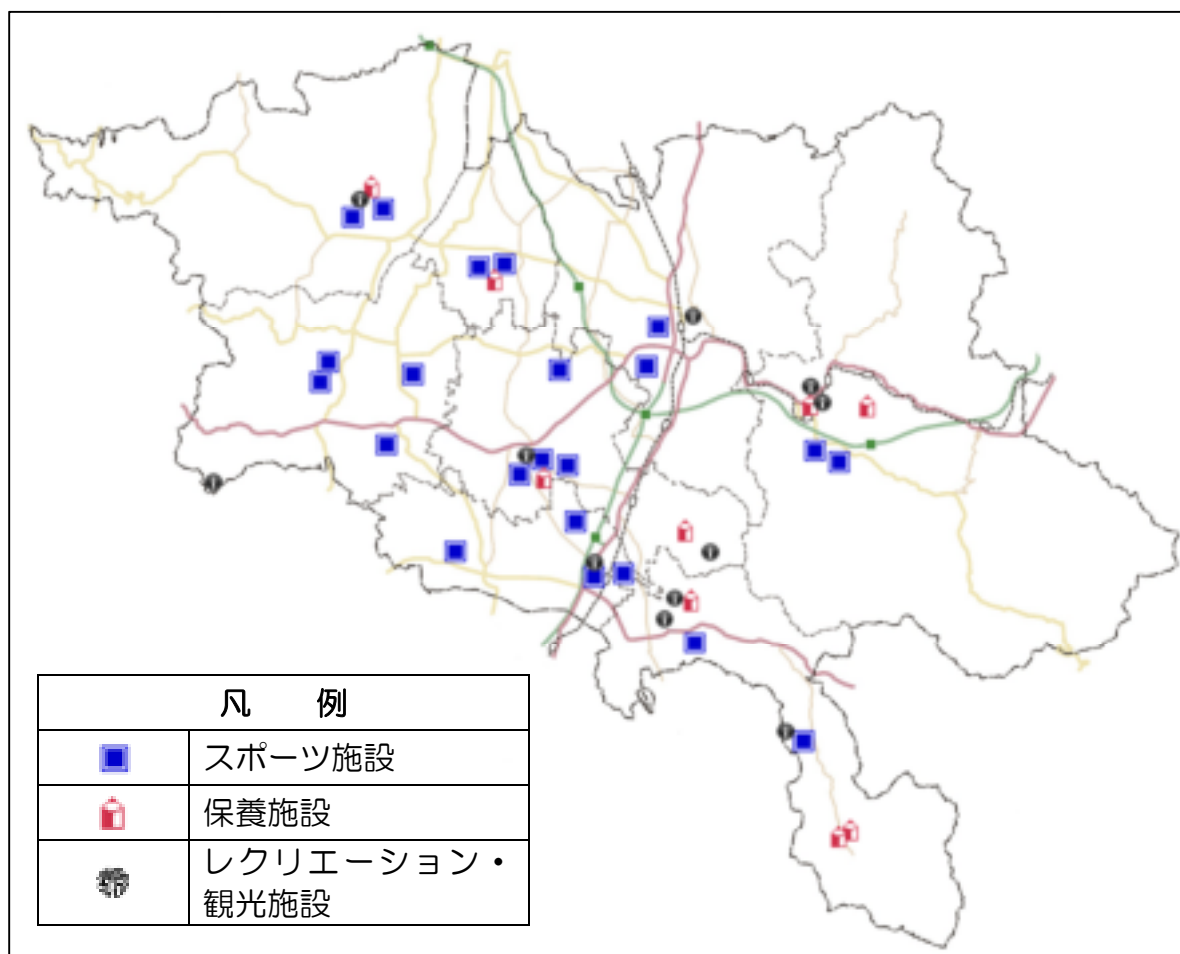
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	23 施設	延床面積	4,791 m ²
対象施設	道の駅、いこいの森、バーベキュー広場等				
施設の内容	観光施設、道の駅、いこいの森等の施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設や道の駅等は、横手市観光振興計画や横手市歴史的風致維持向上計画、横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画等で、市の観光資源として欠くことの出来ない施設に位置付けられており、長寿命化を図りながら管理しています。 ・いこいの森は、市民に憩いと学びの場を提供する施設として、維持管理が行われています。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設は、市の観光推進の核となる施設であり、長寿命化を図ります。 ・レクリエーション施設等は、施設の利用状況や老朽化の状況を確認しながら、長寿命化や統廃合、廃止を検討します。 				

(3) 保養施設

(令和4年度末)

区分	保養施設	施設数	12 施設	延床面積	16,994 m ²
対象施設	温泉施設、休養施設				
施設の内容	公共温泉施設、スキー場やキャンプ場付属の休養施設です。 公共温泉施設は、浴場、宿泊施設、レストラン等を備えた宿泊又は日帰りの温泉施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共温泉施設は、平成28年3月に策定した「公共温泉施設の在り方・再編方針」を基本として、民営化に向けた取り組みを進めることとし、9施設のうち6施設（さわらび、ゆーらく、雄川荘、えがおの丘、大森健康温泉、鶴ヶ池荘）を平成30年4月に民間へ譲渡しました。 ・譲渡した施設のうち、さわらび、ゆーらくが令和2年7月に、鶴ヶ池荘が令和3年4月に市に返還されています。 ・市が所有する施設は、営業施設3、休業施設3の計6施設となりましたが、最終的な方向性等を決定する必要があります。 ・休養施設等は、スキー場やキャンプ場等の利用状況の影響を受けたり、市民ニーズに対応しきれていない利用頻度の低い施設もあります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・返還された3施設を含む公共温泉施設6施設は、配置されている地域の地理的条件や近接競合施設の状況、施設の老朽度合等も考慮しながら、改めてその位置付けや方向性等に関して検討します。 ・休養施設等は、利用状況や必要性等を総合的に判断して、その方向性を検討します。 				

図表 3.11 スポーツ・レクリエーション系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画			
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
赤坂総合公園	横手	H13	長寿	大規模改修検討期間								
横手体育館	横手	S53	長寿	建替								
横手多目的運動広場（旧市営球場）	横手	S52	譲渡									譲渡
横手スキー場	横手	S56	廃止	廃止		解体						
横手武道館	横手	H8	長寿						外部仕上材改修検討期間			
天下森スキー場	増田	S58	長寿	大規模改修期間								
増田体育館	増田	H3	長寿	大規模改修検討期間								
増田野球場	増田	S55	維持									
増田ニュースポーツ広場	増田	H4	維持									
浅舞都市公園相撲場	平鹿	H3	長寿									
浅舞スポーツセンター	平鹿	H10	廃止				廃止					
浅舞陸上競技場	平鹿	S46	維持									
十五野公園（平鹿野球場）	平鹿	H5	長寿									
平鹿体育館	平鹿	S50	統合									
吉田多目的運動広場	平鹿	S46	維持									
平鹿農業者トレーニングセンター	平鹿	S59	統減					統減				
雄物川体育館	雄物川	S54	長寿				大規模改修検討期間					
雄物川陸上競技場	雄物川	S57	維持									
中島グラウンド	雄物川	H7	維持									
沼館野球場	雄物川	S50	維持									
八幡野グラウンド	雄物川	H20	維持									

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

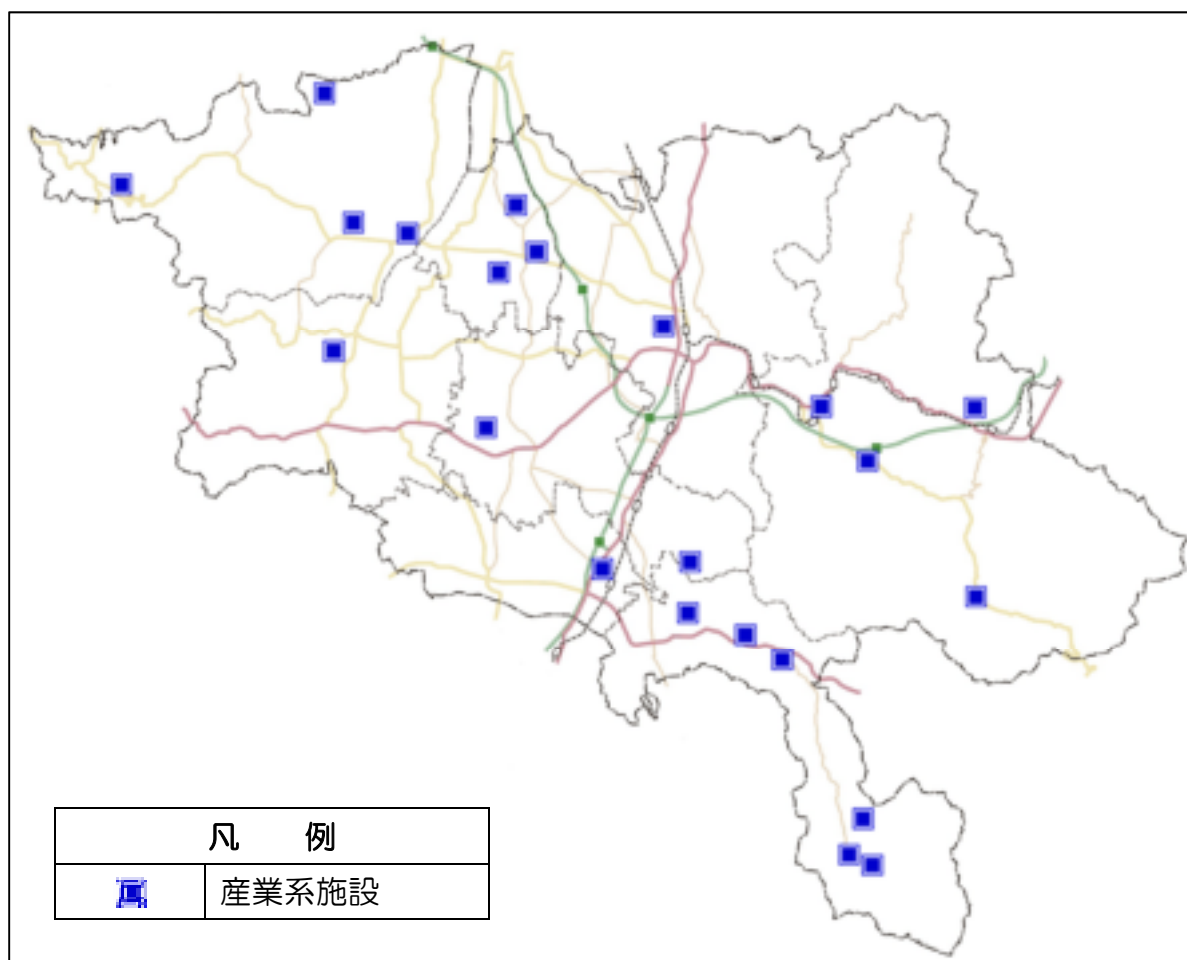
建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
大森体育館	大森	S55	統合											
大森野球場	大森	S61	長寿											
大森多目的広場	大森	S63	長寿											
白山体育館	大森	S51	統減											
大森テニスコート	大森	H11	長寿											
大森テニスコートクラブハウス	大森	R2	長寿											
十文字野球場	十文字	S58	複合											
十文字陸上競技場	十文字	H15	長寿											
十文字テニスコート	十文字	H2	長寿											
十文字B&G海洋センター	十文字	S58	維持											
十文字相撲場	十文字	H16	維持											
十文字卓球場	十文字	S47	複減				統減							
山内体育館	山内	S59	長寿											
山内テニスコート	山内	H7	長寿											
山内野球場	山内	S55	維持											
山内陸上競技場	山内	S55	維持											
大雄運動公園「スタジアム大雄」	大雄	H8	長寿							外部仕上材改修検討期間				
大雄農業者トレーニングセンター	大雄	S53	統減				統減							
鐘楼堂	横手	S39	長寿											
天下森ふれあい農園	増田	H1	維持											
増田地区伝統的建造物群観光拠点施設「蔵の駅」	増田	M24	長寿											
増田生活環境施設「ほたる」	増田	H27	長寿											
平鹿レストハウス	平鹿	H3	譲渡					譲渡						
大森バーベキュー広場	大森	S63	譲渡											
大森リゾート村休憩施設	大森	H4	譲渡											
大森子どもの広場	大森	R1	長寿											
十字の里屋外ステージ	十文字	H1	維持											
十字の里チェリープラザ	十文字	H1	維持											
道の駅十文字	十文字	H18	長寿											
国産材需要開発センター	山内	H7	譲渡					譲渡						
道の駅さんない	山内	H11	長寿											
山内地場産品直売施設	山内	H15	譲渡				譲渡							
横手いこいの森	横手	S52	維持											
横手市緑地休養センター	横手	S57	廃止					廃止						
あしたの森	増田	H15	廃止			廃止								
亀田稲荷の森	増田	H12	廃止			廃止								
平鹿いこいの森	平鹿	H1	維持											
鍛冶台いこいの森	雄物川	S51	維持											
緑地等利用休養施設	大森	H5	維持											
小目倉沢生活環境保全林 東屋 (O1)	山内	H1	維持											
小目倉沢生活環境保全林 東屋 (O2)	山内	H1	維持											
増田地域間交流拠点施設 (上畑温泉さわらび)	増田	H11	譲渡											
平鹿ときめき交流センター ゆっふる	平鹿	H6	譲渡											
大森産業振興館 (さくら荘)	大森	S61	譲渡											
大森林業者等休養福祉施設さくら荘	大森	S57	譲渡											
温泉保養施設 鶴ヶ池荘・おんせん館	山内	H9	—											
大雄ふるさとセンター1号館	大雄	H4	譲渡											
大雄ふるさとセンター3号館 (1号館と同)	大雄	H4	譲渡											
ゆとりおん温泉送湯施設	大雄	H4	譲渡											
増田休養施設 真人山荘	増田	S43	譲渡			譲渡								
農村体験学習施設 アイリスハウス	平鹿	H3	長寿				外部仕上材改修検討期間							
大森コテージ	大森	S63	譲渡											
山内林業者等緑地休養施設 やまばと山荘	山内	S59	維持											

3.1.12 産業系施設

(令和4年度末)

区分	産業系施設	施設数	22 施設	延床面積	20,482 m ²
対象施設	育苗施設、加工施設、堆肥センター、園芸振興拠点センター等				
施設の内容	農業生産振興や体験農業、研修等のための施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業振興に必要な施設として、国などの補助事業により整備された施設です。 ・農業政策を取り巻く情勢の変化等を把握しながら、各施設の在り方を見直す必要があります。 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業振興という本来の設置目的を現在も果たしているか再評価を行い、施設の利用状況によっては民間への譲渡や貸付けを検討します。 ・老朽化し、利用頻度の低い施設は廃止します。 				

図表 3.12 産業系施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画			
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
横手市地域種苗支援センター	大雄	H4	長寿				外部仕上材改修検討期間					
横手市園芸振興拠点センター	大雄	H30	長寿									
増田堆肥処理センター	増田	S56	譲渡		譲渡							
平鹿有機センター	平鹿	H6	長寿									
大森堆肥センター	大森	H6	譲渡					譲渡				
大雄堆肥センター	大雄	H16	長寿									
旧大雄堆肥供給公社	大雄	S56	廃止			解体						
わらび園	大森	S54	廃止									
葉たばこ育苗センター	山内	S52	譲渡				譲渡					
水稻育苗センター	山内	S54	譲渡			譲渡						
増田特産品開発研修施設	増田	H1	維持									
特産品生産振興センター 穀類乾燥貯蔵施設	増田	S57	譲渡		譲渡							
大森農産物食品加工体験施設	大森	H15	譲渡					譲渡				
山内農林産物加工施設	山内	H1	譲渡				譲渡					
BDF精製施設	平鹿	R1	長寿									
横手市総合技能センター	横手	H10	維持									
増田ふるさと公園	増田	H11	譲渡			譲渡						
地域心れあい施設 たかね	増田	H11	譲渡		譲渡							
平鹿地域市民農園	平鹿	H24	維持									
いきいき農園	大森	H13	廃止						廃止			
外畑牧場	増田	S45	譲渡			譲渡						
鍋ヶ沢牧場	山内	H3	維持									



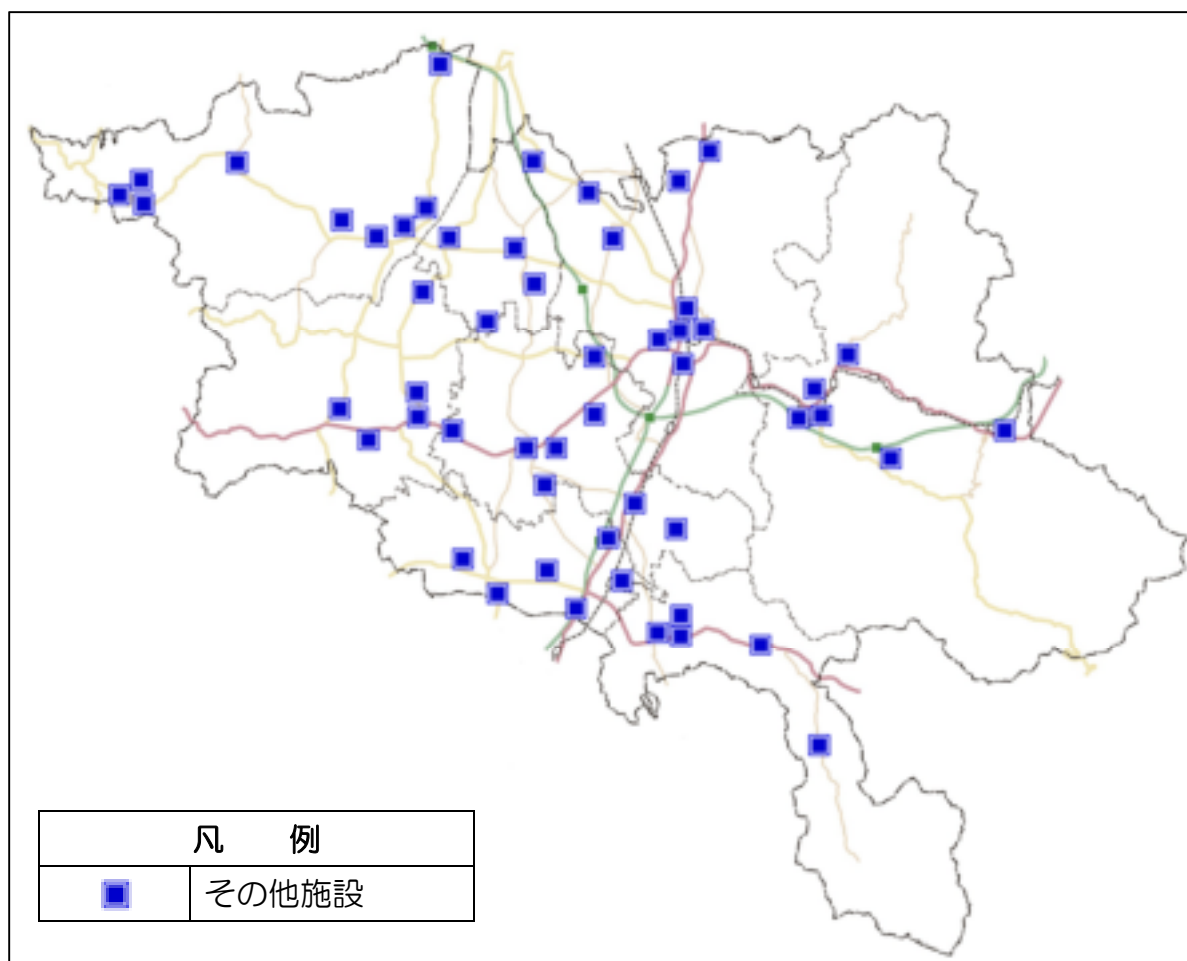
横手市園芸振興拠点センター（旧大雄中学校の校舎を一部利活用）

3.1.13 その他施設

(令和4年度末)

区分	その他施設	施設数	66 施設	延床面積	51,374 m ²
対象施設	駐輪場、公衆トイレ、用途廃止による未利用施設等				
施設の内容	駅や観光地付近の公衆トイレや駐輪場、他の大分類に区分されないものの、必要とされている施設、又は用途廃止等による未利用施設です。				
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況が把握しにくい公衆トイレ等もあり、老朽化に対応する優先順位が低くなっています。 ・未利用施設の方向性（解体を含む）を検討する必要があります、 				
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他施設に分類されている施設は、利用状況や建物の状況を考慮し、総量の縮減に努めます。 ・公衆トイレ等は、利用状況と必要性を把握しながら、適切な維持をしていきます。 ・未利用施設では、市場性の確認を含めて、民間事業者の皆様から広く意見を求めるサウンディング型市場調査の実施の検討を行います。 				

図表 3.13 その他施設の配置状況



■対象施設とFM計画方針（スケジュール）

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横手第4分団第3部ポンプ小屋	横手	H3	-										
旧市民一時避難所仮設住宅	横手	H13	廃止										
旧東部環境保全センター 作業員詰所・車庫	横手	S58	廃止										
旧横手市高齢者センター	横手	H2	維持		廃止	解体							
旧糸里跡広場	横手	S54	廃止		廃止	解体							
旧横手就業改善センター	横手	S54	廃止		廃止	解体							
旧金沢公民館	横手	S47	複減										
駅東口歩行者用シェルター	横手	H24	長寿										
旧前郷中間書庫（旧市史編さん室）	横手	S47	廃止		廃止	解体							
湯湯施設（横手温泉）	横手	S41	譲渡										
横手駅東口市営駐車場	横手	R4	長寿		新築								
旧上畑温泉ゆーらく車庫	増田	H4	廃止										
旧増田町診療所	増田	S28	廃止	廃止									
旧養護老人ホーム ひらか荘	平鹿	S50	廃止		廃止								
ひらかニュータウン前バス停待合所	平鹿	H9	維持										
旧平鹿地域局公用車車庫（貸付）	平鹿	S47	廃止										
旧雄物川第1分団第1部下川原消防器具置場	雄物川	H12	統減			解体							
旧雄物川第1分団第6部水沢消防器具置場	雄物川	S39	廃止		廃止								
旧雄物川第4分団第1部小出消防器具置場	雄物川	S37	統減										
旧雄物川第4分団第4部下大見内消防器具置場	雄物川	S43	統減										
旧里見高花児童館	雄物川	S51	廃止			解体							
旧里見公民館分館 雄南のびる館	雄物川	S54	廃止		廃止		解体						
旧あかまつ荘（休憩所）	雄物川	S59	廃止										
旧雄物川北小学校（閉校）	雄物川	S46	廃止				解体						
旧消防署大森大雄分署	大森	S48	統減										
旧第四分団小山班消防器具置場	大森	S56	長寿										
旧第十分団小屋ノ沢班消防器具置場	大森	S40	長寿										
旧大森学校給食センター	大森	H10	統減			統減							
旧西部環境保全センター（ストックヤード他）	大森	H2	廃止										
旧農村婦人の家	大森	S58	廃止		廃止								
旧大森公園スキー場（機械置場等）	大森	S57	-										
旧消防署十文字分署	十文字	S47	統減										
旧植田小学校	十文字	H2	統減	統減									
旧十文字第一小学校	十文字	S52	統減	統減									
旧十文字第二小学校	十文字	H7	長寿			大規模改修							
旧睦合小学校	十文字	S47	統減	統減									
旧十文字農家高齢者創作館	十文字	S51	複減	複減									
旧十文字西原職員住宅	十文字	S46	廃止		廃止								
旧総合文化センター（十文字公民館）	十文字	S46	廃止			解体							
旧総合文化センター（十文字体育館）	十文字	S46	廃止			解体							
古内河川運動公園	十文字	S57	維持										
志摩河川運動公園	十文字	S59	維持										
旧山内公民館 三又分館	山内	H11	廃止		廃止			解体					
旧山内公民館 吉谷分館	山内	S34	廃止		廃止		解体						
旧大雄消防団第1分団第2部第2班消防ポンプ置場（三村）	大雄	S54	統減										
旧大雄消防団第2分団第2部第2班消防ポンプ置場（桜森）	大雄	S48	統減										
横手駅前自転車駐輪場	横手	H5	長寿										
横手駅西口駐輪場	横手	H24	長寿										
本庁職員駐輪場	横手	H23	維持										
醍醐駅前自転車駐輪場	平鹿	S54	長寿							外部仕上材改修検討期間			
富士見大橋下トイレ	横手	H8	長寿										

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

建 物 名	地域	建築 年度	再配置 方針	中期計画					後期計画				
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
ふるさとの川公衆トイレ(南小前)	横手	H4	長寿										
増田町朝市トイレ	増田	H19	維持										
清真苑公衆便所	増田	H28	長寿										
醍醐駅トイレ	平鹿	H18	長寿										
大森町総合案内所	大森	H2	維持										
前田地区公衆トイレ	大森	H4	維持										
保呂羽山公衆トイレ	大森	H23	長寿										
筏の大杉観光トイレ	山内	H9	維持										
旧金沢中学校（貸付）	横手	S57	-										
旧りんごの里物産館（貸付）	増田	H2	譲渡										
旧山内歯科診療所	山内	H5	廃止			解体							
旧山内中学校	山内	H21	統減										
旧山内学校給食センター（貸付）	山内	H4	譲渡										
旧大雄中学校（食堂貸付）	大雄	S48	譲渡					譲渡					
旧大雄学校給食センター（貸付）	大雄	S47	譲渡					譲渡					



多目的施設への改修が予定されている「旧十文字第二小学校」

3.2 土木系公共施設（インフラ）

3.2.1 道路・橋梁・トンネル・道路附属物

（令和4年度末）

区分	道路、橋梁、トンネル、道路附属物
対象施設	道路：管理路線数 4,447 路線、道路実延長 2,208km
	橋梁：1,233 橋、橋長 約 11.3km
	トンネル：5 箇所、約 1.5km
	道路附属物：歩道橋 37.8m、スノーシェッド 114.0m
施設の内容	市民生活の都市基盤として、道路法に基づいて設置しています。
現状と課題	<p>1. 施設の状況</p> <p>市道幹線の整備状況は、令和4年度末現在で道路改良率 97.75%となっています。</p> <p>高度経済成長期に整備された道路や橋梁等の更新時期を迎えるにあたり、適正な施設の管理による更新時期の平準化や長寿命化が求められています。</p> <p>都市計画道路は、平成23年度に長期未着手道路等の見直し作業を行い、52路線中19路線を廃止し、現在では33路線となっています。整備状況は令和2年度末現在で整備率 72.8%となっています。</p> <p>2. 施設の維持、更新状況</p> <p>平成26年に道路施設に関する定期点検要領が策定され5年に1回の点検が義務化されたことを受けて、施設の点検に着手しています。</p> <p>橋梁、トンネル、道路附属物の老朽化による問題は、現時点では顕在化していませんが、今後、大量の更新時期が集中するものと考えられます。令和2年度には橋梁長寿命化修繕計画を策定し、令和4年度にはトンネル長寿命化修繕計画並びに道路附属物長寿命化修繕計画を策定して、将来に向けたコスト削減への取り組みが進められています。</p> <p>3. 需要、運営状況</p> <p>市民に身近な生活道路の舗装等の整備要望は増加傾向にあります。</p> <p>道路の損傷による安全性や利便性の低下を避けるため、定期的なパトロールの実施により、維持管理に向けた施策を実施しています。</p> <p>市民との協働による維持管理への取り組みとして「横手市公共施設市民サポーター制度」が運用されています。</p> <p>4. 防災対策</p> <p>復旧体制では、「横手市地域防災計画」における災害時の緊急輸送道路や行動マニュアル、及び市内建設業協会等との災害時協力協定等を指定、整備済です。</p> <p>橋梁、トンネル、道路附属物は、定期点検要領に基づき、5年を1サイクルとする頻度で点検を継続していきます。なお、秋田県緊急輸送道路に指定されている道路の橋梁や、高速道路、鉄道等をまたぐ橋梁に危険箇所を発見した場合は、優先的に修繕等を実施します。</p>

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設は、定期点検要領に基づく施設の維持、更新を行います。 ・橋梁、トンネル、道路附属物に関しては適正な維持管理を行い、それぞれの長寿命化修繕計画に基づき、施設の重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指します。 ・周辺環境の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の質的向上、統合、縮小、廃止、撤去等を含めた検討を進めます。
--------	---

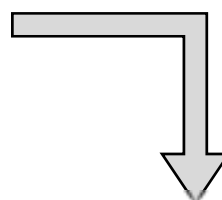
3.2.2 河川

(令和4年度末)

区分	河川
対象施設	河川：準用河川 8本、延長 21km
施設の内容	市民生活の都市基盤として、河川法に基づいて設置しています。
現状と課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の充足、配置状況 市内には8本の準用河川があり、主に市西部の雄物川地域、大森地域に配置されています。 2. 施設の維持、更新状況 必要に応じて、洲ざらい等の維持管理を行っています。 3. 利用、運用状況 管理にあたっては、パトロールの実施の他、住民からの通報等に基づく点検、補修を行っています。 4. 防災対応 河川整備や治水施設整備に合わせ横手市水防計画を策定し、水害による被害の軽減を図っています。洪水ハザードマップを作成し、災害に備える体制の構築を図っています。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な施設の整備を行います。 ・長寿命化計画等、施設の維持、更新に関する計画を策定し、計画的な施設の整備、管理を行います。



長寿命化改修工事が行われている「落合橋」



長寿命化改修工事が完了した「落合橋」

3.2.3 公園等

(令和4年度末)

区分	都市公園	市立公園	農村公園								
対象施設	都市公園：49箇所 供用面積：178.68ha	市立公園：9箇所 供用面積：23.50ha	農村公園：42箇所 供用面積：12.32ha								
	都市公園のうち、野球場、テニスコート等の有料施設のある公園：7箇所（都市公園の箇所数、面積を含む）										
施設の内容	市民生活の社会基盤施設として、都市公園法に基づいて設置しています。	準都市公園として位置付ける一般公園	農村地域の生活環境の改善や、農村の持つ様々な魅力を活かすため、都市との共生、交流などを目的とする公園。農業農村整備事業により整備								
	都市公園のうち、前郷墓園、聖安公園は、墓地の需要にあわせて整備										
現状と課題	<p>1. 施設の充足、配置状況</p> <p>令和4年度末現在、市民一人あたりの都市公園面積は22.9㎡/人となっています。国では「住民一人あたりの都市公園面積の標準を市全域で10.0㎡/人以上を参酌すべき基準。」としており、その基準を大きく達成しています。</p> <p>市街地における一人あたりの都市公園面積は5.7㎡/人であり、国が定める市街地の目標基準である5.0㎡/人をほぼ充足しています。</p> <p>公園の役割のひとつである緑の創出では、農村公園42箇所をはじめ多くの山林、農地を抱える本市にとって、その量は充足されているといえます。</p> <p>2. 公園予算の維持管理費が占める割合</p> <p>市の公園費は、都市公園49箇所、市立公園9箇所、農村公園42箇所のほか、小規模公園を含めると200箇所以上を配置しており、公園緑地等の広さは充足しているため、公園面積拡大のための建設費は近年抑えられています。</p> <p>30年以上前に建設した公園施設の多くが、老朽化により健全度が下がり、利用環境が低下しています。このため、市民の憩いと安らぎの空間を維持するために、施設の更新や修繕等に多額の経費を要しています。</p> <p>近年、国の公園制度は量から質の向上へと変移し、公園施設長寿命化対策やバリアフリー化等を中心に財政支援を行うことで利用者ニーズに対応しています。</p> <p>3. 施設健全度の状況</p> <p>令和4年度に実施した「都市公園に関する公園施設長寿命化計画策定調査」によると、公園施設の劣化判定は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>A判定（おおむね健全な状態）</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>B判定（軽微な劣化が見られるもの）</td> <td>74.6%</td> </tr> <tr> <td>C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）</td> <td>2.1%</td> </tr> </table>			A判定（おおむね健全な状態）	14.4%	B判定（軽微な劣化が見られるもの）	74.6%	C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）	8.9%	D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）	2.1%
A判定（おおむね健全な状態）	14.4%										
B判定（軽微な劣化が見られるもの）	74.6%										
C判定（一部に重度の劣化が見られるもの）	8.9%										
D判定（主要部材に重度の劣化があるもの）	2.1%										

	<p>公園施設の点検頻度等を定める公園施設長寿命化計画はおおむね10年で計画の更新を行い、次回更新は令和14年度を予定しています。</p> <p>横手市地域防災計画では、市内公園の多くを「一次避難場所」に指定しています。赤坂総合公園は「広域防災拠点」としてより広範囲の災害被災者に対応するため、自治体間で広域連携協定が結ばれています。</p>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、公園施設長寿命化計画に基づき、適正な維持管理を行います。 ・多くの公園ストックを抱える本市において、コンパクトシティー化や居住誘導等と共に公園ストックの再編が求められます。 ・子供が多いエリアでは遊具を多く配置した公園の充実が求められ、高齢者が比較的多いエリアでは健康に配慮した施設を配置する等、利用者の属性に合わせた公園の再配置や施設配置が必要となるほか、比較的規模の大きな公園では目的・機能別に公園を仕分けし、真に必要な位置に公園を統廃合することで、遊休施設の解消や維持管理費の抑制、利用者満足へつなげることが可能となります。 ・公園施設の劣化と維持管理は永久サイクルであることから、風雪等の影響を考慮した施設点検をしっかりと行う等、予防保全に努めます。 ・市内公園の多くが一次避難地に指定されており、防災機能を強化した施設整備や移動等の円滑化対策を講じていきます。



赤坂総合公園「グリーンスタジアムよこて」メインスタンド

3.2.4 農林業施設

(令和4年度末)

区分	農道、林道
対象施設	農道：49路線 農道延長 28.9km 林道：96路線 林道延長 244.3km
施設の内容	土地改良法、森林法統に基づく各種事業で整備された、道路法に基づく道路以外の道路です。
現状と課題	・農作業、森林の管理等のために整備されており、林道は市が維持管理、農道の主な維持管理は使用者に委ねられています。
今後の方向性	・適切に現状を維持、管理します。

3.3 企業会計公共施設（インフラ）

3.3.1 上水道施設

（令和4年度末）

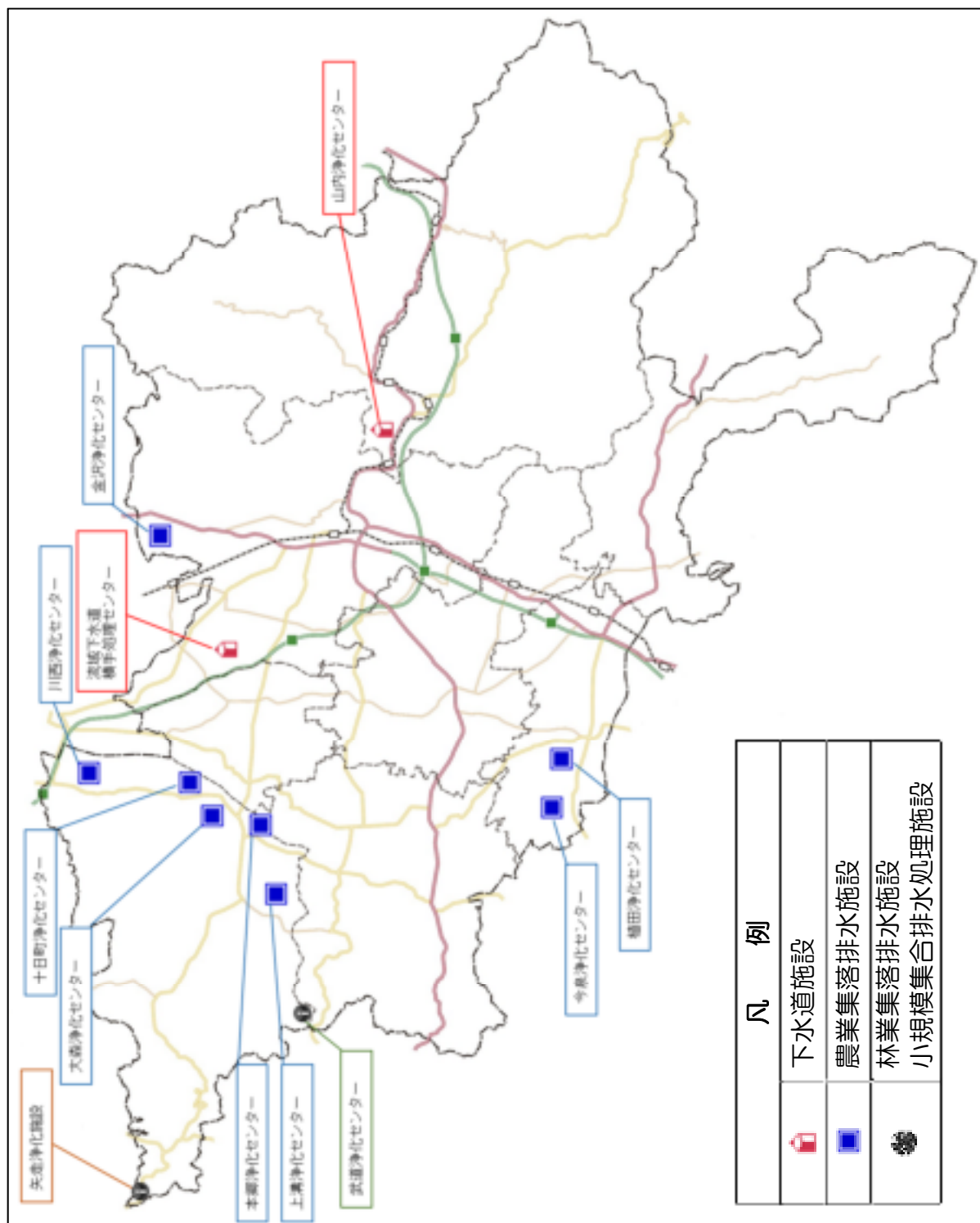
区分	上水道施設
対象施設	導水管：延長 26km、送水管：延長 44km、配水管：延長 948km 配水場：11、浄水場：22、庁舎：1
施設の内容	生活用水、産業用水を需要者に供給するための施設として設置されています。
現状と課題	<p>1. 施設の充足・配置状況 令和2年度末の水道普及率は83.09%であり、他の類似都市等と比較すると低い水準にあります。</p> <p>2. 施設の維持・更新状況 建築後30年以上経過した浄水場施設が半数を占めており老朽化が進んでいます。また、管路は40年以上経過した経年化管路率が13.64%となっており、財政事情を考慮しながら、管路・更新計画に基づいた計画的な更新を進める必要があります。</p> <p>3. 利用・運営状況 人口減少及び水利用の変化による使用水量の低迷と、給水収益が減少傾向にあります。 水道料金業務、検針業務、浄水場等保守点検維持管理業務に民間委託を導入し、業務の効率化を進めています。</p> <p>4. 防災対応 管路の耐震化は順次進めており、基幹管路の耐震化適合率は令和2年度末で33.1%であり、全国平均40.9%（令和元年度水道統計）より下回っています。なお施設の耐震対応は低く計画的な耐震化が必要です。</p>
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計としてアセットマネジメント（資産の管理、運用）に取り組み、経営の健全化を図りながら、計画的な施設の整備、更新及び維持管理を行います。 ・上水道施設の更新等を計画的に進めます。 ・集約可能な施設は、統合・整理・及び広域化を進めます。 ・横手市地域防災計画の災害応急対策として、加圧式給水車の配置等を進めます。

3.3.2 下水道施設、農業集落排水処理施設

(令和4年度末)

区分	下水道施設	集落排水施設等
施設の内容	管路延長 : 348 km 単独処理場 : 1 箇所 (下水処理場 : 1 箇所 流域)	管路延長 : 82 km 処理場 : 10 施設 (農業集落排水 : 8 箇所 林業集落排水 : 1 箇所 小規模集合排水処理 : 1 箇所)
	衛生的で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備を行っています。	農村部における、し尿・生活雑排水を一括処理することで、集落内の生活環境の向上と農業用排水の水質保全を図るため整備を進めています。
現状と課題	1. 施設の充足・配置状況 令和2年度末の生活排水処理施設普及率は79.9%であり、秋田県平均の88.4%(令和2年度末)と比較して低い水準です。 2. 施設の改修・更新状況 管路施設の老朽化による問題は、現時点では顕在化していないものの、今後は更新に向けた取り組みが必要です。 効率的で持続可能な污水处理システム構築のため「横手市生活排水処理構想」を策定しています。 3. 防災対応 「横手市地域防災計画」に基づき管路の耐震化を進めるとともに、地震災害における「地震BCP」 ^⑥ を策定し、円滑、迅速な応急対策や災害復旧を行うこととしています。 ⑥大規模地震時の制約条件等を考慮した下水道被害に対する緊急時の対応計画	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理システムの全体をとらえたアセットマネジメントに取り組み、経営の健全化を図りながら、計画的な施設の維持管理を行います。 ・横手市生活排水処理構想に沿って、未整備地区の効率的な整備を進めるとともに、污水处理施設の統廃合等により維持管理費の低減を図ります。 ・単独処理場である山内浄化センターを廃止し、令和5年度には横手市公共下水道に接続して処理を開始する予定です。 ・農業集落排水施設では、大森地区の十日町処理区と本郷処理区を大森処理区に統合し、令和5年度から大森浄化センターで処理を開始する予定です。 ・地震以外の災害に関しても、BCP(業務継続計画)の策定に向けて取り組みます。 	

図表 3.15 下水道施設、農業集落排水処理施設配置状況



3.3.3 病院

(令和4年度末)

区分	市立横手病院	市立大森病院
施設の内容	昭和60年8月(A棟) 平成4年7月(B棟) 平成22年4月(C棟) 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建 (一部地下なし、塔屋あり) 延床面積：16,045㎡	平成10年2月 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階建(一部5階建) 延床面積：9,564㎡
	私立横手病院を前身として、明治22(1889)年12月に公立横手病院として開設。 以来、市民の健康保持に必要な医療を提供するため病院事業を実施。	昭和34(1959)年6月に大森町立病院として開設。 以来、市民の健康保持に必要な医療を提供するため病院事業を実施。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市立横手病院は、主な建物が3棟あり、昭和60年、平成4年、平成22年の建設となっています。老朽化の状態や管理の対応も一様でなく、個々の状況を把握しながら、全体として計画的な維持管理の必要があり、A棟を中心に令和2～令和3年度において大規模修繕を施行しています。 ・市立大森病院は、平成10年に移転新築し、平成14年作業療法室、平成21年人間ドック健診センター、平成24年院内保育所棟を増築しています。施設の劣化状況を見ながら、計画的修繕と早期対応で予防保全に努めており、平成28年度から14系統ある水熱源ユニットの更新工事を行っています。給排水設備や外壁等の劣化も激しく大規模修繕を検討しています。 ・いずれの施設においても、建築基準法等で定められた定期点検を実施しながら、予算の範囲内において劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施し、病院機能の継続的な提供に努めています。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に対する良質な医療の確保・患者サービスの向上を優先しながら、積極的な経営改善の中で施設の保全を行っていきます。 ・施設のメンテナンス(定期保全・定期点検)を徹底し、改修、更新を計画的に行い、厳しい財政状況の中でも、ライフサイクルコストの縮減に努め長寿命化を図ります。 	

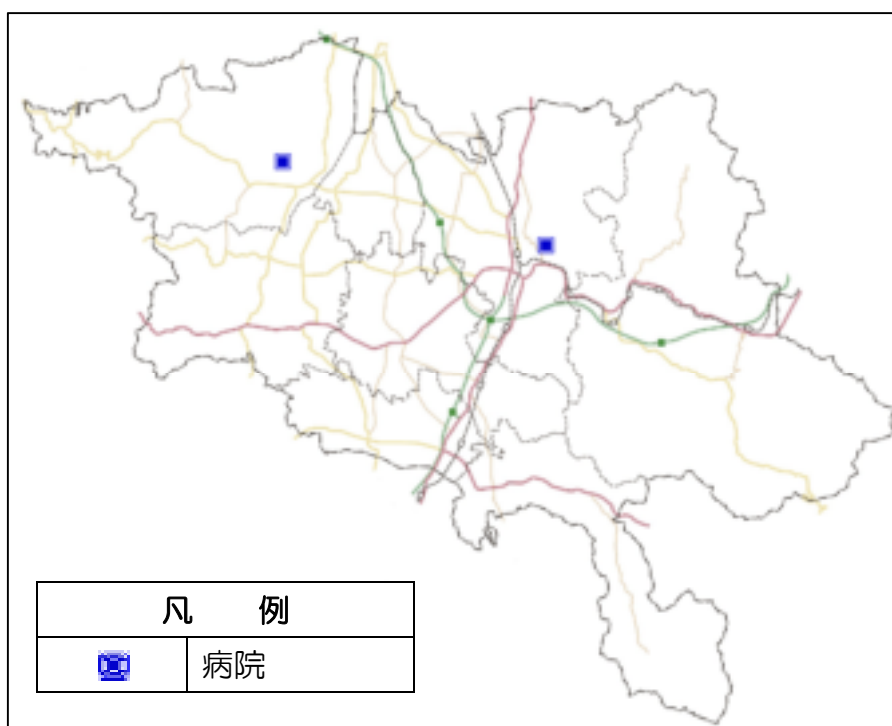


市立横手病院



市立大森病院

図表 3.16 病院配置状況



3.4 土地

(令和4年度末)

区分	行政財産	普通財産
面積	3,576.8万㎡	3,201.6万㎡
施設の内容	公共施設敷地、公園等	廃止公共施設敷地、分収林、未利用地
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市が保有する公共財産のうち土地の合計は6,778.4万㎡です。 ・行政財産が3,576.8万㎡で全体の52.8%、普通財産は3,201.6万㎡で47.2%となっています。これらの土地は、公共施設の敷地や分収林、財産区管理の土地のほか未利用地となっています。 ・合併以降、未利用地の公募売却を行っており、これまで525件、約22.7万㎡の売却実績があります。 	
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の用途廃止や解体によって、未利用土地が増えてくると見込まれますので、次のように積極的な利活用および土地管理コストの縮減に取り組みます。 ・新規に施設を整備する場合は、道路、河川、公園等の整備で他の土地では代替できない場合を除き、まずは既存の市有地、未利用地等の利用、または交換、代替地として市有地を利用することを検討します。 ・市の政策として利活用の可能性がある場合や、将来的な利活用に価値が見い出される場合は、コスト縮減を図りながら適切に管理します。期間を限定して貸付けすること等も検討します。 ・市としての利用予定がなく、売却等が可能な土地は、市場価値を適正に判断し、当初の取得の経緯、利用経緯、周辺土地利用状況を踏まえながら、売却あるいは貸付け等、最適な利用方法を検討し実施します。 ・周辺環境への影響に留意しながら、再生可能エネルギー施設の誘致を検討します。 	



横手市財産経営推進計画（FM計画）

横手市財産経営推進本部（財務部財産経営課）

〒013-8601 秋田県横手市条里一丁目1番64号

TEL 0182-35-2168 FAX 0182-32-4655

E-mail kanzai@city.yokote.lg.jp

URL <https://www.city.yokote.lg.jp/>